

研

究

2009 紀

要

[研究論考]

- カマド燃焼部における遺物出土状況の検討 丹治篤嘉
- 摺上川上流域における縄文時代中期末葉～
後期前葉の住居跡について 大河原勉
- 居宅と火葬墓 菅原祥夫

[文化財報告]

- ‘衣’に関わる体験学習プログラムについての現状と課題
—縄文時代の布づくりと古代の染色の体験学習を通して—
..... 大波紀子
- 福島県文化財センター白河館における資料管理の現状と課題
..... 轡田克史



福島県文化財センター●白河館

研

究

紀

要

2 0 0 9

目 次

≡研究論考≡

- カマド燃焼部における遺物出土状況の検討（丹治篤嘉）…………… 1
- 摺上川上流域における縄文時代中期末葉～後期前葉の住居跡について（大河原勉）…… 33
- 居宅と火葬墓（菅原祥夫）…………… 51

≡文化財報告≡

- ‘衣’に関わる体験学習プログラムについての現状と課題
—縄文時代の布づくりと古代の染色の体験学習を通して—（大波紀子）…………… 65
- 福島県文化財センター白河館における資料管理の現状と課題（轡田克史）…………… 79

カマド燃焼部における遺物出土状況の検討

副主任学芸員 丹治篤嘉

1 はじめに

遺物がどのような状態で出土したのかを検証することは、その遺物が本当に遺構の年代を示すものであるのかを考えるために、必要不可欠な作業である。一般的に、古墳時代中期後半～平安時代の竪穴住居跡に付設されるカマドから出土する土器も、年代を示す有力な材料とされている。また、カマドにおける遺物の出土状況を検証することは、遺構の所属時期を決定するだけでなく、そこに過去の人々のどのような意思が反映しているのかを考える上でも重要である。具体的には、土師器甕の設置方法や、いわゆる‘カマド祭祀’や‘カマド廃棄儀礼’等と呼ばれている事象について考えるための基礎的な情報となりうる。

カマドの燃焼部から出土する土師器甕が‘天井部の掛け口に設置された状態＝住居機能時の状態’なのか、カマドを破壊した後に置かれたものなのかを判断するためには、明確な根拠が必要である。しかし、実際に報告事例を見ると、図面や文章の提示が不十分なまま、設置された状態とか、カマド廃棄と判断されるものや、所見が示されないものが散見される。

筆者は、筒形土製品の用途を出土状況から検討した際^(註1)以降、福島県内における該期のカマドから出土する遺物が、どのような要因で出土するのかということが十分検証されているとは言い難い状況ではないかと常々考えていた。また、近年、北野博司らにより、土師器甕が「カマドにかかったまま遺棄され、崩落したのか、天井部を壊しカマドから外して置き直したものか、その点に留意して調査・報告されている例は少ない^(註2)。」と指摘もされている。

そこで、本稿では福島県内のカマドの燃焼部から遺物が出土した報告事例をまとめ、上記の事柄を明確に報告するにあたってはどのような情報が必要かということを描き出し、今後の調査技術・報告の進展の一助としたい。併せて、それらの事例に関して、遺物の出土要因を検証し、基礎的な分類を行い、その特徴や傾向性について言及したい^(註3)。

2 資料抽出の方法と分類

(1) 資料抽出の方法

福島県文化財センター白河館には、福島県教育委員会が発掘調査した資料が収蔵されている。これまで福島県教育委員会が積み重ねてきた発掘調査の成果は膨大であり、カマドを有する竪穴住居跡も多数確認されている。そこで、今回はそれらの報告事例を検討の対象とした。

資料の抽出のために検索した発掘調査報告書は、表1の通り35個の事業、計264冊である。その結果をまとめたのが表2で、カマドが検出された竪穴住居跡の総数は1,737軒である^(註4)。竪穴住居跡の所属時期は、古い時期から「引田式」、「佐平林式」、「舞台式」、「栗圀式」、「国分寺下層式」、「表杉ノ入式」^(註5)、時期を確定する根拠に欠けるものについては「不明」とし、表2および後述する表3にはそれぞれ順に、「引」、「佐」、「舞」、「栗」、「国」、「表」、「不」と

表 1 対象とした報告書

No.	報告書名	冊数	略称	No.	報告書名	冊数	略称
1	母畑地区遺跡発掘調査報告2～39	38	母畑	19	田島町寺前遺跡発掘調査概報	1	—
2	国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告1～14	14	会津	20	梁川城跡 二ノ丸土塁発掘調査報告	1	—
3	矢吹地区遺跡発掘調査報告1～10	10	矢吹	21	伊達西部地区遺跡発掘調査報告	1	—
4	真野ダム関連遺跡発掘調査報告4～15	12	真野	22	伊達西部条里遺構発掘調査概報1～3・5	4	—
5	国道113号バイパス遺跡調査報告1～5	5	113号	23	阿武隈右岸築堤遺跡発掘調査報告1～3	3	右岸
6	東北横断自動車道遺跡調査報告1～28	28	横断	24	県道古殿須賀川線(うつくしま未来博関連)遺跡発掘調査報告	1	未来
7	三春ダム関連遺跡発掘調査報告1～8	8	三春	25	一般国道6号相馬バイパス遺跡発掘調査報告	6	—
8	原町火力発電所関連遺跡調査報告1～10	10	原町	26	会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告1～8	8	—
9	摺上川ダム遺跡発掘調査報告1～9	9	摺上	27	国営限戸川農業水利事業遺跡調査報告1	1	限戸
10	相馬開発関連遺跡調査報告1～5	5	相馬	28	一般国道289号南倉沢バイパス遺跡発掘調査報告1～2	2	南倉
11	請戸川地区遺跡発掘調査報告1～6	6	請戸	29	こまちダム遺跡発掘調査報告1～4	4	こま
12	常磐自動車道遺跡調査報告4・6・8～11・18～54	43	常磐	30	阿武隈東道路遺跡発掘調査報告1	1	阿東
13	福島空港公園遺跡発掘調査報告1～4	4	空公	31	東北新幹線関連遺跡発掘調査報告1～6	6	新幹
14	福島空港関連遺跡発掘調査報告1～5	5	空港	32	東北自動車道遺跡発掘調査報告	1	東北発
15	福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告1～19	19	あぶ	33	関和久上町遺跡	1	関和上
16	相馬第二地区遺跡発掘調査報告1～3	3	相二	34	関和久遺跡	1	関和久
17	福島県文化財センター白河館(仮称)遺跡発掘調査報告	1	—	35	東北自動車道遺跡調査報告	1	東北調
18	NTC遺跡発掘調査報告	1	NTC	合計		264	

※カマドを有する竪穴住居跡が確認されなかったものは、略称の欄に「—」で示した。

略して示した。なお、表2においては、どちらの型式に属するか微妙な過渡的な特徴を示す土器については、便宜上新しい型式の方に含めてカウントした(註6)。中には誤った理解もあるかもしれないが、あくまで傾向性を見ることが主目的であるため、ご容赦いただきたい。そして、表2に示した竪穴住居跡の中から、カマドの燃焼部から遺物が出土している事例を本稿で検討する材料として取り上げたが、これについては次項で述べることとする。

(2) 分類

カマドの燃焼部から出土する遺物は以下の5つに大別される(註7)。

- ①カマドの掛け口に設置されたまま遺棄されたもの。その多くが住居廃絶後のある段階で、自然に天井部が崩落することにより原位置から若干動いているが、設置された状態を留めるものもある。具体的な器種は土師器甕である。
- ②住居廃絶時にカマドが破壊され、それに伴い意識的に遺棄されたもの。器種は土師器甕・杯が多いが、これについては「4 考察」のところで詳述する。
- ③天井部の構築材に使用されたもの。土師器甕、筒形土製品、板状土製品等がある。
- ④支脚として使用されたもの。支脚に転用されたものや、高さ調節として用いられたものを含む。支脚専用としてつくられたものには、土製や石製のもの、そして筒形土製品がある。支脚に転用されたものは、土師器甕や羽口、高さ調整に用いられたものとしては、土師器杯・甕等がある。
- ⑤上記の①～④以外のもの。具体的には、住居廃絶後に埋没する過程で意図されず後から混入したもの、土器の細片が数片出土するなど性格付けが困難なもの、その他用途が不明な出土状況を示すもの(註8)、等がある。

冒頭で述べたように、本稿の主たる検討内容は、上記の①・②である。そこで、燃焼部から

出土する遺物の中でも、①か②に相当するとみられる事例を取り上げた。それが、表3に示した計128例である。これらの事例は、調査者が何らかの必要性を感じて図面等の記録作成を行い、報告書中で遺物の出土状況が平面図や断面図として明示された事例である^(註9)。以下、これらの分類について述べることとする。

まず①については、燃焼部内における支脚の設置の有無により、「設置Ⅰ類（支脚有り）」、「設置Ⅱ類（支脚なし）」とした^(註10)。なお、「設置Ⅱ類」に関しては、住居廃絶時に支脚だけを抜き去った可能性もあるが、今回検討した事例では燃焼部底面に支脚を設置した際の窪みや掘形は確認されていないため、明らかではない。

②は遺棄する遺物の器種により大別し、出土状況からさらに細分した。具体的には、土師器甕を置くものを「廃棄Ⅰ類」、土師器杯を置くものを「廃棄Ⅱ類」、土師器甕・杯以外の器種を置くものを「廃棄Ⅲ類」、複数器種（須恵器等も含む）を置くものを「廃棄Ⅳ類」とし^(註11)、それぞれ、a：倒立（伏せた状態）、b：正位（若干斜めの状態等含む）、c：横位、d：破碎、と細分した。ただ、出土状況が不明確なものは細分していない。また、土師器杯を支脚の上に伏せた状態で出土したものをカマド祭祀と報告している事例があり、それらをa'とした。

なお、客観的な根拠が示されておらず、どちらに分類したらよいか判断のつかない事例、設置された状態と報告されているものでも、そのように判断した根拠が示されていない事例、根拠が提示されているものでも廃棄の可能性が残されている事例、等については「保留」とした。

また、カマドに関連する祭祀や廃棄と捉えられる例として、カマド構築時に袖や天井部に構築材としての用途とは思えない遺物を埋め込むもの^(註12)、カマド周辺から手捏ね土器や土製丸玉が出土するもの^(註13)、燃焼部の外に廃棄したとみられるもの^(註14)、支脚が原位置を保たずに、別の場所から出土したもの^(註15)、等があるが、今回の検討はあくまで燃焼部から出土する遺物を対象とするため言及しない。

（3）報告書から得られるデータについて

表3においては、報告書から得られるデータについても、「報告書の内容」、「甕の状態」、「出土遺物の内訳」という項目を設けて示した。

「報告書の内容」は、①断面図の提示（断）^(註16)、②堆積土との関係（堆）、③調査者の判断の有無（調）、④根拠の有無（根）、⑤写真の提示（写）、の5つの観点から確認作業を行った。

①は、土器が出土している位置を通して土層の断面図を作成しているか。②は、出土土器が燃焼部内の堆積土とどのような関係にあるのかについて言及しているか。③は、調査者が土器の出土した要因について言及しているか。④は、③で判断した根拠について言及しているか。⑤は、燃焼部から土器が出土した状況の写真を近景で提示しているか。これらについて、該当するものは、各欄に丸印を示した。当然ながら、全てに丸印がついている事例が、よい報告事例であると考えている。

「甕の状態」は、燃焼部内から出土する土師器甕について、その出土状態から、「倒立」、「正位」、「斜め」、「横倒し」、「破片」、に分け、以下のように出土位置毎に示した。すなわち、燃焼部内

表2 カマドを有する竪穴住居跡軒数表

報告書名	遺跡名	軒数	竪穴住居跡の所属時期						
			引	佐	舞	栗	国	表	不
母畑2	赤根久保	1						1	
	谷内前C	16					3	13	
母畑4	佐平林Ⅰ～Ⅴ	14		6		1	1	5	1
	源平A	1						1	
母畑5	谷内前C	16					3	12	1
	西原	7					1	6	
	佐平林Ⅶ・Ⅷ	19		4			1	14	
母畑6	杉内B	5					2	2	1
	杉内C	1					1		
母畑7	沼平	10					1	7	2
	沼平東	9					3	6	
母畑10	七郎内D	5						5	
	唐松A	5				4		1	
母畑11	地藏田A	3						3	
	上悪戸	23				5	5	9	4
母畑12	下悪戸	6					1	5	
	薬師堂	3			3				
母畑14	矢先石	7					2	1	4
	駒形A	3				3			
母畑15	梅木平	5						5	
	東作田A	3					1	2	
	東作田C	9					3	6	
	小田口C	5						5	
母畑20	高畑	1						1	
	堂平B	4						3	1
母畑21	大内B	2						2	
	十三仏	8					2	6	
母畑24	王子前	2						2	
	田向E	6						6	
母畑27	田向F	17					1	16	
	売田A	1						1	
母畑28	久保田C	1						1	
	辰巳城	3	1			1	1		
母畑29	田向A	7						6	1
	田向B	5					3		2
	枇杷沢B	9						9	
	カガヤ垣A	1					1		
母畑30	辰巳城	9	1					8	
	弥明	14				5	3	5	1
母畑33	殿畑	5				5			
	正直A	57	22	5		1	2	22	5
母畑35	駒形B	2				2			
	正直C	52				3	8	41	
母畑37	大日原C	1							1
	佐平林Ⅵ	2						2	
母畑39	達中久保	33					9	22	2
	板倉前B	8		2			2	4	
会津1	下堀際	7						7	
	北ノ前	1						1	
会津2	腰巻	1						1	
	鹿島	2						2	
会津11	驚沢道南	1						1	
	二本松	1						1	
矢吹1	北大久保B・C	6				5		1	
	沢口B	3						3	
矢吹3	滝原前山C	2				2			
	上清神	1						1	
矢吹4	滝原前山C	8				3		4	1
	山崎	26		6	3	9		6	2
矢吹5	桑名邸	2				2			
	芹沢A	2		2					
矢吹7	竹柄	1						1	
	北大久保E	8						8	
矢吹9	山崎	7		2	1	4			
	笹目平	17						15	2
真野4	松ヶ平A	1						1	
	日向南	2						2	
真野8	日向南	2						2	
	岩下向A	2						2	

No.1

報告書名	遺跡名	軒数	竪穴住居跡の所属時期						
			引	佐	舞	栗	国	表	不
真野11	松ヶ平B	1						1	
	日向南	1						1	
113号2	北原	18						18	
	三貫地	34				10	9	9	6
113号3	境A	10						10	
	境B	1						1	
113号4	善光寺	1				1			
	大森A	2			2				
113号5	小屋館	2					2		
	登戸	4						4	
横断2	牧場山	1						1	
	角間	1						1	
横断3	船ヶ森西	5				1	2		2
	能登	2						2	
横断4	法正尻	1						1	
	横沼西	1						1	
横断5	川前	1						1	
	二池	4						4	
横断6	宮ノ下B	2						2	
	堀ノ内	7						6	1
横断7	台ノ前A	1						1	
	仲作田	1						1	
横断8	宮林	3						3	
	仲ノ縄B	2						2	
横断9	仲ノ縄E	4						4	
	馬場平B	2						2	
横断10	小滝	1						1	
	作田B	8					2	5	1
横断11	糞内	4					1	3	
	猪久保城	1						1	
横断12	本飯豊	4				1	1	2	
	羽黒山館	1							1
横断13	本飯豊	8					3	5	
	三春5	2						2	
横断14	蛇石前	2						2	
	光谷	7						7	
横断15	四合内B	7						7	
	越田和	9					2	7	
横断16	鳥打沢A	5					1	4	
	鳥井沢B	1					1		
横断17	鳥打沢A	1							1
	鳥打沢B	1							1
横断18	長瀬	9				2	2	1	4
	船沢A	8						8	
横断19	鳥井沢B	6					1	3	2
	長瀬	1					1		
横断20	大船迫B	1				1			
	大船迫C	4				1	2		1
横断21	鳥打沢A	2				1		1	
	大船迫C	4				1			3
横断22	長瀬	10					8		2
	大船迫A	34				8	9	9	8
横断23	前田C	1						1	
	鳥打沢A	1							1
横断24	大船迫A	31				4	10	16	1
	大迫	3						3	
横断25	大迫	10						10	
	大迫	4					4		
横断26	鳥打沢A	2					2		
	割田A	3						3	
横断27	割田B	1						1	
	割田C	18						18	
横断28	割田G	1						1	
	割田H	11						11	
横断29	弓手原A	4						4	
	獅子内	6						6	
横断30	弓手原A	2						2	
	獅子内	3						3	
横断31	獅子内	5						5	
	小屋館	3						3	

No.2

No.3								
報告書名	遺跡名	軒数	竪穴住居跡の所属時期					
			引	佐	舞	栗	国	表
摺上9	八方塚A	2						2
	田向	2						2
相馬1	向田A	4					3	1
	向田D	5				4		1
	向田E	5					1	4
	向田F	1						1
	向田G	2						2
	洞山C・D・E	2				1		1
	洞山F	3				2		1
	洞山G	2				2		
相馬4	武井D	1				1		
	猪倉A	1						1
相馬5	猪倉B	10						8
	山田A	2						2
	山田B	1						1
請戸1	四ツ栗	1						1
請戸5	北向A	1					1	
常磐4	タタラ山	5				1	1	3
常磐6	大猿田	8				3		5
常磐8	大久保A	5						5
	大久保F	8						8
常磐9	タタラ山	14			3	9		2
常磐10	白岩堀ノ内	9				1	1	6
常磐11	大猿田	12					5	7
常磐18	程立A	1						1
常磐19	金波	1						1
	折木	1						1
常磐20	下小塙上ノ原	10						8
	上本町D	2						2
常磐21	鍛冶屋	54					1	51
常磐22	折木	1						1
常磐24	鍛冶屋	13						12
常磐25	馬場前	4					4	
常磐26	新堤入	1						1
常磐28	鍛冶屋	5					2	3
常磐29	馬場前	19					15	3
常磐30	小山B	18						18
常磐31	大谷上ノ原	2						1
常磐34	大谷山根	1						1
常磐35	馬場前	13					2	9
常磐36	前山A	2						2
常磐36	本町西B	8						8
常磐42	本町西C	1						1
常磐42	明神	1					1	
常磐43	四ツ栗	1						1
常磐46	熊平B	1						1
常磐46	大田切	3						3
常磐47	北山下	5						5
常磐51	戸島土	1						1
常磐52	片倉	2						2
常磐52	広谷地	2						2
常磐53	石神	3						3
常磐53	小迫	9						9
常磐53	朴迫D	3						3
空公1	関林D	9					2	7
	関林G	4						4
空公2	関林K	2						2
	関林O	1						1
空公3	関林H	4						4
空公4	深田C	1						1
空港1	五十堀田B	4						4
空港3	平ヶ谷地A	1						1
空港3	観音山	2						2
あぶ1	上宮崎A	10					1	9
	上宮崎B	1						1
	北ノ内	1						1
あぶ2	小又	13					7	6
あぶ2	下宮崎A	6					1	5
あぶ3	白山A	9	3	4	1			1

No.4								
報告書名	遺跡名	軒数	竪穴住居跡の所属時期					
			引	佐	舞	栗	国	表
あぶ3	白山C	22		2		1	2	17
あぶ4	柳作A	1						1
	柳作C	2						2
あぶ6	白山D	4	1					3
	白山E	1						1
あぶ9	金波B	2					2	
	赤沢A	2					1	1
あぶ10	後原	1						1
あぶ11	高原	21		1		15	1	2
あぶ12	金波B	2					1	1
あぶ13	江平	37	2			3	10	20
あぶ14	堂平D	2						2
あぶ15	堂平F	6						6
あぶ16	栗木内	20	2	1		1	2	12
あぶ17	堂平G	1					1	
あぶ18	中下	2						2
あぶ19	鹿島	2						2
あぶ20	境田	1						1
あぶ21	嫁田B	1						1
相二2	宿仙木A	1						1
相二3	美シ森A	1						1
NTC	根ッ子原A	2						2
右岸1	山王川原	39				31	4	2
右岸2	高木	119			2	86	9	3
右岸2	北ノ脇	19				8	8	2
未来	松原	1				1		
	川屋向	2					2	
	松ヶ作B	1					1	
	狐山	2						2
限戸1	腹田A	3						3
	腹田B	2					2	
	腹田C	1						1
南倉1	南倉沢	2						2
こま3	堂田A	3						3
	西田H	3					2	1
阿東1	萩平	1						1
新幹1	赤坂裏	2						2
	芹沢	1					1	
	古屋敷	3						3
	岩淵境	2						2
	御所館	1						1
新幹2	道場	4				2	2	
	皆屋敷	3						3
	孫六橋	2					1	1
新幹3	徳定A	8			6			2
	徳定B	20			6	1	4	9
新幹4	矢ノ戸	16				4	4	3
新幹5	鳴神・柿内戸	34				8	5	14
新幹6	御山千軒	9					2	4
東北発	勝利ヶ丘	5						5
関和上		6					1	5
関和久		1				1		
東北調	七斗蒔	4				4		
	下原	2				2		
	三峰森	1				1		
	堰ノ上	2						2
	出磐山	4					4	
	勝利ヶ岡	3				1	1	1
	中柵	1						1
	林合	8					1	5
	二タ通り	1						1
	仏具壇	1						1
	狐石	2						2
	金重谷地	7						7
合計	高林	1						1
合計		1,737	32	35	27	280	245	973

表3 カマド燃焼部から遺物が出土した事例

No.1

番号	報告書名	遺跡名	住居番号	時期	分類	報告書の内容					甕の状態			出土遺物の内訳					
						断	堆	判	根	写	左	中	右	甕	杯	甌	高	手	その他
1	常磐9	タタラ山	27 住	舞	設置Ⅰ	○	○	○	○	○	正		正	2					
2	常磐6	大猿田	4 住	栗	設置Ⅰ	○	○			○	斜		斜	2					
3	母畑34	正直A	58 住	引	設置Ⅱ	○		○		○	正		正	2					
4	母畑33	殿畑	5 住	栗	設置Ⅱ	○	○	○	○		正		正	2					
5	あぶ14	栗木内	10 住	国	廃棄Ⅰa	○	○	○	○	○		倒		1					
6	常磐52	広谷地	3 住	表	廃棄Ⅰa		○	○		○		倒		1					
7	常磐21	鍛冶屋	47 住	表	廃棄Ⅰa	○	○	○	○	○		倒		1					
8	右岸2	高木	56 住	栗～国	廃棄Ⅰa?					○		倒		1					
9	常磐21	鍛冶屋	32 住	表	廃棄Ⅰa?	○				○	倒			1					
10	あぶ3	白山A	11 住	引	廃棄Ⅰb	○		○	○	○		正		1					
11	母畑33	殿畑	4 住	栗	廃棄Ⅰb	○		○			正		正	2					
12	矢吹5	山崎	5 住	栗	廃棄Ⅰb						横		斜	2					
13	常磐9	タタラ山	9 住	栗	廃棄Ⅰb	○		○				斜	斜	2					
14	常磐9	タタラ山	11 住	栗	廃棄Ⅰb	○				○	正		正	3					
15	あぶ11	高原	7 住	栗	廃棄Ⅰb	○	○	○				横	横	1					
16	あぶ11	高原	9 住	栗	廃棄Ⅰb	○	○	○		○	横	斜	横	3					
17	右岸1	山王川原	19 住	栗	廃棄Ⅰb	○	○	○	○	○	斜		正	3					
18	右岸1	山王川原	32 住	栗	廃棄Ⅰb	○	○	○	○	○		斜		1					
19	右岸1	山王川原	36 住	栗	廃棄Ⅰb	○	○			○	正	2		2					
20	右岸2	北ノ脇	6 住	栗	廃棄Ⅰb	○		○		○	横		正	2					
21	東北道	勝利ヶ丘Ⅲ区	2 住	表	廃棄Ⅰb	○					斜			1					
22	母畑34	正直A	60 住	引	廃棄Ⅰc	○		○		○		横	3	3					
23	母畑32	弥明	10a 住	栗	廃棄Ⅰc	○		○	○	○	横		横	2					
24	矢吹10	山崎	41 住	栗	廃棄Ⅰc	○	○					横		1					
25	常磐6	大猿田	3 住	栗	廃棄Ⅰc	○	○	○				横		1					
26	あぶ11	高原	11 住	栗	廃棄Ⅰc	○	○	○	○	○		横		1					
27	右岸1	山王川原	37 住	栗	廃棄Ⅰc	○		○	○	○	横		横	2					
28	右岸2	北ノ脇	1 住	栗	廃棄Ⅰc	○		○	○			横	2	2					
29	右岸2	高木	109 住	栗	廃棄Ⅰc	○				○	横		横	2					
30	常磐9	タタラ山	10 住	栗～国	廃棄Ⅰc	○						横		1					
31	あぶ12	江平	6 住	国	廃棄Ⅰc	○	○			○	横	2	横	横	4				
32	右岸1	山王川原	34 住	国	廃棄Ⅰc	○				○		横		1					
33	母畑39	達中久保	11 住	表	廃棄Ⅰc							横	2	3?					
34	原町10	割田B	1 住	表	廃棄Ⅰc	○	○	○	○	○		横		1					
35	常磐30	小山B	2 住	表	廃棄Ⅰc	○	○	○	○	○		横		1					
36	母畑5	佐平林Ⅷ区	3 住	佐	廃棄Ⅰc?								横	1					
37	右岸1	山王川原	16 住	栗	廃棄Ⅰd	○	○	○	○	○	破	破	破	2					
38	横断22	作田B	2 住	表	廃棄Ⅰd	○				○	破			2					
39	原町2	船沢A	7 住	表	廃棄Ⅰd	○	○			○	破			1					
40	常磐21	鍛冶屋	60 住	表	廃棄Ⅰd	○		○	○	○	破	破	破	1					
41	あぶ12	江平	44 住	表	廃棄Ⅰd		○	○	○	○		破	破	1					
42	右岸2	高木	23 住	表	廃棄Ⅰd		—	○	○			破	破	3					
43	右岸1	山王川原	4 住	国	廃棄Ⅰa・c	○	○			○	横・倒			2					
44	新幹2	道場	4 住	国	廃棄Ⅰa・b・d					○	正	破	倒	3?					
45	常磐53	小迫	1 住	表	廃棄Ⅰa・b・d	○		○		○	倒	正	破	3					
46	母畑34	正直A	22 住	引	廃棄Ⅱa									2					
47	右岸2	北ノ脇	16 住	国	廃棄Ⅱa	○		○	○	○				1					
48	母畑34	正直A	82 住	表	廃棄Ⅱa			○						2?					
49	母畑36	正直CX地点	19 住	表	廃棄Ⅱa	○								1					
50	母畑36	正直CV地点	20 住	表	廃棄Ⅱa	○	○			○				1					
51	相馬4	猪倉B	58 住	表	廃棄Ⅱa	○	○			○				1					
52	相馬4	猪倉B	270 住	表	廃棄Ⅱa		○	○	○	○				1					
53	南倉1	南倉沢	1 住	表	廃棄Ⅱa	○	○	○	○	○									須恵器杯1
54	常磐24	鍛冶屋	102 住	表	廃棄Ⅱa	○	—	○	○	○				1					
55	常磐34	馬場前	82 住	表	廃棄Ⅱa		—	○	○	○				1					
56	あぶ3	白山A	10a 住	表	廃棄Ⅱa	○	—	○	○	○				1					
57	右岸2	高木	90 住	舞～栗	廃棄Ⅱb	○	○			○				2					
58	右岸2	北ノ脇	17 住	国	廃棄Ⅱb			○		○									須恵器杯1
59	原町10	割田C	10 住	表	廃棄Ⅱb		○	○	○	○				3					
60	あぶ13	堂平F	6 住	表	廃棄Ⅱa・b	○	○	○	○	○				2					
61	あぶ14	栗木内	31 住	引	廃棄Ⅲ			○	○									1	
62	右岸2	高木	103 住	栗	廃棄Ⅲa	○		○		○							1		
63	常磐21	鍛冶屋	17 住	表	廃棄Ⅲb	○													筒形土器1
64	右岸2	高木	26 住	栗	廃棄Ⅲd					○						1			
65	常磐53	朴迫D	1 住	表	廃棄Ⅲd	○		○	○	○						1			

No.2

番号	報告書名	遺跡名	住居番号	時期	分類	報告書の内容					甕の状態			出土遺物の内訳					
						断	堆	判	根	写	左	中	右	甕	杯	甗	高	手	その他
66	母畑34	正直A	35 住	引	廃棄IV	○					—	—	—	2	3				
67	右岸2	高木	34 住	栗	廃棄IV	○		○	○	○	—	—	—	2	2				
68	母畑5	谷地前C	32 住	表	廃棄IV						—	—	—	1	3				
69	母畑34	正直A	92 住	引	廃棄IV a	○							倒	1	1				
70	右岸2	北ノ脇	7 住	表	廃棄IV a			○	○	○	倒			1	1				
71	母畑34	正直A	49 住	引	廃棄IV b	○				○	正			2	1				
72	母畑33	殿畑	9 住	栗	廃棄IV b	○	○				正		正	2	1				
73	右岸1	山王川原	2 住	栗	廃棄IV b	○	○			○	斜	正	斜	2		1			
74	右岸1	山王川原	17 住	栗	廃棄IV b	○	○	○	○	○		斜		1	1				
75	常磐9	タタラ山	19 住	栗	廃棄IV c	○				○			横	1			1		
76	母畑34	正直A	54 住	引	廃棄IV d	○	○			○	破	破	破	2?	1?				
77	母畑29	田向A	3 住	表	廃棄IV d	○				○	破	破	破	2					須恵器杯1
78	母畑7	沼平東	7 住	表	廃棄IV d	○					破	破	破	2	1				
79	右岸2	高木	31 住	栗	廃棄IV a・c	○				○	横			1	1				
80	右岸2	北ノ脇	24 住	栗	廃棄IV a・c	○		○		○		横		1	1		1		
81	横断19	仲ノ縄B	1 住	表	廃棄IV a・c	○	○	○	○	○		横2		2	2				土製品2? 鉄製刀子1?
82	常磐21	鍛冶屋	40 住	表	廃棄IV a・d		○	○	○	○	破			1	2			1	
83	横断10	能登	1 住	表	廃棄IV a・b・d	○		○	○	○			斜	2					須恵器甕1・杯2・鉢1
84	常磐6	大猿田	6 住	表	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○								2	須恵器杯1
85	あぶ4	柳作A	1 住	表	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○	横	横	横2	4	1				
86	右岸2	高木	84 住	栗	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○		横	横	2	2				
87	あぶ3	白山A	4 住	舞	廃棄IV b・d	○				○	正		横	3	3				
88	母畑10	七郎内D	6 住	表	廃棄IV b・d					○		破		1		1		1	
89	母畑34	正直A	19 住	引	保留	○				○	正	横		3	2		1		
90	母畑34	正直A	52a 住	引	保留	○	○	○	○	○		正	斜	1	1?				
91	母畑5	佐平林Ⅷ区	7 住	佐	保留					○			斜	1					
92	あぶ3	白山A	3 住	佐	保留	○				○		正		1	3				
93	あぶ3	白山A	12 住	佐	保留					○		正		3	3	1			
94	あぶ3	白山C	20 住	佐	保留	○				○		横		1					
95	あぶ14	栗木内	21 住	佐	保留	○	○			○		正		1	1				
96	右岸2	高木	94 住	舞	保留	○		○		○	斜	横	斜	2	1	1			
97	新幹3	徳定A2A区	1 住	舞	保留					○	斜		斜	2					
98	新幹3	徳定A2A区	2 住	舞	保留					○	斜		斜	2					
99	新幹3	徳定B	16 住	舞	保留					○	正	横	斜	2					
100	母畑36	正直C I 地点	4 住	栗	保留	○				○	正	横	斜	3					
101	矢吹1	北大久保B・C	1 住	栗	保留	○		○	○	○	横	横	斜	4					
102	矢吹4	滝原前山C	4 住	栗	保留	○				○	横		横	2					
103	矢吹5	山崎	23 住	栗	保留	○		○			正	横	正	3					
104	常磐4	タタラ山	1 住	栗	保留	○	○	○		○	正	斜	斜	2					
105	常磐9	タタラ山	14 住	栗	保留	○	○			○	破		斜	2?					
106	常磐9	タタラ山	16 住	栗	保留	○					横		斜	2					
107	常磐9	タタラ山	18 住	栗	保留	○				○	斜		斜	3					
108	あぶ11	高原	4 住	栗	保留	○	○	○	○	○	斜		斜	2					
109	あぶ11	高原	16 住	栗	保留	○		○	○	○	斜		斜	2	1			1	
110	あぶ11	高原	24 住	栗	保留	○	○	○	○	○		斜	斜	1					
111	あぶ14	栗木内	12 住	栗	保留		○	○		○		斜	斜	2					
112	右岸1	山王川原	13 住	栗	保留	○				○	斜	斜	斜	3	1				
113	右岸1	山王川原	35 住	栗	保留					○	正	斜	正	2					
114	右岸2	高木	16 住	栗	保留	○		○		○	横		正	2					
115	右岸2	高木	43 住	栗	保留	○		○	○	○	正		横	2					
116	右岸2	高木	50 住	栗	保留	○				○		斜		1					
117	右岸2	高木	59 住	栗	保留	○				○			正	1					
118	右岸2	高木	80 住	栗	保留			○		○	正	斜	正	3	2				
119	右岸2	高木	91 住	栗	保留	○				○	斜	斜	正	3					
120	右岸2	高木	98 住	栗	保留	○		○		○	倒	斜	斜	4					
121	右岸2	高木	110 住	栗	保留			○		○	横		正	2?					
122	右岸2	高木	118 住	栗	保留	○		○		○	正		正	2					
123	右岸2	高木	144 住	栗	保留	○		○		○	斜		斜	2	1				
124	右岸2	高木	157 住	栗	保留			○	○	○	横		横	2					
125	右岸2	高木	159 住	栗	保留					○	横	横	横	3	1		1		
126	東北調	三峰森	1 住	栗	保留			○		○	正	横	横	2					
127	右岸2	高木	108 住	栗～国	保留			○		○	横	横	斜	3					土製勾玉1
128	常磐10	白岩堀ノ内	15 住	表	保留	○				○	横		斜	2					

【凡例】 断：断面図の提示、堆：堆積土との関係、判：調査者の判断の有無、根：根拠の有無、写：写真の提示、倒：倒立、正：正位、斜：斜め、横：横倒し、破：破片、高：高杯、手：手捏ね土器

でもカマドに向かって左袖寄りから出土したものを‘左’、中央から出土したものを‘中’、右袖寄りから出土したものを‘右’、の欄に表示した。

「出土遺物の内訳」は、燃焼部内から出土した遺物の数量を示した。土師器甕・杯・甗・高杯、手捏ね土器以外については‘その他’の欄に名称と併せて示した。

3 報告事例の検討

ここでは、各分類の報告事例について、原文（※「」内が報告書の原文、「」内の（）は筆者が加筆したもの）を引用しながら見ていきたい。「設置」については、全ての事例に言及するが、「廃棄」や「保留」に関しては、紙数の都合から全てに言及することはできない。そのため、参考としたい報告事例や、報告書に提示されている内容から検証可能な事例について触れ、それ以外については必要に応じて言及することとする。また、その際に、出土状況に関する特徴や調査の際に注意しなければいけない点についてもその都度触れることにする。

なお、各報告書では竪穴住居跡について、○号住居跡と表記されているが、本稿では煩雑となるため、○住と略して使用する。各事例の引用文献は、○住の後ろの【 】内に、表1に示した略号と巻数で明示する。また、今回作成した図版は、各報告書から転載し、一部加筆・変更したもので、縮尺は遺構が30分の1、土器の実測図は12分の1に統一した。

（1）「設置」の事例

1）設置Ⅰ類（図1）

「設置Ⅰ類」は、いわき市タタラ山遺跡27住【常磐9】、同市大猿田遺跡4住【常磐11】の2例である。

いわき市タタラ山遺跡27住（図1－1）は、「構築方法として両袖の端部に直方体の粘土を立て、その上端に直方体粘土を掛け渡して焚口を作るもので、遺存状態は良好である。掘り込みは初めに燃焼部に堆積した土の除去から行ったが、掘り込み中にスサ入りの粘土が上層に薄く認められ、さらにカマド内に設置された土師器甕の肩部やカマド袖部にも貼り付くように堆積しているのが観察された。この状況からするとカマド燃焼部上面はスサ入り粘土で密封されていたと思われ、設置された甕も粘土で固定され取り出しできない構造であったことが理解される。～（中略）～、掛け渡した粘土（焚口天井）の下面は薄く酸化している。～（中略）～。カマドには2個体の甕が設置された状態で検出されている。」とある。天井部の一部が遺存していることから、土師器甕も設置されたままの状態であることがわかった貴重な事例である。断面図A－A′も土師器甕を固定した状況が示されている。また、調査時の様子が記載されているため、遺存状況を理解しやすい報告となっている。

大猿田遺跡4住（図1－2）は、「ℓ1は粘土塊が混入した層で、天井部崩落土の一部と考えられる。ℓ2上面からは土師器甕2個体が出土した。また、この内の南側の土師器甕の底部には、土製支脚の上部が突き刺さっている。」と報告されている。また、ℓ2・3は考察中において自然流入土と考えられている。（註17）。断面図A－A″からは、天井部崩落土であるℓ1は土

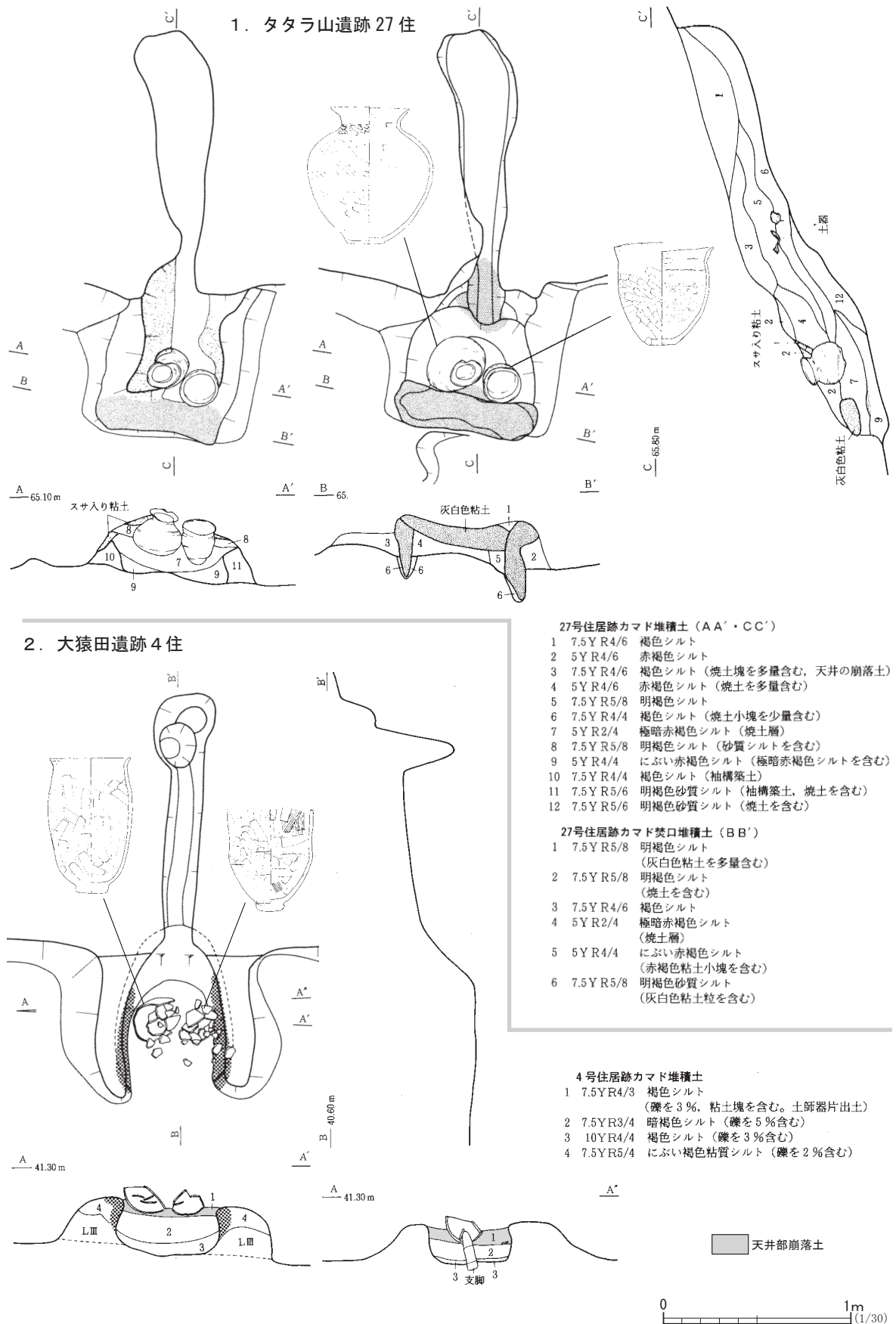


図1 「設置I類」の事例

師器甕の周囲に存在し、天井部が崩落するとと土師器甕の底が抜けるのとが同時とみられる。これらのことから、住居廃絶後、 $\text{L}2 \cdot 3$ が堆積する一定期間を経た後に、天井部と土師器甕が一緒に崩落したと考えられる。すなわち、本例は土師器甕が掛け口に設置されたまま遺棄された事例と考えられる(註18)。また、調査時にカマドの横断面図をA-A'、A-A''の2つ作成している点は見習いたい。土師器甕が横に2個並んだ状態と、支脚にのっている様子とが

記録されており、本稿のように客観的に検証する上でも重要な情報となる。調査の途中で支脚の存在に気づき、その段階で作成している断面図に支脚がかからない場合は、支脚のところを通してもう一度作成し直すか、本例のように2つ作成することが望ましい。

2) 設置Ⅱ類(図2)

「設置Ⅱ類」は、郡山市正直A遺跡58住【母畑34】、石川町殿畑遺跡5住【母畑33】の2例である。

正直A遺跡58住(図2-1)は「燃焼部からは甕2个体据え付けられた状態で検出され、底面および壁面は加熱により強く酸化している。」とある。カマド堆積土の記載はないが、土層注記から $\text{L}2$ が地山のLⅣに近似する明黄褐色粘土で、燃焼部に広く分布することから天井部崩落土と思われる。また、断面図A-A'から、 $\text{L}2$ が土師器甕の胴部上半の周囲に認められるため、 $\text{L}2$ と土師器甕の崩落は同時と考えられる。そして、煙道部からの流入土とみられる $\text{L}3$ の堆積が燃焼部内にも認められる。 $\text{L}3$ は住居内堆積土 $\text{L}1$ と土質が近似し、住居内堆積土 $\text{L}1$ は住居内全体に分厚く堆積する層で、「短い時間で流れ込み堆積したものであろう。」とされる。し

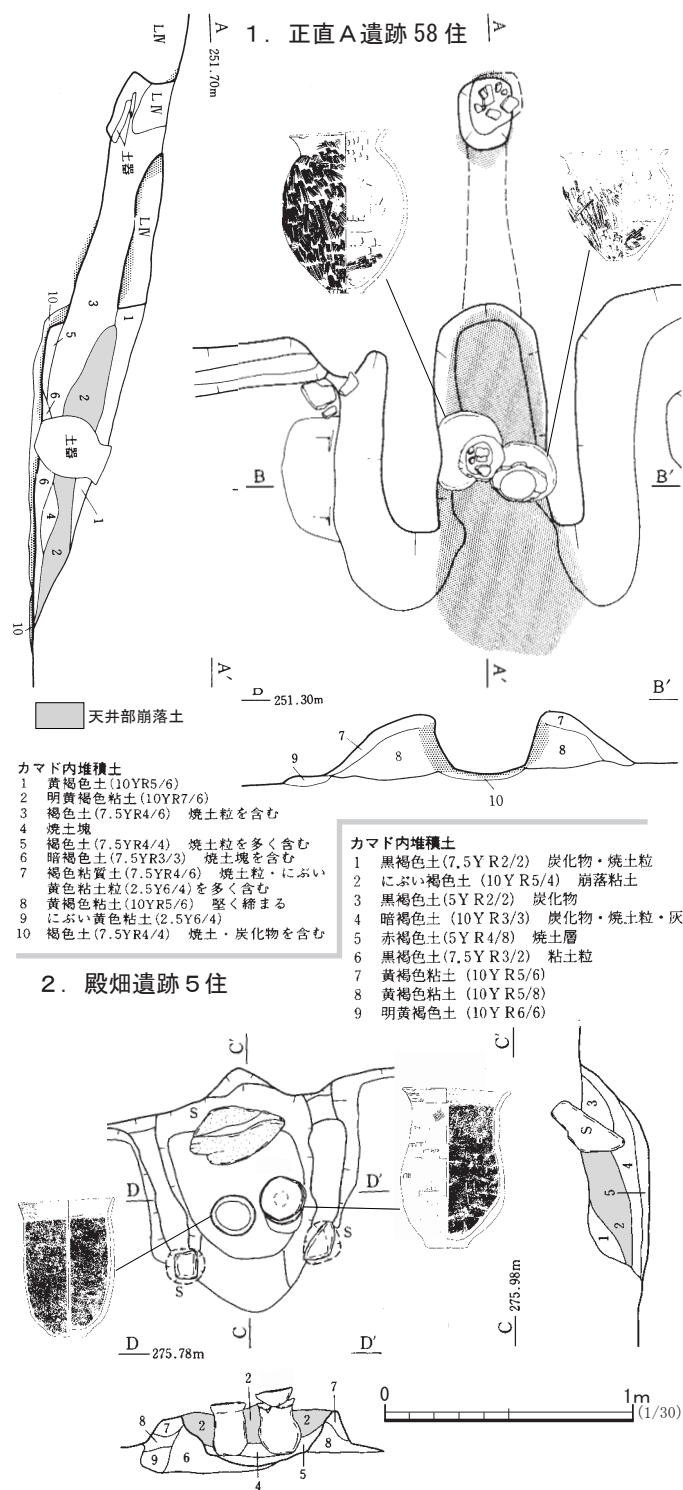


図2 「設置Ⅱ類」の事例

たがって、 $\ell 3$ は住居跡全体が埋没する段階に堆積した層と判断される。このことから、天井部 ($\ell 2$)は住居跡の廃絶後、 $\ell 3$ が堆積する一定期間を経た後に崩落したと考えられる。よって、燃烧部の土師器甕は設置されたまま遺棄されたものといえる。なお、断面図A-A'で $\ell 3$ の堆積が土師器甕のところでとまっているように表現されているのが気になるが、土師器甕のあたりで $\ell 3$ の堆積が終わっていることと理解したい^(註19)。

殿畑遺跡5住(図2-2)は、「天井部($\ell 2$)は崩落によって既に存在しないが、天井部構築材に使用された板状の石が奥壁際から検出された。カマド内には、天井部の崩落後も使用されていた状況に近い形状で2個の土師器甕が検出されている。」と報告されている。堆積土の詳細は記載されていないが、土層注記に $\ell 2$ が崩落粘土とあり、断面図D-D'で $\ell 2$ が土師器甕の胴部上半の周囲に認められることから、 $\ell 2$ と土師器甕の崩落は同時と考えられる。そして、断面図C-C'の堆積状況から、 $\ell 4$ は煙道部からの流入土とみられる。この状況は、先に述べた正直A遺跡58住(図2-1)と近似している。このことから、本例も設置されたまま遺棄された事例と判断される。なお、 $\ell 5$ は焼土層であるため、使用時に堆積した層や天井部の被熱した壁面が剥落したものを一部含んでいると思われる。

上記2例や「設置I類」の大猿田遺跡4住(図1-2)のように、天井部崩落土と燃烧部底面との間に自然流入土が確認できれば、設置されたまま遺棄されたことがわかる。換言すれば、天井部崩落土と燃烧部底面との間の自然流入土は、設置されたまま遺棄されたかどうか判別するための鍵層ともいえる。なお、この鍵層が確認されない事例については、「(3)「保留」の事例」で言及したい。

(2)「廃棄」の事例

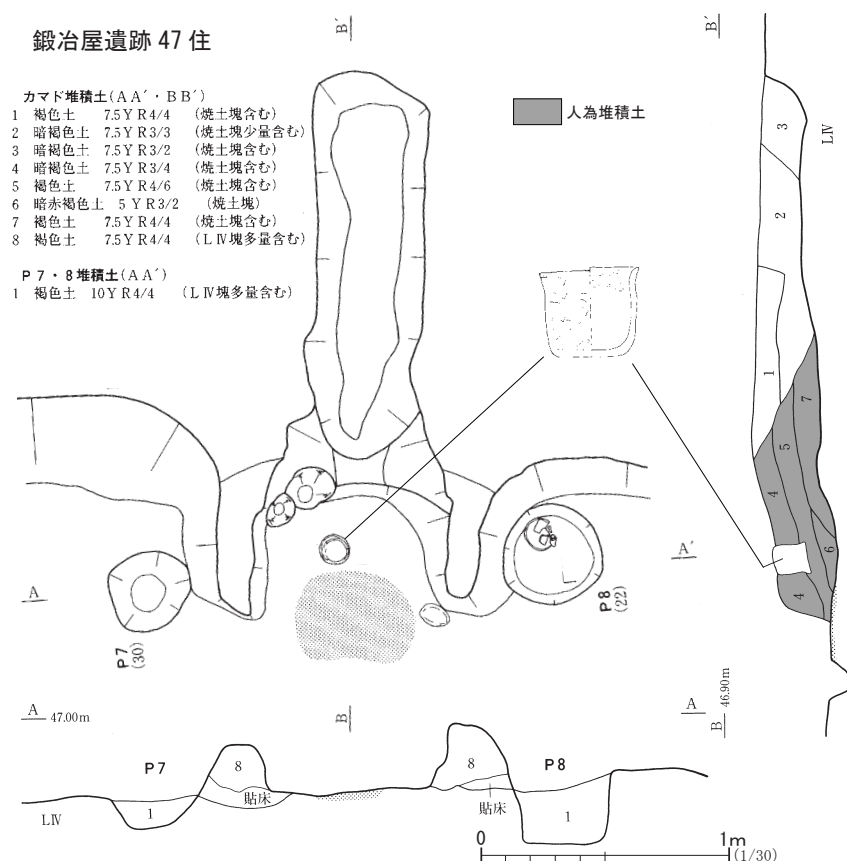
1) 廃棄I類

「廃棄I類」は、カマドから出土することが一般的である土師器甕だけが出土した事例である。本稿においても主な検討の対象であるため、a～d類ごとに見ていきたい。

① 廃棄I a類(図3)

「廃棄I a類」は3例で、参考としたい事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡47住【常磐21】である。

鍛冶屋遺跡47住(図3)は、「 $\ell 5 \sim 7$ に含まれる焼土は塊状である。 $\ell 7$ は粘土質の褐色土で、燃烧部奥壁周辺に堆積している。～(中略)～、 $\ell 5 \sim 7$ については堆積土の様相から人為堆積土と考えている。～(中略)～、燃烧部から出土した土師器甕は、 $\ell 4 \cdot 5$ に埋められていた。これらの状況から $\ell 4$ も人為堆積と考えている。 $\ell 4 \sim 7$ がカマドを壊したことに起因する土とすれば、甕はこれに伴って人為的に据えられたものということになる。具体的な目的は不明であるが、カマド廃棄儀礼のひとつと積極的に評価しておきたい。」と報告され、考察でも「その土質と堆積状態から、 $\ell 5 \sim 7$ はカマドを壊した際に出た焼土混じりの土を、燃烧部内に埋め返したものと考えている。」と述べられている。燃烧部内の堆積土に関する詳細な観察と報告がされており、土師器甕が廃棄に際して置かれたことが理解できる内容となっている。ちなみに、玉川村栗木内遺跡10住【あぶ14】は、鍛冶屋遺跡47住と同様、燃烧部内に土を若



②廃棄Ⅰb類(図4・5)

「廃棄Ⅰb類」は12例で、土師器甕の出土状態が斜めや横位でも、本来正位の状態であったとみられる事例も含めた。参考としたい事例は、本宮市山王川原遺跡19住【右岸1】である。

山王川原遺跡19住(図4-1)は、「ℓ3は、焼土塊や炭化物を多量に含むことから、天井崩落土と判断した。～(中略)～。また、ℓ2については、基本的にカマド崩壊後の堆積土と判断している。ℓ2内からは、甕が据え置かれた状態で3個(うち1点は入れ子状態)出土している。土層観察の結果、甕に伴う掘形などは確認されず、甕内部にも同様の土が堆積していた。このことから、ℓ2については天井崩壊後の儀礼行為に伴う埋土の可能性も考えておきたい。」と報告されている。燃焼部内に甕が正位で出土すると、設置されたまま遺棄されたものと考えがちだが、土層の観察から堆積要因を分析し、調査者としての判断と根拠が明瞭に示されている事例といえよう。なお、長胴甕の内部から入れ子状態で出土した小型甕については、同様のものがカマド正面に正位で置かれていたことから、「実用品ではなくカマド儀礼に伴う土器」と報告されている。

本例のように、カマドの天井部を破壊した後、その崩落土上に遺物を据えなおす事例は、石川町殿畑遺跡4住【母畑33】(図4-2)、玉川村高原遺跡7・9住【あぶ11】(※7住:図4-4)、いわき市タタラ山遺跡9住【常磐9】、本宮市山王川原遺跡32住【右岸1】、同市北ノ脇遺跡6住【右岸2】がある(註20)。この中で、山王川原遺跡32住と北ノ脇遺跡6住では、甕の下半部～底部が天井部崩落土中から検出されていることが断面図に示されている。ただし、

干埋めてから下半部のみの土師器甕を伏せている。南相馬市広谷地遺跡3住【常磐52】は、底面に上半部のみの土師器甕を伏せている。

なお、「廃棄Ⅰa?類」とした本宮市高木遺跡56住【右岸2】と檜葉町鍛冶屋遺跡32住【常磐21】の2例は、明確な記述がなく判然としないが、出土した位置・遺物の大きさからすれば、支脚に転用されたものである可能性も残されている。

明確な掘形は確認されていない。

山王川原 19 住で言及された掘形に関して、その可能性がある土層が確認されたのは石川町 殿畑遺跡 4 住【母畑 33】(図 4-2) である。カマドの堆積土については触れられていないが、 $\emptyset 2$ は褐色粘土層で下部に焼土塊が認められことが土層注記からうかがえる。このことから、 $\emptyset 2$ は天井部崩落土と推測される。 $\emptyset 3$ の堆積要因は不明であるが、 $\emptyset 4$ は土器の周囲に認められる層で、土器を置くための掘形埋土とみられる。

なお、掘形に関しては、土師器甕が正位の状態になればいいという程度のものであれば、な

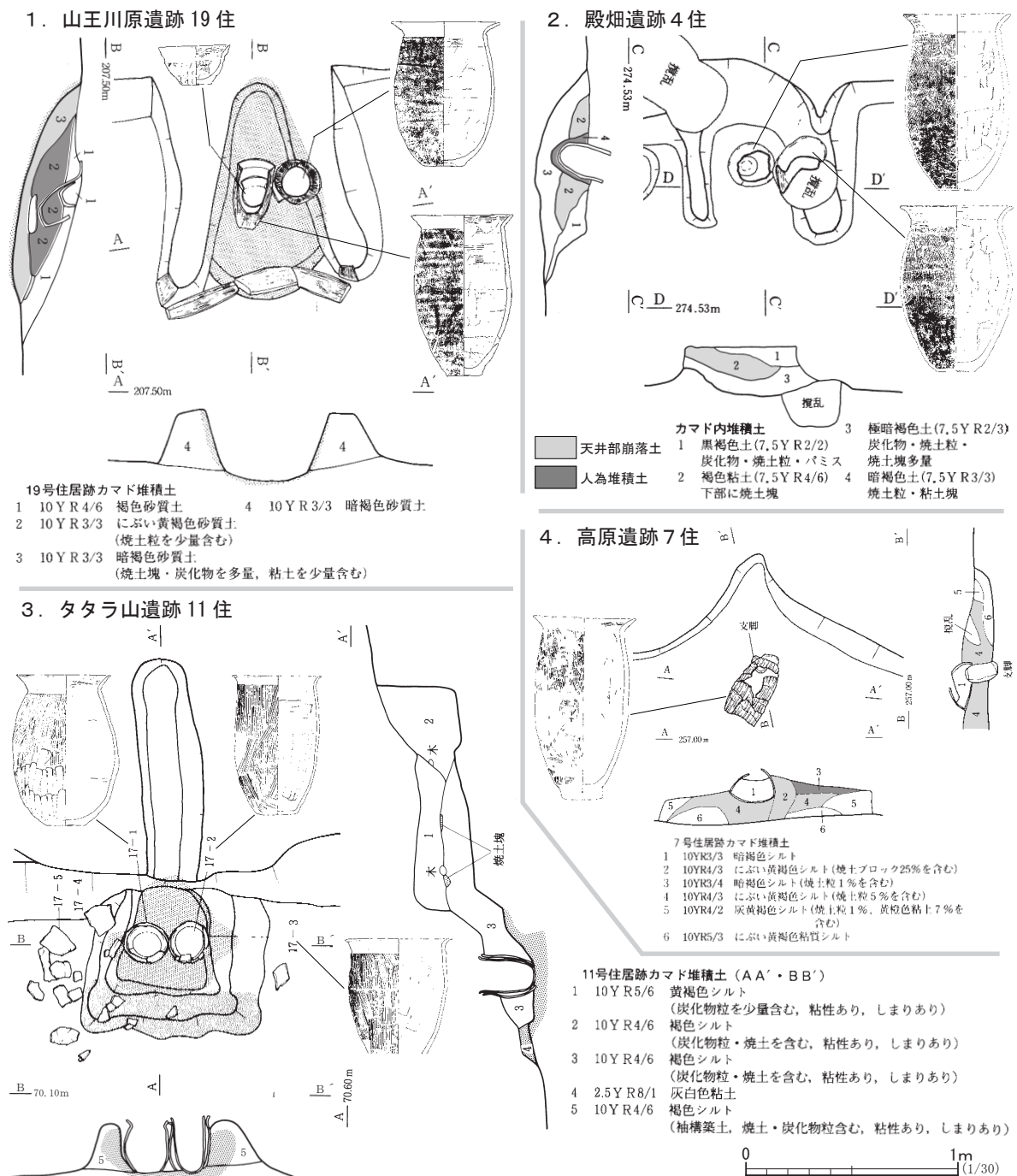


図4 「廃棄 I b 類」の事例 (1)

かなか明瞭には観察されないのが実状だろう。しかし、「廃棄Ⅰb類」とみられる事例の調査では、土師器甕を据え直すという行為を検証するため、掘形があるのかどうかという問題意識を持って調査に臨む姿勢が必要と思われる。

タタラ山遺跡 11 住（図 4－3）は、「カマド内から土師器甕 3 点が正立した状態で出土しているが、特に南側から出土した土師器甕は図 17－2 が図 17－3 の中に入った状態で出土した。」と報告されている。これ以外に出土状況や堆積土等に関する記述はないが、甕が入れ子状態で据えられていること、また入れ子状態の 2 個の甕のうち、外側の甕（引用文の図 17－3）の底部が欠損していること等から、使用時の状況とはいえず、廃棄にあたって据え直されたものと判断される。垂直に据えられているため、一見すると設置されたままのようにもみえるものも「廃棄」である可能性があることを考えさせる事例といえる。仮にこの事例が、土師器甕が完形で入れ子になっていない場合、堆積土の状況が把握できなければ「設置」か「廃棄」か判断がつかず、「保留」とせざるを得ない。

なお、矢吹町白山 A 遺跡 11 住【あぶ 3】（図 5）は、土師器甕が支脚上に置かれている状況で検出されたため、「設置Ⅰ類」かとも思えるが、燃焼部内の堆積土には煙道部からの流入土とみられる 01 のみで、天井部崩落土と考えられる土層がない。報告では、カマド右袖の外側の床面に認められる焼土がカマド天井部の崩落土であるとされる。このことから、天井部を取り去っていることがわかる。掛け口に設置していた甕は、天井部を取り去る際には一旦外すのが自然であろう。したがって、この甕は廃棄にあたって据え直したものと推測される。ただ、

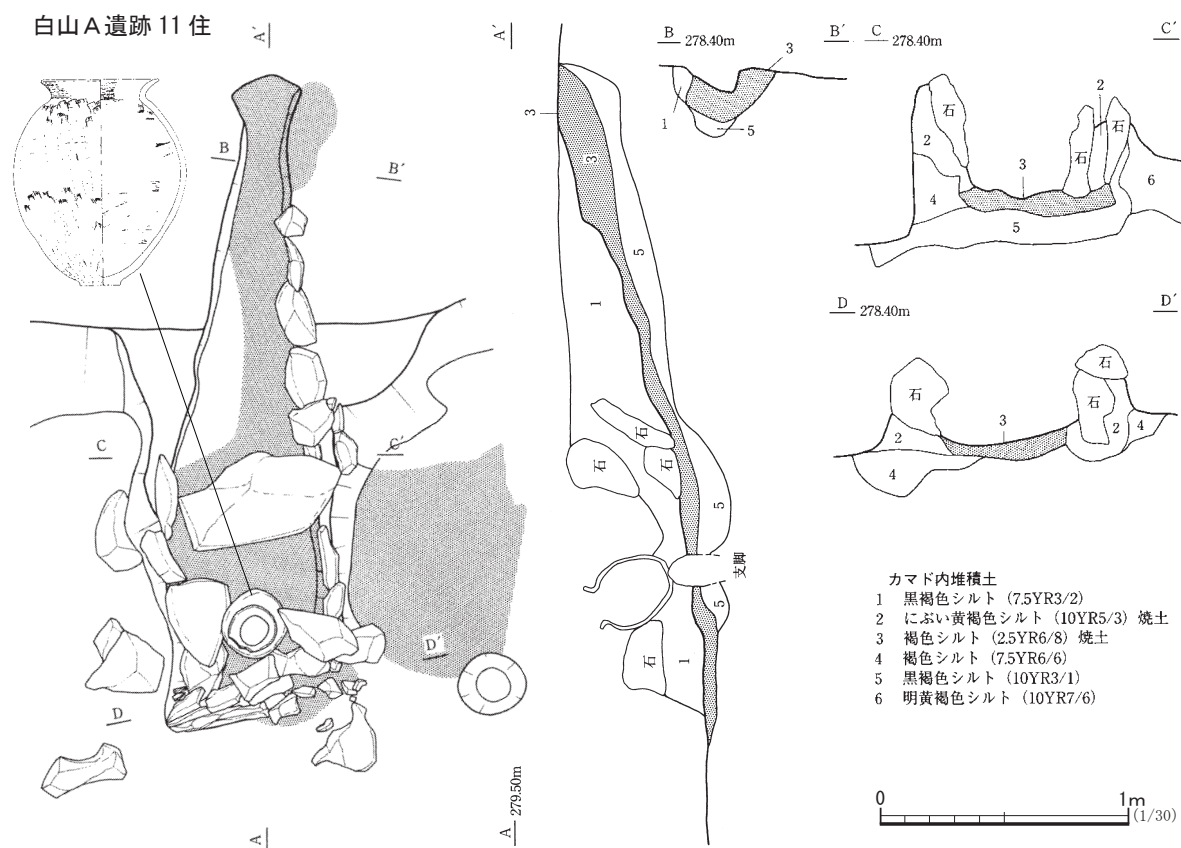


図 5 「廃棄Ⅰb類」の事例（2）

天井部を壊す際に、焚口付近の石組は壊れないようにしたのか、一旦はずしてもう一度掛けなおしたのかは判断がつかない。本例は、支脚の上に載っているからといって掛け口に設置されたままの状態とは限らない事例といえる。

また、玉川村高原遺跡7住【あぶ11】(図4-4)も、カマド廃棄後に支脚の上に据え直した事例とみられる。報告には、「 $\ell 2 \sim 4$ はブロック状の堆積を呈することから人為堆積と考えている。～(中略)～。 $\ell 2 \cdot 4$ はカマド天井部の崩落に伴う堆積土で、～(中略)～。この土器は支脚の上に倒れた状態で出土しているが、本来は立て置かれたものと考えている。」と記載されている。断面図B-B'からは、報告の通り天井部崩落土に囲まれた中で若干顔をのぞかせていた支脚の上にわざわざ置いたと推測される。

なお、いわき市タタラ山遺跡9住【常磐9】、天栄村山崎遺跡5住【矢吹5】では、土師器甕が燃焼部から2個横に並んで出土しているが、いずれの事例も片方の甕の底部が欠損している。このため、設置されたまま遺棄された状態とは考え難い。よって、本類に含めた(註21)。

「廃棄I b類」の事例からは、その多くが天井部崩落土の上に土師器甕を機能時の状況のように据え置いていることがわかる。したがって、カマド内から正位の状態で土師器甕が出土したからといって、設置されたまま遺棄されたと即断することはできない。燃焼部内の堆積土を観察し、天井部崩落土との関係を把握することが必要である。また、燃焼部内に明瞭な天井部崩落土がなければ、その時点で「廃棄」の可能性も考慮に入れて調査に臨むべきであろう。

③廃棄I c類(図6)

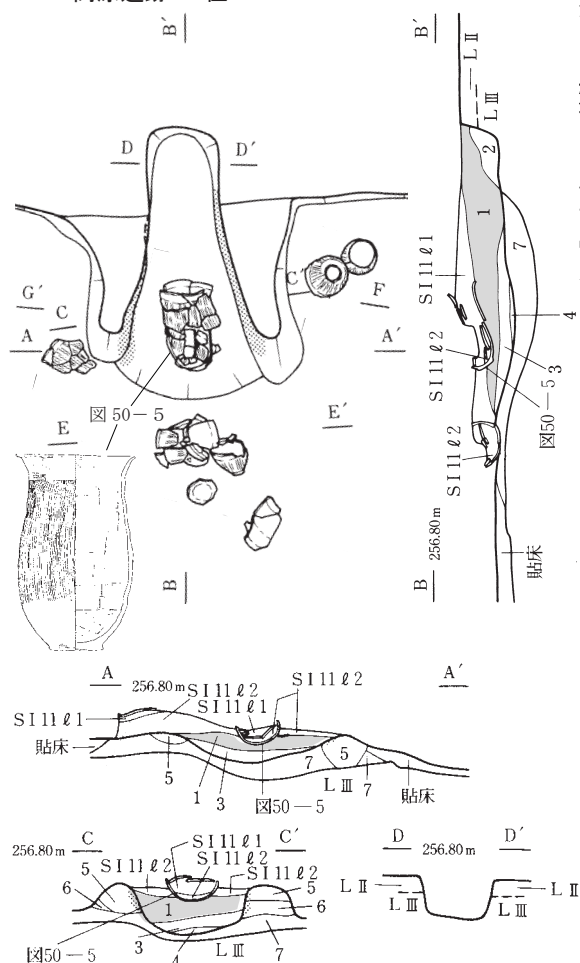
「廃棄I c類」は14例で、参考としたい事例は、玉川村高原遺跡11住【あぶ11】、南相馬市割田B遺跡1住【原町10】の2例である。

高原遺跡11住(図6-1)は、筆者が調査・報告した事例で、原文は以下の通りである。「 $\ell 1$ は天井部の崩落土であると考えている。～(中略)～。層中には焼土ブロックが多く混在しているが、～(中略)～。 $\ell 2$ は煙出し部に確認された層で壁の崩落土。 $\ell 3$ は焼土や炭化物のブロックを多量に含む層で、カマド使用時の堆積土と考えている。 $\ell 3$ は $\ell 1$ の煙道部付近に認められる灰褐色シルトのブロックを若干含むことから、天井部崩落土の一部を含んでいると思われる。 $\ell 4$ は焼土層である。～(中略)～。カマド堆積土の $\ell 1$ が単純に(人為ではなく自然による)天井部の崩落によるとすれば、図50-5の底部は天井部崩落土の $\ell 1$ を途中で分断したり、カマド使用時の堆積土である $\ell 3$ に接しているのが自然である。しかし、図50-5はカマド $\ell 1$ 上面に密着し、横に寝かせて置いたような状況を呈している。以上のことから、カマド $\ell 1$ の崩落は人為的な破砕によるものであると判断した。換言すれば、図50-5はカマド破砕後に置かれたものといえる。」

本例では遺物の出土状況と天井部崩落土の堆積状況を照合した時に、自然に崩落したと想定してこの状況があり得るのかどうかという点に言及していることに着目していただきたい。このような記載をすることにより、調査者の考えていることが他の人にも伝わり、検証する上で役立つと考えている。

割田B遺跡1住(図6-3)は、「焼成室内には図4-1の甕が横倒しの状態で出土した。

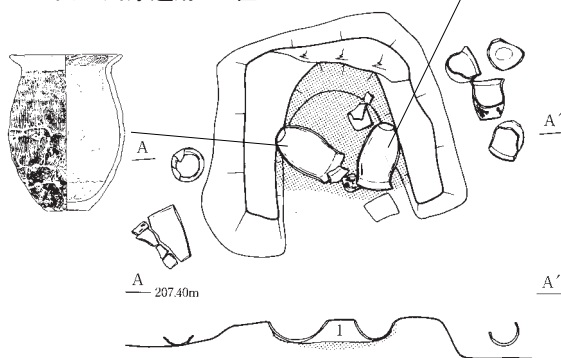
1. 高原遺跡 11 住



11住居跡カマド堆積土

- 1 7.5YR3/3 暗褐色シルト (焼土ブロック径0.5~3 cmを15%, 炭化物径0.5~2 cm 3%, 灰褐色シルトブロック径0.5~3 cm 1%を含む)
- 2 7.5YR2/3 極暗褐色シルト
- 3 5YR3/4 暗赤褐色シルト (焼土ブロック径0.5~2 cmを25%, 炭化物径0.5~3 cmを7%, 灰褐色シルトブロック径0.5~1 cmを2%を含む)
- 4 5YR3/4 暗赤褐色シルト
- 5 10YR3/3 暗褐色シルト (黒褐色シルトブロック径0.5cm前後10%を含む)
- 6 10YR2/3 黒褐色シルト (暗褐色シルトブロック径0.5~1 cm 30%を含む)
- 7 10YR2/2 黒褐色シルト (暗褐色シルトブロック径0.5~2 cm 10%, 炭化物ブロック径0.5cm前後10%を含む)

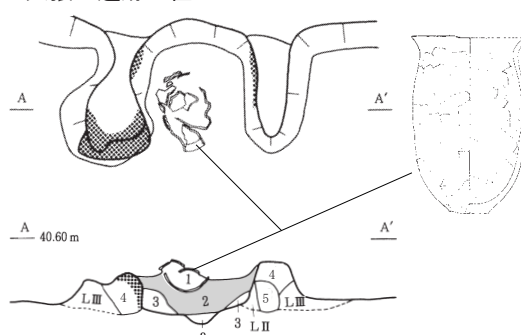
2. 山王川原遺跡 37 住



37号住居跡カマド堆積土

- 1 7.5 YR 3/4 暗褐色砂質土 (焼土を少量含む)

4. 大猿田遺跡 3 住



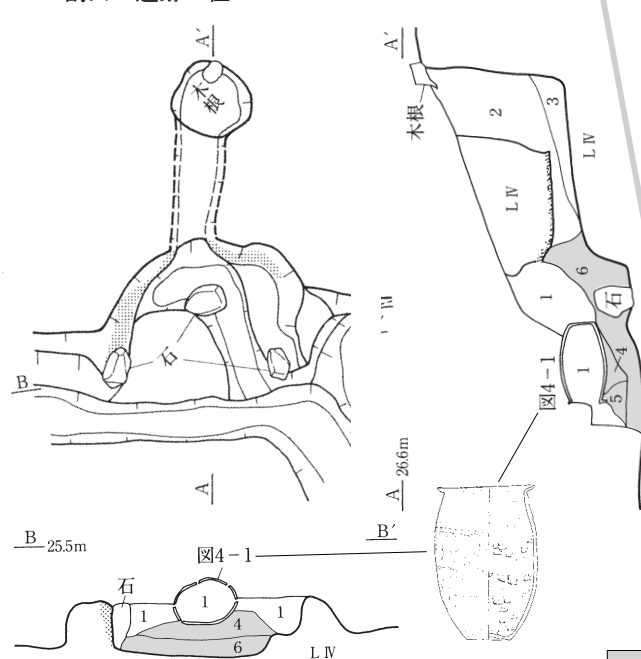
3号住居跡カマド堆積土

- 1 10YR4/4 にぶい黄褐色砂質シルト (礫を5%含む)
- 2 7.5YR3/4 暗褐色砂質シルト (木炭粒・焼土粒を2%, 礫を3%含む)
- 3 10YR4/3 にぶい黄褐色砂質シルト (礫を3%含む)
- 4 7.5YR4/4 褐色砂質シルト
- 5 10YR5/4 にぶい黄褐色砂質シルト

1 a号住居跡カマド堆積土

- 1 にぶい黄色土 2.5Y6/4 (L IV塊・白色粘土粒・炭化物少量・焼土塊多量)
- 2 黄褐色土 2.5Y5/3 (炭化物微量・L IV塊多量)
- 3 黒褐色土 2.5Y3/2 (L IV塊少量・炭化物多量)
- 4 にぶい橙土 7.5YR7/4 (炭化物微量・白色粘土粒・白色粘土塊・焼土粒多量)
- 5 黄褐色土 2.5Y5/4 (L IV塊・焼土塊・炭化物少量)
- 6 暗灰黄色土 2.5Y4/2 (L IV粒・L IV塊・焼土塊・炭化物多量)

3. 割田B遺跡 1 住



天井部崩落土

0 1m (1/30)

図6 「廃棄 I c 類」の事例

カマド内堆積土は6層に分かれた。01～3は堆積状況から流入土の自然堆積と判断した。04～6はLIV塊・白色粘土・焼土・炭化物を含んでいることから、カマドの天井および壁体を壊した残骸と考えられる。図4-1の甕はこれら04～6の直上から出土していることから、カマドを破壊した後に置かれたものと考えられる。」と報告されている。燃焼部内の堆積土を土質や堆積状況から自然と人為に識別し、土器の出土要因にも触れている簡潔明瞭な報告である。

これらの事例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に土師器甕を横倒しに置いていと考えられる事例は、郡山市弥明遺跡10a住【母畑32】、天栄村山崎遺跡41住【矢吹10】、いわき市大猿田遺跡3住【常磐6】(図6-4)、玉川村江平遺跡6住【あぶ12】、燃焼部底面に直接置いている事例は、本宮市山王川原遺跡37住【右岸1】(図6-2)、がある。

また、檜葉町小山B遺跡2住【常磐30】は、天井部崩落土ではなく、別な土を敷いた上に土師器甕を横倒しに置いている。

④廃棄I d類(図7)

「廃棄I d類」は6例で、参考としたい事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡60住【常磐21】である。

鍛冶屋遺跡60住(図7)は、「カマド両袖は遺存していない。カマド内堆積土は、大きく3層に分層される。01は住居内堆積土02に相当し、03には多量の焼土粒と木炭粒が混入していた。～(中略)～。焼成室ほぼ中央の底面からは、土師器甕が検出された。同一個体の土師器甕を縦位方向に分割し、内面を上向きに両開した状態で遺棄された。カマドの堆積土状況や出土土器の状態から、カマド袖の破壊行為と土器の設置の在り方は、カマド廃絶時の状態をそのまま示しているものと判断している。」と報告され、考察中では、「カマド内の堆積土はいずれも自然堆積を呈し、主に煙道側からの緩やかな流入と思われる。土圧で割れたものと考えられるには、破片の出土状態にあまりにも乱れがなく、破片はカマド廃棄直後に置かれ、ほぼ原位置を保っているものと思われる。」と述べられている。遺物の出土状況や堆積土に関する調査者の入念な観察と判断が記されており、客観的にも妥当と思われる報告といえる。

本例のように燃焼部底面に置いていると考えられる事例は、南相馬市船沢A遺跡7住【原町2】、本宮市高木遺跡23住【右岸2】。天井部崩落土の上に置いたと考えられる事例は、玉川村江平遺跡44住【あぶ12】、天井部崩落土中から出土していると考えられる事例は、本宮市山王川原遺跡16住【右岸1】である。

2) 廃棄II類(図8)

「廃棄II類」は15例で、a類、a'類、b類、a・b類が認められた(註22)が、この中で参

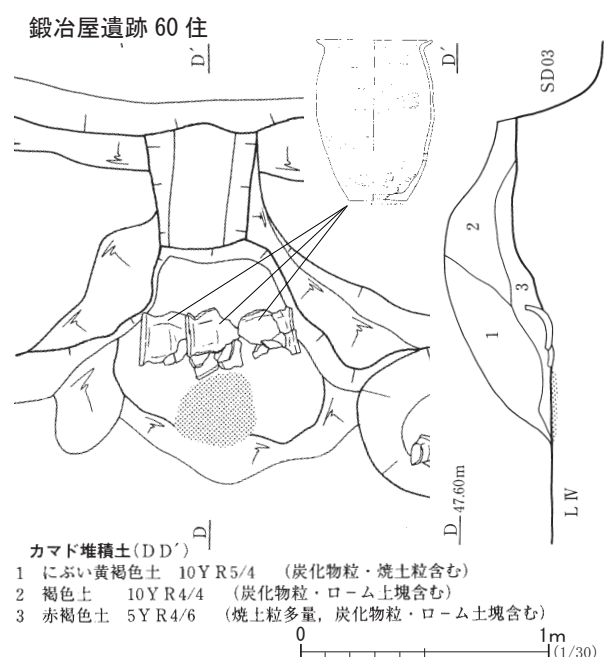


図7 「廃棄I d類」の事例

考としたい事例は、廃棄Ⅱ a・b類とした玉川村堂平F遺跡6住【あぶ13】である。

堂平F遺跡6住(図8)は、「01～5は本住居跡が廃絶し、そのくぼみに斜面の上位側から自然に流入した堆積土である。～(中略)～。06～11はカマドの内部にのみ観察される土である。これらのカマドの土層は、床面を薄く覆う05の下層に認められる。06は暗赤褐色土で、焼土粒を多量に含んでいる。07～10は煙道内に堆積する土層で、斜面上位から自然に流入する堆積状況を示す。011は焼土粒を多量に含む黒褐色土で、故意にカマドの天井部を壊して平らにならした土層である。また土師器杯がこの土層の上に並べて2個置かれていた。」と報告されている。

本例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に置いていると考えられる事例は、「廃棄Ⅱ a類」では郡山市正直C遺跡X地点19住【母畑34】、同市正直C遺跡V地点20住【母畑34】である。また、本宮市北ノ脇遺跡16住【右岸2】、郡山市正直A遺跡22住【母畑34】は、天井部崩落土かどうかは明確ではないが、焼土や炭化物を含む層の上から出土している。相馬市猪倉B遺跡270住【相馬4】は、人為堆積土中から出土している(註23)。一方、燃焼部底面に

に直接置いている事例は、下郷村南倉沢遺跡1住【南倉1】、相馬市猪倉B遺跡58住【相馬4】、郡山市正直A遺跡82住【母畑34】がある。なお、猪倉B遺跡58住は、杯が天井部崩落土と判断されている土層(07)に覆われている状態であるため、杯を置いた後に天井部を壊していると推測される事例である。

「廃棄Ⅱ b類」では、天井部崩落土かどうかはわからないが、南相馬市割田C遺跡10住【原町10】、本宮市高木遺跡90住【右岸2】は、人為堆積土の上から出土しており、本宮市北ノ脇遺跡17住【右岸2】も底面ではなく、約10cm堆積する層の上から出土している。

以上から、「廃棄Ⅱ類」は、底面から出土する事例よりも、天井部崩落土などの堆積土上に置かれている事例が多いことがわかる。そのため、調査に際しては、堂平F遺跡6住(図8)の事例のように、土師器杯直下

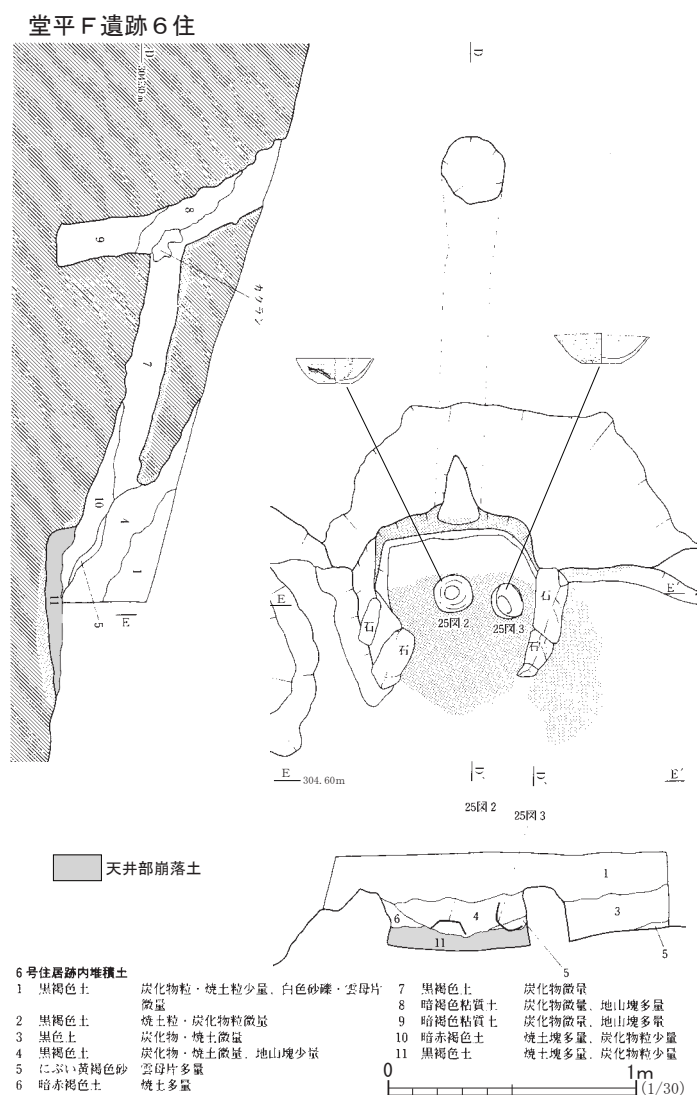


図8 「廃棄Ⅱ類」の事例

の土層の堆積要因を検討する必要がある。

「廃棄Ⅱa'類」は檜葉町鍛冶屋遺跡 102 住【常磐 24】、檜葉町馬場前遺跡 82 住【常磐 34】、矢吹町白山A遺跡 10 a 住【あぶ 3】の 3 例認められ、いずれもカマド祭祀と報告されている。ただ、このうち、鍛冶屋遺跡 102 住の杯は、口縁部の一部が二次的被熱により黒色処理が失われている。そのため、支脚の高さ調整のため上に載せた状態である可能性も残されている。

なお、「廃棄Ⅱ類」は、カマド使用時には存在しないことが一般的と考えられる杯のみが置かれているものである。したがって、杯が出土したら、まず確認しなければならないのは、多くの事例で報告されているように、二次的な被熱の痕跡があるかどうかである。これが、カマド機能時に燃焼部内にあったのか、本類のように廃棄に際して入れられたのかを判別する材料とされている。

3) 廃棄Ⅲ類

「廃棄Ⅲ類」は 5 例と少数であり、土師器甕・杯が出土しない場合に、他の器種が単独で出土することが少ないということがわかる。なお、特筆すべき報告事例はないため割愛する。また、遺物と堆積土との関係は、本宮市高木遺跡 26 住【右岸 2】が燃焼部底面からの出土とされる以外は、把握できない。

4) 廃棄Ⅳ類 (図 9・10)

「廃棄Ⅳ類」は 23 例である。複数器種が出土したものだが、やはり土師器甕・杯が多い。その出土状況により様々な事例が認められる。参考としたい事例は、「廃棄Ⅳb類」の本宮市山王川原遺跡 17 住【右岸 1】、「廃棄Ⅳb・c類」の同市高木遺跡 84 住【右岸 2】の 2 例である。

山王川原遺跡 17 住(図 9-1)は、「遺存状況は悪く、北側の袖と燃焼部のみを検出した。～(中略)～。01 は流入土、02 は焼土粒を多量に含むことから天井崩落土に起因するものと考えている。また、02 の上面で杯と甕が出土している。～(中略)～。この杯・甕は、カマド堆積土の観察や出土状況から判断して、カマド崩壊後に置かれたものと考えている。～(中略)～。また、燃焼部中央の底面付近では、土製の支脚が倒れた状態で出土した。～(中略)～。カマド廃棄後の儀礼行為に伴う遺物としてとらえておきたい。」と報告されている。

高木遺跡 84 住(図 9-2)は、「炭化物と焼土塊を多量に含む03 は天井崩落土、01・2 については、カマド天井崩落後の流入土と判断した。また、03 (天井部崩落土) 上面で土師器杯が重なって、土師器甕がほぼ完形のまま横倒しの状態で出土している。これらの杯、甕については、構築材やカマド据付の甕の可能性も考えられるが、出土状況やカマド内堆積土などから、カマド崩壊後に意識的に置かれたものと判断した。」と報告されている。

上記 2 例は、いずれも天井部崩落土の上に土器が置かれていることが、図面と文章から理解できる内容となっている。これらの事例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に遺物を置いていると考えられるものは、郡山市正直A遺跡 54 住【母畑 34】、いわき市大猿田遺跡 6 住【常磐 6】、である。天井部崩落土中から出土していると考えられる事例は、田村市

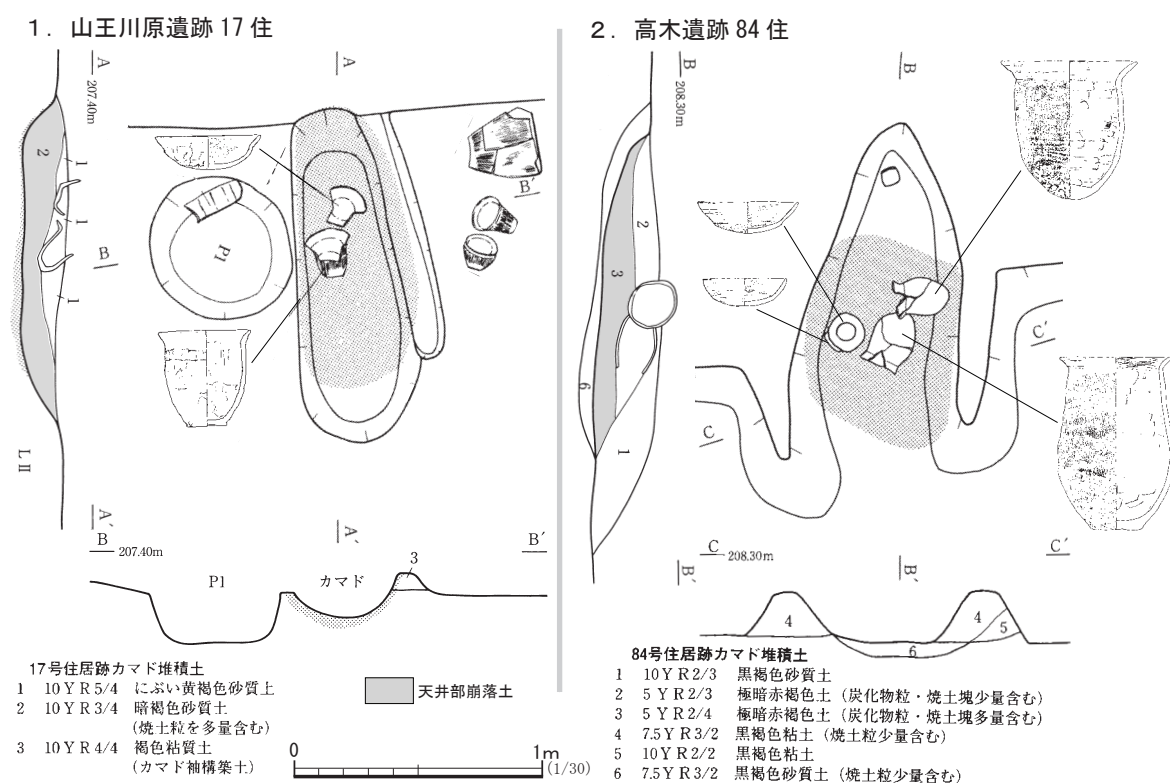


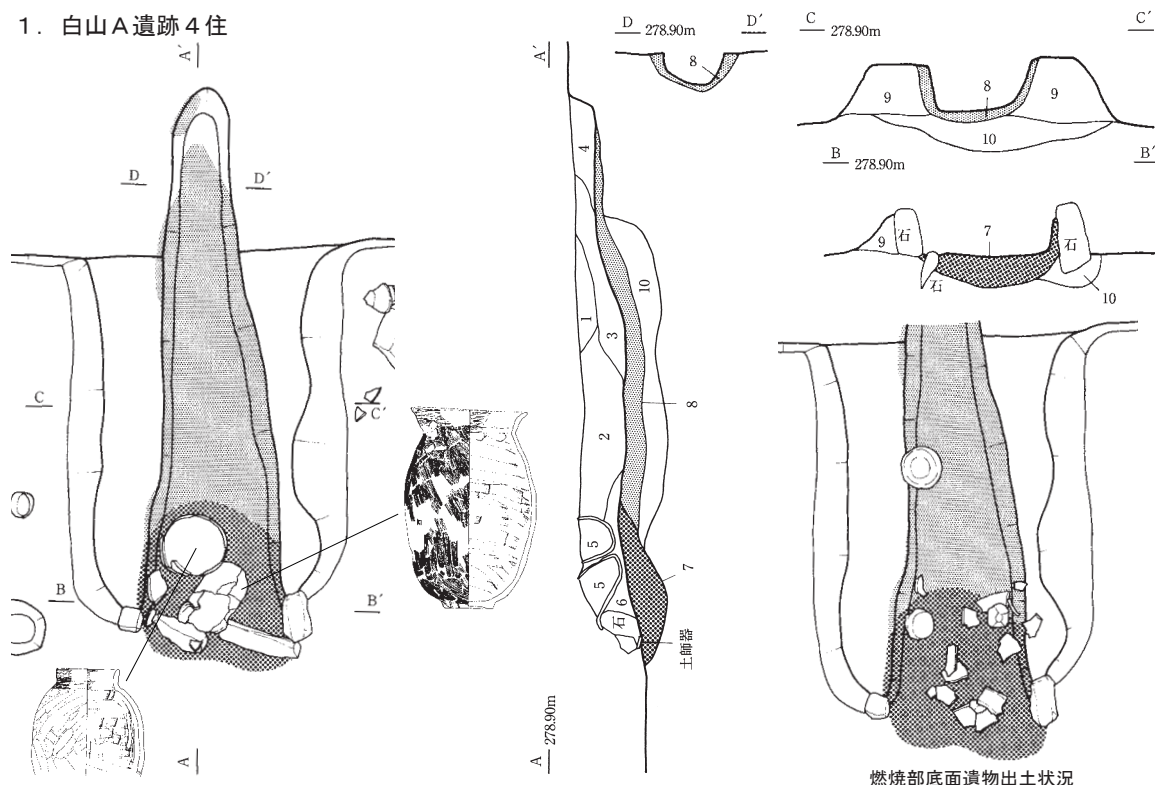
図9 「廃棄Ⅳ類」の事例

仲ノ縄B遺跡1住【横断19】、本宮市山王川原遺跡2住【右岸1】、同市高木遺跡31住【右岸2】の3例。人為堆積土中からの出土と考えられている事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡40住【常磐21】。燃烧部底面に直接置いている事例は、白河市谷地前C遺跡32住【母畑5】、須賀川市沼平東遺跡7住【母畑7】、郡山市正直A遺跡92住【母畑34】、矢吹町白山A遺跡4住【あぶ3】(図10-1)、本宮市北ノ脇遺跡7住【右岸2】の5例がある。また、郡山市正直A遺跡49住【母畑34】、同市田向A遺跡3住【母畑29】、本宮市北ノ脇遺跡24住【右岸2】は、堆積要因は不明だが、それぞれ10～15cm堆積する層の上から出土している。

以上から、底面に直接置いている事例も少なくないが、他の分類と同様、天井部崩落土との関係で捉えられる事例が多いことがわかる。

なお、「廃棄Ⅳb・d類」とした矢吹町白山A遺跡4住(図10-1)は、「燃烧部には土師器の甕が2个体据えられている。また、燃烧部の天井を取り去ったところ、完形の杯を含む土師器(杯3点、甕底部1点)が出土している。熱変を受けていないところから、カマド廃絶時に意図的に燃烧部内に挿入されたものと思われる。」と報告されている。据えられたように出土した2個の土師器甕については、設置されたまま遺棄されたのか、廃棄に伴うものなのかの記述がない。しかし、正位に据えられた甕は下半部が遺存しない資料であることから、廃棄とみられる。したがって、廃絶の過程は、‘燃烧部内に杯を入れる・甕を取り外す→天井部を壊す→甕を据え直す’、の順に行われたと考えられる。また、白山A遺跡3住、同遺跡12住(図10-2)は、燃烧部に据えられたほぼ完形の土師器甕と天井部崩落土との関係が不明瞭であるため「保留」に分類したが、本例と同様、燃烧部の天井を取り去った底面に杯等(註24)の土

1. 白山A遺跡 4住

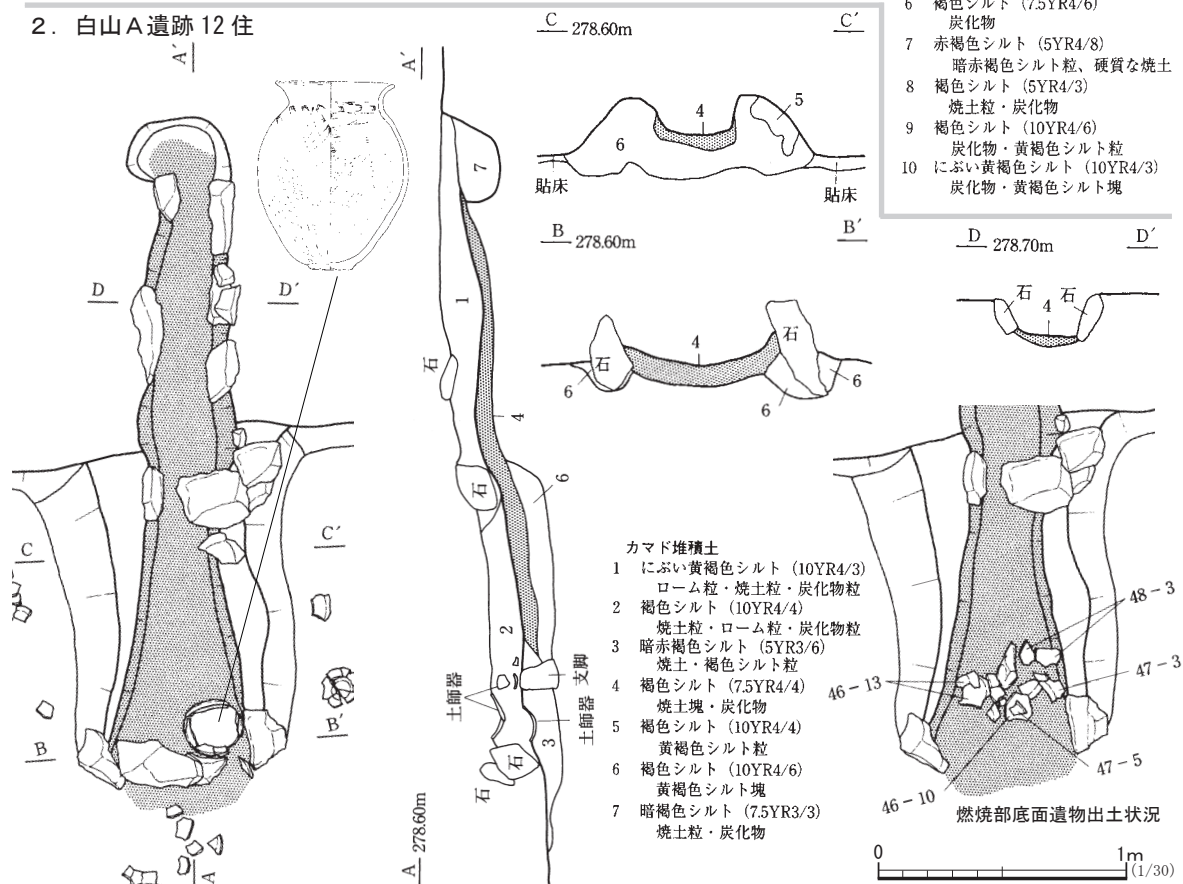


カマド内堆積土

- | | | | |
|---|------------------------------|---|----------------------------------|
| 1 | 暗赤褐色シルト (5YR3/4) 焼土粒・黄褐色シルト粒 | 3 | 暗赤褐色シルト (5YR3/2) 炭化物・焼土粒 |
| 2 | 褐色シルト (7.5YR4/4) 炭化物・黄褐色シルト塊 | 4 | 褐色シルト (7.5YR4/3) 炭化物・焼土粒・暗赤褐色シルト |

燃燒部底面遺物出土狀況

2. 白山A遺跡 12 住



カマド堆積土

- 1 黄褐色シルト (10YR4/3)
ローム粒・焼土粒・炭化物粒
- 2 褐色シルト (10YR4/4)
焼土粒・ローム粒・炭化物粒
- 3 暗赤褐色シルト (5YR3/6)
焼土・褐色シルト粒
- 4 褐色シルト (7.5YR4/4) 46-
焼土塊・炭化物
- 5 褐色シルト (10YR4/4)
黄褐色シルト粒
- 6 褐色シルト (10YR4/6)
黄褐色シルト塊
- 7 暗褐色シルト (7.5YR3/3)
焼土粒・炭化物

燃燒部底面遺物出土狀況

図 10 「廃棄Ⅳ類」と「保留」の事例

「設置Ⅰ・Ⅱ類」の事例、「廃棄Ⅰb類」の事例から、燃焼部に土師器甕が設置されたまま遺棄されたかどうかを考えるためには、燃焼部の堆積土、特に天井部崩落土の検討が重要であることがわかる。しかし、住居跡が後世の削平により遺存が悪い場合は、必然的にカマド燃焼部の堆積土も十分な観察ができない状態となる。また、遺跡の立地する箇所が砂質土の場合、天井部構築土が不明瞭で判断に苦慮することがしばしばある。このような理由も含めて、「設置」か「廃棄」なのかを考える上で、情報が十分でないとみられる事例を「保留」とした(註25)。

高原遺跡4住(図11)は、「カマド内の堆積土は15層に分層した。01・2・4～7は煙道部に認められる層である。煙道部の天井部が崩落した層は判然としないが、05には粘土ブロックが大量に含まれており、天井部崩落に関連する堆積土かもしれない。09は天井部崩落粘土である。010と接する面では1～2cmの厚さで赤く焼けており、天井部の被熱した部分が明確に捉えることができる。ところで、09は図25－6によって途切れている。また、図25－6の底部は図25－2の底部の上にのっている(註26)。換言すれば支脚の上ののったままの状態であり、図25－6の底部は支脚の上ののせてあったものが潰れて底が抜けた状況を示している。以上のことから、図25－6はカマドに設置され



ていた土器とみることができる。03・8は図25-6が倒れる前に堆積した層で、これらの層のため図25-6は横倒しにはなっておらず、中には住居内堆積土の02(=S I 402)が堆積している。一方、図25-3は中に03(=S I 403)が流入しているため、倒れたのは図25-6よりも前の段階だったと判断される。010は層中に図25-6が及ばないため、図25-6が潰れる前の堆積土と考えられる。したがって、焼土・炭化物の混入が少ないが、カマド使用時の堆積土とした。」と報告した。

支脚とその上に据えられた土師器甕との関係がわかるように断面図を作成し、堆積土の詳細な観察を行い、その結果、カマドに設置されたまま遺棄された事例と考えた。しかし、今回の検討で、天井部崩落土とカマド機能時の堆積土との間に自然流入土がないため、天井部を意図的に壊した可能性が残されていることに気付いた。また、「図25-3」とした支脚にのっていない方の土師器甕と天井部崩落土との関係が不明瞭であることにも気付いた。断面図B-B'だけでは、09の天井部崩落土の上に後からのせられた状況ともみられる。調査時において、「図25-3」と天井部崩落土との関係についての観察が不十分だったのである。このことから、本稿では「保留」とした。

高原遺跡4住と同様に、天井部崩落土と燃焼部底面やカマド使用時の堆積土との間に自然流入土が認められないため「保留」とした事例は、玉川村高原遺跡24住【あぶ11】、同村栗木内遺跡21住【あぶ14】、本宮市山王川原遺跡13住【右岸1】が挙げられる。

これらの事例は、天井部の崩落が住居機能停止後、比較的早い段階で崩落したことは間違いないが、廃絶段階に意図的に崩落させた状態であるという可能性が捨てきれない。よって、このような事例は分類上「保留」とせざるを得ない。確たる根拠がある事例のみ「設置」に分類すべきであろう。

また、支脚の上に載せられたままとか、そこから滑り落ちたような状況を示す例は、上述の高原遺跡4住、同遺跡16・24住【あぶ11】、白河市北大久保B・C遺跡1住【矢吹1】、泉崎村滝原前山C遺跡4住【矢吹4】、天栄村山崎遺跡23住【矢吹5】、いわき市タタラ山遺跡1・14住【常磐9】、矢吹町白山A遺跡12住【あぶ3】、同町白山C遺跡20住【あぶ3】、玉川村栗木内遺跡12・21住【あぶ14】、本宮市高木遺跡16・43住【右岸2】、矢吹町三峰森遺跡1住【東北調】、の15例と多く認められる。しかし、「廃棄I b類」で検討したように、支脚の上に置かれていたとみられる事例でも、廃棄にあたって据え直したものと判断される事例があるため、根拠が明確でなければ、やはり「設置」であると即断できない。

4 考 察

(1) 遺物出土状況の調査・報告について

ここでは、前章での検討内容を踏まえ、発掘調査・報告で必要な視点について言及したい。

1) 出土要因の検証

カマドの燃焼部から出土した遺物がどのような要因で出土したのかを判断するためには、遺物の出土状態と併せて燃焼部内の土層の確認が非常に重要となる。具体的には、‘天井部を構

成する土層’ないしは‘天井部を構成していた土層＝天井部崩落土’との関係の把握が必要不可欠である。

燃焼部から出土する土師器甕が、カマドの掛け口に「設置」されたまま遺棄されたものと認定するためには、①土師器甕が天井部に固定された状態で検出されること（図1－1参照）、②土師器甕の周囲に天井部崩落土が認められ、かつ、天井部崩落土と燃焼部底面との間に自然流入土があること（図1－2、図2－1・2参照）、のいずれかの状態が確認される必要がある。このような状況が認められなければ、土師器甕が正位に横に並んだ状態で検出されても（図4－2参照）、支脚の上に設置されたような状態で検出されても（図5参照）、「廃棄」の可能性も考慮に入れて調査に臨むべきである。なお、今回取り上げた事例では「設置」の認定方法は上記2点が考えられたが、今後も様々な状況を想定し、これ以外の検証方法を探っていきたい。

掛け口に「設置」されたままと認定されない事例に関しては、天井部構築材や支脚に転用されたもの、支脚の高さ調整に用いられたものなどを除けば、その多くが「廃棄」されたものと考えられる。そして、「廃棄」の実態を明らかにするためには、それらの遺物がどの段階で「廃棄」されたものなのかを把握する必要がある。天井部を壊した後に土師器甕を置いているのか（図4－1・2・4、図6－1・3・4、図8、図9－1・2参照）、設置したまま天井部每壊しているのか、天井部を壊す前に遺物を燃焼部に入れているのか（図10－1・2参照）、人為的なものではなく後からの流入なのか。これらのことを判断する材料は、やはり天井部崩落土との関係を土層の断面で観察することによって得られるものである。

なお、天井部の崩落に起因する堆積土が確認できない場合、「廃棄」にあたってそれらの土が燃焼部からどこかに持ち去られている可能性を考えなければならない（註27）。

また、「廃棄」の際に据え直した「廃棄Ⅰb類」のケースでは、土師器甕を据え置くための掘形があるのかどうか（図4－2参照）、なければ、土師器甕の周囲の土は据え置く過程で埋められた人為堆積土の可能性はないのか（図4－1参照）。また、支脚に関しては、全てのカマドにあったとは限らないが、支脚が検出されなくても、支脚を据えた掘形だけが確認される可能性はある。このような問題意識を持って調査に取り組む必要があろう。

2) 情報の記録と提示

発掘調査時に遺物の出土要因を検証したら、次には他の人が後から検証できるような情報を記録し、それらを報告書に提示する必要がある。

土層の断面図は、天井部崩落土と遺物との関係が把握できるように、遺物の中心付近のラインで作成することが大切である。土師器甕の下に支脚があれば、支脚に据えた状況がわかるように断面図を作成する（図5参照）。調査の途中で支脚の存在に気付いた時には、支脚を通したラインで作成し直すか、もう一つ断面図を作成し提示することが理想的である（図1－2、図11参照）。そうすることにより、土層との関係をより客観的に検証することが可能な報告となるのである。

また、縦断面図では天井部崩落土等の土層との関係が把握できるし（図2－1参照）（註28）、

横断面図ではカマドの袖との関係が示されるため土師器甕が燃焼部に設置されている状況がわかりやすい（図2-2参照）。このように状況に応じた記録作成が必要なのは当然であるが、可能であれば遺物の出土状況は縦断面図と横断面図の両方に提示されていることが望ましい（図1-1、図4-3・4、図6-1・3、図11参照）。

文章は、前章において、参考としたい事例として取り上げたような報告事例の記述が必要である。具体的には、土層の堆積要因に触れ、天井部崩落土が認められるものに関しては何層が天井部崩落土なのかを必ず本文中に記載し、遺物との関係に言及する。そして、遺物が出土した要因とその根拠を示す。判断がつかない土層に関しても、判断がつかない部分がどこかを明示し、状況をできるかぎり把握し、後で検証できるような材料を提供できるように心掛けることが肝要である。また、「設置Ⅰ類」とした、タタラ山遺跡27住（図1-1）の報告は、調査時の観察の過程を記すことにより、他の人が後から読んだ際に状況を把握しやすくなっている。事例によってはこのような報告の仕方も考慮に入れるべきだろう。

写真は、遺物が出土した状態がわかるような全体の構図だけでなく、遺物と天井部崩落土などの堆積土との関係がわかる近景の構図で撮影し、提示する必要がある。これは、遺物の出土要因を検証するための材料となるからである。しかしながら、土層の詳細は、いかに写真を撮る時の構図・露出などが適当と思われても、現地で見た状況をそのまま他者に伝えることは残念ながら不可能である。ただ、上述のような意識を持って調査に取り組む姿勢が大切であろう。

（2）カマド燃焼部への「廃棄」について

今回、検討の対象として取り上げ、「廃棄」と分類した事例に関して、その特徴や傾向性をまとめてみたい。

1）遺物の出土する割合（表2・3）

表3で取り上げた128例の内訳は、引田式期11例、佐平林式期6例、舞台式期6例、栗圀式期58例、国分寺下層式期10例、表杉ノ入式期37例である。そして、これを各時期別にカマドが検出された堅穴住居跡の総数（表2）に占める割合を見ると、全体で7.4%（1,737例中128例）、引田式期34.4%（32例中11例）、佐平林式期17.1%（35例中6例）、舞台式期22.2%（27例中6例）、栗圀式期20.7%（280例中58例）、国分寺下層式期4.1%（245例中10例）、表杉ノ入式期3.8%（973例中37例）である（註29）。以上から、燃焼部内から目立った形で遺物が出土する割合は、国分寺下層式期以降は4%前後と他の時期に比して少ないことがわかる。また、このことは国分寺下層式期以降、カマドの廃棄にあたって遺物を置くという行為が減少していることをも示していると考えられる（註30）。なお、本稿では、天井部構築材として使用されたものや小片などが出土している事例等は省いているが、上記の遺物が出土する割合は、カマドを有する堅穴住居跡全体の傾向性としても参考になると思われる。

2）遺物の器種毎の出土割合（表3）

「廃棄」に分類した事例で土師器甕が出土しているものは84例中63例（75.0%）、土師器杯

が出土している事例は84例中29例(34.5%)で、他の遺物が1～5例(1.2～6.0%)の出土であるのに対して圧倒的に多い。「廃棄」のパターンの主なものは、土師器甕のみが42例(50.0%)、土師器杯のみ13例(15.5%、※Ⅱa'類を含む)、土師器甕・土師器杯の組み合わせ13例(15.5%)である。そして、これらの事例を併せると計68例で、全体の81.0%と「廃棄」の大半を占める。

土師器甕は、カマドで使用する遺物であることから、「廃棄」に使用されるのは当然かもしれないが、通常カマドでは使用しないと考えられる土師器杯が多いのは、「廃棄」に際して必要とされていたことを物語っている。

3) 時期毎の特徴(表3～5)

表4は、表3に示した「廃棄」の事例を、竪穴住居跡の時期毎にまとめたものである。表5は、「廃棄Ⅰ～Ⅳ類」の事例を、器種を度外視して出土状況(a～d)に限って時期毎にまとめたものである(註31)。これらの表からは、第一に、栗圀式期にb類(15例)とc類(11例)が多いことが指摘できる。b類の器種の内訳は、土師器甕が13例(Ⅰb類10例、Ⅳb類3例。※表3参照、以下同じ)、土師器杯が2例(Ⅱb類1例、Ⅳb・c類1例)である。一方、c類の器種は全て土師器甕である。このことから、栗圀式期においては、カマドの「廃棄」にあたって土師器甕を据え直す事例(図4-1～4)と、横位に置く事例(図6-1・2・4参照)の2つのパターンが多いことがわかる。

第二に、表杉ノ入式期にa類(14例)とd類(12例)が多いことが指摘できる。a類の器種の内訳は、土師器甕が5例(Ⅰa類2例、Ⅰa・c類1例、Ⅰa・b・d類1例、Ⅳa類1例)、土師器杯が10例(Ⅱa類6例、Ⅱa・b類1例、Ⅳa類1例(註32)、Ⅳa・c類1例、Ⅳa・d類1例)である。一方、d類の器種は、土師器甕が10例(Ⅰd類5例、Ⅰa・b・d類1例、Ⅳd類2例、Ⅳa・d類1例、Ⅳb・d類1例)、土師器甕2例(Ⅲd類1例、Ⅳb・d類1例)、土師器杯1例(Ⅳd類1例)、須恵器杯2例(Ⅳd類1例、Ⅳa・b・d類1例)、須恵器甕・鉢が1例ずつ(Ⅳa・b・d類1例)である(註33)。このことから、表杉ノ入式期においては、カマドの廃棄にあたって土師器杯を伏せる事例(図8参照)と、土師器甕を中心とした器種を破砕する事例(図7参照)の2つのパターンが多いことがわかる。

限られた資料であるため、一概にはいえないが、上記のことから、「廃棄」の内容が時代の移行に伴い変化している様子が伺える(註34)。また、表3によれば、甕を倒立させる事例は10例(Ⅰa類3例、Ⅰa?類2例、Ⅰa・c類1例、Ⅰa・b・d類2例、Ⅳa類2例)で、ほ

表4 時期毎の「廃棄」の分類①

時期	廃棄Ⅰ類							廃棄Ⅱ類				廃棄Ⅲ類				廃棄Ⅳ類										計		
	a	a?	b	c	c?	d	a・c	a・b・d	a	a?	b	a・b	—	a	b	d	—	a	b	c	d	a・c	a・d	a・b・d	b・c		b・d	
引田式			1	1					1				1				1	1	1		1						8	
佐平林式					1																						1	
舞台式																										1	1	
栗圀式			10	7		1					1		1	1		1		3	1		2				1		29	
国分寺下層式	1	1		3			1	1	1		1																9	
表杉ノ入式	2	1	1	3		5		1	6	3	1	1		1	1	1	1			2	1	1		1	2	1	36	
計	3	2	12	14	1	6	1	2	8	3	3	1	1	1	1	2	3	2	4	1	3	3	1		1	3	2	84

とんどが国分寺下層式期以降に認められる（引田式期 1 例^(註 35)、国分寺下層式期 4 例、表杉ノ入式期 5 例）。また、燃焼部内に須恵器を置く事例は 5 例（Ⅱ a 類 1 例、Ⅱ b 類 1 例、Ⅳ d 類 1 例、Ⅳ a・b・d 類 1 例、Ⅳ b・c 類 1 例）で、国分寺下層式期 1 例、表杉ノ入式期 4 例である。

これらのことから、先に指摘したカマドへの「廃棄」の内容は、具体的な時期としては国分寺下層式期以降、変化していることが伺える。また、栗圀式期に多い b 類、c 類は国分寺下層式期以降も認められる（表 5 参照）ため、栗圀式期以前よりも若干バラエティーに富んだ内容となっていくということもできよう。

4) 燃焼部から出土する土師器甕の特徴

「廃棄Ⅰ b 類」の出土した土師器甕を見ると、図 4-1～4 を始めとして栗圀式期の住居跡では必ず長胴甕が含まれ、土師器甕が複数出土するものは長胴甕とセットで、中型・小型の甕が含まれる事例もある（図 4-1 参照）。引田式期と表杉ノ入式期に関しても、図 5 のようなカマドの掛け口に設置するのに適当と思われる大型の甕である。

「廃棄Ⅰ c 類」についても、栗圀式期の住居跡は、本宮市北ノ脇遺跡 1 住【右岸 2】が小型甕である以外は、図 6-1・2・4 に示したような長胴甕である（7 例中 6 例）。そして、国分寺下層式～表杉ノ入式期に関しては、郡山市弥明遺跡 10 a 住【母畑 32】やいわき市タタラ山遺跡 10 住【常磐 9】のように小・中型の甕が出土する事例も認められるが、図 6-3 のようなカマドの掛け口に設置するのに適当と思われる大型の甕が多い。

また、「廃棄Ⅳ類」の中で土師器甕の出土状況が b 類（正位）や c 類（横位）の状態を示すものを見ると、併せて 11 例中 8 例（b 類：5 例中 3 例、c 類：6 例中 5 例）が長胴甕（図 9-2 参照）や大型の甕である。

以上から「廃棄Ⅰ b 類・Ⅰ c 類」を始めとした、土師器甕を正位・横位に置く事例に関しては、その多くがカマドにもともと設置していたものを廃棄にあたって置いたと考えても差し支えない大きさの甕が出土している。ただ、その場合でも、使用していた全ての甕を置くとは限らないだろうし、燃焼部から出土した甕の全てが掛け口に設置していたものとは明らかに考え難い数の甕が遺棄されているケースもあり^(註 36)、一概にいえない点は注意を要する。また、b 類の土師器甕がカマド機能時に設置されていたものだとするれば、発掘調査時の出土状況（＝廃棄後の姿）はカマド機能時の状態を少なからず反映している可能性もあるのではないかと考えている。この想定が正しければ、土師器甕が b 類の事例は、カマドにおける甕の設置状況を考える上でも参考になるとと思われる。

5) 遺物の出土層位（表 6）

前章の「(2)「廃棄」の事例」のところでそれぞれ言及した、燃焼部から出土する遺物の出土層位をまとめると、表 6 の通りとなる^(註 37)。

表 5 時期毎の「廃棄」の分類②

時期	廃棄Ⅰ～Ⅳ類							計
	a	a?	a'	b	c	c?	d	
引田式	2			2	1		1	6
佐平林式						1		1
舞台式				1			1	2
栗圀式	3			15	11		2	31
国分寺下層式	4	1		2	4		1	12
表杉ノ入式	14	1	3	9	6		12	45
計	23	2	3	29	22	1	17	97

これを大局的に見ると、燃焼部底面出土のもの（表6－No.6）と何らかの堆積土の上から出土したもの（表6－No.1～5）に分けられる。前者は14例（26.4%）、後者は39例（73.6%）で、後者が多く、特に天井部崩落土や人為堆積土の上から出土する事例（No.1・3）が計28例（52.8%）で出土層位の半分を占める。人為堆積土と報告されているものは、具体的に天井部に起因する土であると言及はされていないが、もともとは天井部を構成していた土であることが多いと推測される。

したがって、土師器甕を中心とした「廃棄」の過程は、‘掛け口から土師器甕を取り外す→天井部を壊す→天井部崩落土の上に土師器甕や他の遺物を置く’という事例が多いと考えられる。なお、遺物の出土層位を時期毎に見るとどうなるかについては、栗圀式期以外の時期の事例がまだまだ少ないため、今後の課題としたい。また、「廃棄Ⅰb類」としたもののの中には土師器甕を掛け口に設置したまま天井部を壊している事例もあるかもしれない。これに関しては、今回の検討では明らかにできなかったが、「保留」に分類した玉川村高原遺跡4住（図11）のように、天井部崩落土と燃焼部底面が接して検出されると思われる。

一方、燃焼部底面から出土する事例は、破片のもの5例（Ⅰd類3例、Ⅲd類1例、Ⅳd類1例）や土師器杯5例（Ⅱa類3例、Ⅳ類1例、Ⅳb・d類1例）、小型甕1例（Ⅳa類1例）、下半部か上半部のみの土師器甕2例（Ⅰa例1例、Ⅳa類1例）、本来完形とみられる土師器甕を横位に置く例1例（Ⅰc類1例、図6－2参照）である。このことから、燃焼部底面から出土する遺物は、小型の器種や破片の状態となっているものがほとんどで、大型で完形の土師器甕を置くことは少ないといえる（註38）。

表6 遺物の出土層位

No.	出土層位	廃棄Ⅰ類				廃棄Ⅱ類			廃棄Ⅲ類	廃棄Ⅳ類								計
		a	b	c	d	a	b	a・b	d	—	a	b	d	a・c	a・d	b・c	b・d	
1	天井部崩落土の上の層		7	6	1	2		1				1	1			3		22
2	天井部崩落土中				1							1		2				4
3	人為堆積土の上の層	2		1		1	2											6
4	人為堆積土中														1			1
5	不明堆積土の上の層					2	1					1	1	1				6
6	燃焼部底面	1		1	3	3			1	1	2		1				1	14
	計	3	7	8	5	8	3	1	1	1	2	3	3	3	1	3	1	53

（3）カマド掛け口への「設置」について（表3）

「設置Ⅰ・Ⅱ類」としたのは引田式期1例、舞台式期1例、栗圀式期2例の計4例で、いずれも杉井健のいう、二つの土師器甕を横に並べて掛ける「二つ掛け横並び」（註39）であった。

カマドの掛け口に設置していた状況は、前節の検討から土師器甕が「廃棄b類」の事例も参考にとすると、表3において「甕の状態」が‘左’と‘右’の両方に記載があるものは「二つ掛け横並び」、‘中’だけのものは「一つ掛け」、いずれにも記載があるものは「三つ掛け」の可能性がある。同様に、「保留」とした事例の中にも設置状況を復元する上で参考になるものも含まれているだろう。ただ、福島県内におけるカマドの掛け口への設置方法に関しては、支脚が検出された事例を集成し、その位置と併せて検討する必要がある。これについては、稿を改めて検討したいと考えている。

5 まとめ

本稿では、福島県内のカマドの燃焼部から出土する遺物の出土状況を検討することにより、大きく以下の2点について言及した。

1点目は、カマドの燃焼部内から検出される遺物の出土要因を判断するためには、天井部崩落土との関係の把握が必要不可欠となること、である。特に、燃焼部から出土した土師器甕に関しては、掛け口に「設置」されたまま遺棄されたのか「廃棄」されたものなのかという問題が必ずつきまとう。本稿では、「設置」されたまま遺棄された状態と判断するためには、①土師器甕が天井部に固定された状態で検出されること、②土師器甕の周囲に天井部崩落土が認められ、かつ、天井部崩落土と燃焼部底面との間に自然流入土があること、のいずれかの状態が確認される必要があることを指摘した。一方、「廃棄」に関しては、その実態を明らかにするためには、どの段階で「廃棄」されたものかという情報は欠かせない。そのため、やはり堆積土との関係を把握しなければならない。しかしながら、現状ではこれらの情報がきちんと提示されている報告事例は決して多くはない。発掘調査報告書には、「設置」なのか「廃棄」なのか、調査者の判断と根拠を記載し、その判断と根拠の基となる土層断面図や写真等のデータを提示することが大切である。当然ながら、判断がつかない土層があつて結論が導き出せない状況や、客観的に見ると間違った判断をしていることもあるかもしれない。しかし、いずれにしても考えた根拠が示されなければ、他の人がそれらを検証することは不可能である。

後から検証できるような可能な限りの情報を盛り込んだ事実報告をするのは、調査者の責務である。その際には、あらゆる可能性を想定し、一番蓋然性が高いのはどのように考えた場合か、ということ常を常に念頭に置いておきたい。今回の検討では、「設置」や「廃棄」とする根拠や、どのような報告が望ましいかについて指摘してきたが、筆者の見解も客観的に見ると不備な点、間違い等もあるかもしれない。しかし、議論の叩き台としては十分であると考えている。遺物の出土状態に関する意識の向上、調査技術の向上、調査報告のレベルの向上に少しでもつながれば幸いである。

2点目は、カマドに「廃棄」される事例についての特徴や傾向性について、である。上記の1点目で指摘した内容に基づいて検討し、「設置」と分類した事例は「設置Ⅰ類」が2例、「設置Ⅱ類」が2例の、計4例である。「保留」とした事例が40例あるものの、表2で抽出した1,737軒中4軒しか確認されないということは、極端に少ないといえる。これに対して、「廃棄Ⅰ～Ⅳ類」としたのは84例（表3参照）であり、カマドの燃焼部から出土する遺物の多くが「廃棄」に伴うものであるといえる。また、表3の128例を除いた残りの約1,600軒の事例に関しては、天井部構築材に使用されているものを除けば、燃焼部から完形に近い土師器甕が出土していないことは確かである。このことは、大多数のカマドが、破壊されているかどうかは別としても、住居の廃絶段階には掛け口から土師器甕が取り外され、機能時の状態を留めていないことを示している。上述の内容は、これまで感覚的に捉えられていた事柄かもしれないが、それを数量的データとして示すことができたのは一つの成果と考えている（註40）。

また、カマドに「廃棄」する器種は土師器甕に次いで土師器杯が多いこと、土師器甕はもともと掛け口に設置していたものと考えても差し支えない大きさのことが多いこと、そして、国分寺下層式期以降、カマドの廃棄にあたって遺物を置くという行為自体は減少するものの、廃棄の仕方が若干変化していること、等についても指摘した。

燃焼部内の堆積土との関係については、「廃棄」に分類した事例は、天井部崩落土の上に遺物を置いているものが多いことがわかった。このことから、土師器甕を中心とした「廃棄」の過程は、‘掛け口から土師器甕を取り外す→天井部を壊す→天井部崩落土の上に土師器甕や他の遺物を置く’という事例が多いと考えられる。この事実は、今後の発掘調査において、堆積土を観察する上で参考となろう。

今回の検討で言及した上記2点の内容は、各市町村教育委員会の調査事例や新たな調査事例を含めると、また違った傾向性や判断基準が指摘できるかもしれないが、それらは今後の課題とし、引き続き福島県内における様相を検討していきたいと考えている。

< 註 >

- (註1) 丹治篤嘉 2001 「福島県内の筒形土製品・異形土製品について」『福島考古 第42号』福島県考古学会
- (註2) 北野博司・三河風子・小此木真理 2008 「東北地方南部における古代の土鍋調理—福島県高木遺跡出土土器の分析から—」『歴史遺産研究No.4』東北芸術工科大学歴史遺産学科
- (註3) ‘カマド祭祀’や‘カマド廃棄儀礼’に関しては、先学諸氏により様々な検討がされているが、本稿はそれらの性格に詳しく言及するのが目的ではなく、あくまで出土状況を中心に検討する。
- (註4) カマドがあるとみられる時期の竪穴住居跡でも、調査区内で確認されなかったものはカウントしなかった。
- (註5) 東北地方南部の土師器編年について、氏家和典により「塩釜式—南小泉式—引田式—住社式—栗圀式—国分寺下層式—表杉ノ入式」と提唱（氏家和典 1957 「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史 第14輯』東北史学会）されて以降、福島県内においては、古墳時代中・後期の土器型式の名称や各土器群の段階設定等について、研究者により様々な考えがある。筆者は、土器の型式名や分類に関して積極的な見解を持ち合わないが、「佐平林式【母畑2】」、「舞台式（玉川一郎 1981 『舞台』天栄村教育委員会）」に関しては、表2によれば該期の資料が確認されている遺跡のほとんどが、中通りの県南地方であることから、研究史を尊重してこの名称を用いた。なお、「引田式」は辻秀人のいう「南小泉式後半段階（辻秀人 1989 「東北古墳時代の画期について（その1）—中期後半の画期とその意義—」『福島県立博物館紀要 第3号』福島県立博物館）」で、カマド出現期に相当すると考えている。
- (註6) 表3では、過渡的な特徴を示すもの、例えば栗圀式～国分寺下層式は「栗～国」と示した。
- (註7) カマド燃焼部の下部構造（掘形）から出土するものに関しては、取り扱わなかった。
- (註8) 前二者については、②に伴い意図的に破碎された土器片が含まれる可能性もあるだろうが、立証は困難である。後者の例としては、郡山市梅木平遺跡Ⅱ区4住【母畑15】、本宮市高木遺跡9住【右岸2】の2例を紹介したい。それぞれ土師器甕が燃焼部内部に埋め込まれていると報告されており、その位置は梅木平遺跡Ⅱ区4住が燃焼部の奥壁近く、高木遺跡9住は支脚の前であり、支脚としての用途は想定しづらく、いずれもその性格は不明である。
- (註9) その多くが完形に近いが、遺存の良い資料で、報告書中において遺物の実測図も掲載されている。
- (註10) 後に分類する「廃棄」では、遺物の出土状況によりa～dなどに細分しているが、「設置Ⅰ・Ⅱ類」に関しては、人の手を介しない自然崩落によるもので分類しても意味がないため細分しなかった。
- (註11) 桐生直彦は遺物出土状態の分類基準として、遺棄・廃棄・流入に大別できるとし、遺棄は廃絶時の竪穴建物（住居）に「残された」か「残ったもの」と認定できるもの、廃棄は、廃絶後の竪穴建物（住

居)に捨てられたと認定できるもの、流入は建物(住居)跡の周辺に散乱していた遺物が、自然営力や埋め戻し、あるいは屋内施設構築の際に堅穴内に入り込んだものである(桐生直彦 1995 「竈出現以降の堅穴住居址内の遺物出土状態をめぐる問題」『山梨県考古学協会誌 第7号』山梨県考古学協会、2001 『竈をもつ堅穴建物跡にみられる棚状施設の研究—関東地方の事例を中心に—』、2005 『竈をもつ堅穴建物跡の研究』六一書房、等)、としている。

辞書の意味では、遺棄は「すてること。おきざりにすること」、廃棄は「不用として捨て去ること。」である(新村出編 1998 『広辞苑第五版』岩波書店)。カマドに遺棄されるものはカマドの掛け口に設置されたものか、カマドを破壊した後に置かれたものである。後者は、そこに置くことが必要とされたものであり、その意味では廃棄とはいえないのかもしれない。しかし、その行為自体は、多くが堅穴住居跡の廃絶に伴うものであることを考えると、廃棄という用語を使用しても問題はないのではないかと考えられる。また、分類する上でも、「設置」されたまま遺棄されたものと明確に区別された用語の方がわかりやすい。よって、本稿では「廃棄」という用語を用いることにする。

- (註12) 本宮市山王川原遺跡23住【右岸1】では、新旧2つのカマドが検出されている。新カマドの右袖は旧カマドの燃焼部にあたり、新カマドの右袖の構築土からは土師器杯・甗が正位の状態で重なって、さらに隣接して土師器甕が正位の状態で出土した。これらの遺物は出土状況から、新カマドの袖構築材ではなく、旧カマドに対する儀礼行為のための土器と報告されている。
- (註13) 須賀川市沼平遺跡5・8住【母畑7】、石川町殿畑遺跡4住【母畑33】など。
- (註14) 天栄村山崎遺跡39住【矢吹10】、本宮市高木遺跡102住【右岸2】など。
- (註15) 本宮市高木遺跡105・143住【右岸2】など。
- (註16) 今回対象とした事例については、平面図は基本的に提示されている。
- (註17) 考察中には、「カマド内堆積土からカマド廃絶状態を復元すると、煙道部煙出に斜面上方からの土砂が流れ込んだため、カマドが埋没した。その後天井部を壊して、カマドに掛けていた甕を残したものと考えられる。」と記されている。考察の見解は、天井を壊して廃棄したとみている点が筆者とは異なる。確かにその可能性は否定できないが、普通に考えても、住居機能時に煙出部から土砂が流入してこないような何らかの工夫はしていただろうし、万が一入ってきたとしても、30cm(0.2・3の層厚)も堆積するまで放って置いたとするのは無理がある。そもそも、発掘調査時とは異なり、地表面には草も生えていただろうから、斜面上位からの土砂が急激に堆積することは考え難い。
- (註18) なお、手握ね土器が「カマド袖の両側から対を成すように一つずつ完形で出土した。」とある。これに関して、考察中では、「これらの出土層位は(住居内堆積土)01であるが、出土地点から人為的に配置されたものと推察される。」としている。出土層位からすれば、住居廃絶時からしばらく時間が経過しているため、判断が難しい事例である。
- (註19) 仮に、03の堆積が土師器甕と02の崩落の後だとすれば、02は燃焼部底面近くまで崩落しているはずである。そのため、02を住居の廃絶段階に意図的に崩落させたと考えるのは無理である。また、燃焼部底面に堆積する06が土器により分断されている堆積状況からすれば、06の堆積は土師器甕の崩落後ではないかとも思える。しかし、そのように考えると、上述の通り02の堆積に矛盾が生じる。したがって、06がこのような堆積状況を示す要因は、天井部崩落土に求めたい。住居廃絶後、煙出部から流入土が堆積する以前の比較的早い段階で天井部が一部崩落したものと理解しておく。
- (註20) 堆積土との関係が不明瞭な事例についてはカウントしていない。以下の文章も同じである。
- (註21) 「廃棄Ⅰc類」とした郡山市弥明遺跡10a住【母畑32住】でも、燃焼部内から出土した甕2点のうち、片方は底部に穴があけられており、甗に転用されたと考えられている。「廃棄Ⅳb類」とした石川町殿畑遺跡9住【母畑33】も甕2点が横並びに正位で出土しているが、1点の甕の底部には穴があいており、甗転用の可能性が指摘されている。同じく「廃棄Ⅳb類」とした本宮市山王川原遺跡2住【右岸1】は、甕と甗が横並びに、その後ろから底部の欠損した甕が正位の状態で出土している。
- (註22) 今回検討した資料中には、「廃棄Ⅱc類」や「廃棄Ⅱd類」としたものはなかった。前者は意図的に立てるようにしなければならぬため、なかなか確認されないと思われる。また、後者に関連して、後述する「廃棄Ⅳb・d類」とした矢吹町白山A遺跡4住【あぶ3】(図10-1)のように、杯が破片で検出される事例も認められる。
- (註23) 猪倉B遺跡270住は、カマドの構築途中で廃棄したと推測されている。この所見に従えば、カマドを

使用していなくても廃棄儀礼を行った事例といえる。

- (註24) 白山A遺跡3住では杯が3個体ほど出土しており、いずれも遺存率が高いが、完形のものはない。同遺跡12住では、杯3点、小甕2点、甕1点が破片の状態で出土したが、いずれも完形にはならない。
- (註25) 「保留」とした中で、本宮市高木遺跡80住・108住・118住・159住【右岸2】に関しては、北野博司らは、遺物の出土状態と遺物の器表面で観察される「スス・コゲパターンからみた火前・火裏等の位置関係が一致しているものは取り外していない蓋然性が高まる」として、「鍋（土師器甕）を取り外さないまま、カマドを廃棄した可能性が高い」と考えている（前掲註2）。遺物の表面に残された情報から出土状況に言及することができる有効な視点であると評価できる。ただ、天井部が自然に崩落したのか、人為的に崩落したのかは、堆積土から十分な情報が得られなければ判断がつかないことに変わりはないため、本稿では「保留」とした。
- (註26) 「図25-2」の土師器甕の底部は支脚の高さ調整に使用されたもので、支脚として使用されていた筒形土製品（断面図B-B'に「図26-3」と示されているもの）との間に1～2cmほどの土が詰められていた。これは、高さ調整の土師器甕底部をより安定させるためと考えた。
- (註27) 木村直之は、檜葉町鍛冶屋遺跡【常磐21】の報告書中の考察において、「（カマドを壊す）行為は、焼土塊を得ることを直接の目的としたものか、あるいは、カマドを壊して焼土面を取り去ることに意味があり、結果として焼土塊を得て、それを再利用しているかのいずれかが考えられる。」としている（木村直之 2000 「第3章考察 第2節遺構について 2. カマドの変遷とその特徴」）。
- (註28) 土師器甕が横並びに2つ出土した場合、縦断面図を2本作成するのは現実的に難しいので、縦断面図に示されない方の遺物は写真と文章の記録で補うことになろう。
- (註29) 過渡的な特徴を示す土器については、便宜上新しい型式の方に含めてカウントした（※舞台式～栗圀式期1例→栗圀式期1例）。
- (註30) 「保留」とした栗圀式～国分寺下層式期の本宮市高木遺跡108住【右岸2】、表杉ノ入式期のいわき市白岩堀ノ内遺跡15住【常磐10】の2例が仮に「廃棄」だとしても、大勢は変わらない。
- (註31) 表5においては、「廃棄Ⅰa・c類」などの複数個体が別々の出土状況を示すものは、それぞれ1例としてカウントした。そのため、合計が97例と、表4の84例よりも増えている。
- (註32) 「廃棄Ⅳa類」とした本宮市北ノ脇遺跡7住【右岸2】は、土師器甕を倒立させた上に土師器杯を伏せて重ねている。このため、「廃棄Ⅳa類」に関しては、土師器甕・土師器杯それぞれ1例としてカウントした。
- (註33) 「廃棄Ⅳa・b・d類、Ⅳd類、Ⅳb・d類」においては、複数器種が破碎されているため、器種毎にみた合計は全体の12例より多い17例となっている。
- (註34) 佐平林式期と舞台式期の資料は「保留」が多く、表4・5においては1・2例ずつのみとなった。そのため、現段階では該期の特徴について言及することはできない。
- (註35) 郡山市正直A遺跡92住【母畑34】が該当するが、この事例では、倒立させた小型の土師器甕の上に重ねて土師器杯を伏せている。杯は二次的な被熱によるものか、器面が荒れている。出土位置が燃焼部中央であることから、甕は支脚に転用されて、杯は支脚の高さ調整に使用された可能性も考えられる。しかし、甕には明瞭な被熱の痕跡はないため、判然としない。
- (註36) 「廃棄Ⅰc類」の玉川村江平遺跡6住【あぶ12】や「廃棄Ⅳb・c類」の小野町柳作A遺跡1住【あぶ4】では4個体の土師器甕が出土している。
- (註37) 前掲註20の通り、堆積土との関係が不明瞭な事例についてはカウントしていない。
- (註38) 浪江町小迫遺跡1住【常磐53】も完形で出土した事例の可能性はあるが、出土層位が不明瞭なため、表6には含めなかった。
- (註39) 杉井健 1993 「竈の地域性とその背景」『考古学研究 第40巻第1号』考古学研究会、1999 「炊飯様式からみた東西日本の地域性」『古代史の論点6 日本人の起源と地域性』小学館
- (註40) 木村直之は、前掲註27において、遺跡全体のカマドの観察から、カマドは壊されるのが普通の姿であると指摘している。このような遺跡全体を通して検討する視点は大切である。また、堤隆により、長野県域でも奈良・平安時代の集落全体でカマドが破壊されている事例や、解体されている事例があることが指摘されている（堤隆 1995 「竈の廃棄プロセスとその意味」『山梨県考古学協会誌 第7号』山梨県考古学協会）。

摺上川上流域における縄文時代中期末葉～ 後期前葉の住居跡について

主任学芸員 大河原勉

1 はじめに

摺上川は福島・宮城県境の奥羽山脈系の摺上山（標高 977 m）を水源とし、福島市飯坂町茂庭地区を蛇行しながら東流し、福島市瀬上町で阿武隈川に合流する、幹線流路延長 3.2 km、流域面積 31.4 km²、阿武隈川の支流の一つである。

現在、摺上川上流には、「茂庭っ湖」として親しまれている「摺上川ダム」が建設されている。ダム建設にあたって、水没地区から 25ヶ所の遺跡（延べ面積 27,000 m²）が確認され、平成 3 年から 13 年間にわたり発掘調査が実施された。調査された遺跡の多くは縄文時代に属し、早期～晩期に至るまでの住居跡が確認されている。特に早期末葉～前期初頭にかけては、この地に拠点的な集落が営まれている。

今回報告を行う中期末葉～後期前葉の集落については、2～4軒程度の住居跡で構成される小規模な集落ではあるが、これらの集落の中には敷石等施設を伴う住居跡も認められる。摺上川上流域の中期末葉～後期前葉の住居跡については、同一遺跡ではないが摺上川上流域といった限られた地域で敷石等施設の風習がほぼ継続的に行われている。

この報告では、摺上川上流域の中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡について、摺上川ダムの発掘調査成果と他地域の遺跡の様相などから、その変遷等について述べてみたい。

2 摺上川上流域における敷石等施設を伴う住居跡

摺上川上流域では中期末葉～後期前葉の集落は 13ヶ所確認されている。この内、敷石等施設を伴う住居跡が確認された集落は 9ヶ所。これらの集落は、先述したように 2～4軒程度の住居跡で構成される小規模なものである。集落は、摺上川とその支流の合流地点や周辺に形成され、摺上川兩岸の狭小な河岸段丘に営まれている。また、阿武隈川本流とその支流の合流地点にも、その地域の拠点となる集落が中期末葉～後期前葉にかけて営まれる傾向にある。

摺上川上流域では、敷石等施設を伴う住居跡は 9遺跡で 21軒が確認されているが、中には遺存状況が悪く、検出状況等から敷石住居跡と判断されたものもある。以下、住居跡の概要について上流に位置する遺跡から順に述べてみる。

報告するにあたり、大木 9・10 式土器の細分については、概ね鈴鹿良一氏の編年（上ノ台 A 遺跡第 1 次 1984）、綱取 I・II 式の細分については馬目順一氏の編年（馬目 1970）に基づくものとした。また、図版の縮尺については、住居跡 S = 1 / 60、土器 S = 1 / 6 で示している。

（1）邸下遺跡

摺上川とその支流の中津川の合流地点に立地。他の遺跡からは敷石等施設を伴う住居跡が 1

～2軒程度しか確認されていないが、邸下遺跡では6軒確認されている。

5号住居跡：複式炉（埋設土器は大木10式中段階）を有する住居跡。遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。

6号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図2-3）。床面には部分的に敷石。炉は複式炉が退化したような石囲炉。堆積土中からは、後期初頭と考えられる土器片が出土している。後述する17号住居跡と重複し本住居跡が新しい。

7号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡。遺存状況が悪く、住居跡の平面形は不明。時期を特定できる遺物は出土していない。

9号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡（図3-2）。遺存状況が悪く、住居跡の平面形は不明。確認面からは、綱取Ⅱ式古段階の土器片が出土。

17号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図2-2）。炉は複式炉が退化したような石囲炉。6号住居と重複し本住居跡が古い。時期を特定できる遺物は出土していない。

20号住居跡：周壁に礫を配した石囲炉を持つ住居跡（図2-4）。石囲炉の延長線上の壁に扁平礫の立石。時期を特定できる遺物は出土していない。

（2）小峯遺跡

摺上川とその支流の中津川に挟まれた段丘上に立地。摺上川の対岸に邸下遺跡が位置する。

11号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を有する住居跡。後期後葉の住居跡と重複し、検出された遺構は複式炉と部分的な敷石のみ。また、複式炉末端に扁平礫の立石が認められるが、重複している後期後葉の住居跡に伴う可能性もある。

12号住居跡：石囲炉を持つ小型の敷石住居跡（図2-7）。炉底面に綱取Ⅰ式古段階の土器（図2-8）を設置。また、炉掘形内からは、三十稲場系の小型の土器が出土。

（3）八方塚A遺跡

摺上川とその支流の観音沢との合流地の摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ対岸には入トンキヤラ遺跡、鳥川を挟んだ対岸には川上向遺跡、西ノ向C遺跡が位置する。

23号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ住居跡（図1-5・6）。周壁は礫を立てかけた石壁。

（4）入トンキヤラ遺跡

摺上川とその支流の鳥川との合流地点の鳥川左岸に立地。摺上川を挟んだ対岸には八方塚A遺跡、川上向遺跡、西ノ向C遺跡が位置する。複式炉を持つ部分敷石2b号住居跡の埋没過程の窪地を利用して、石囲炉を持つ部分敷石2a住居跡が構築されている。

2a号住居跡：石囲炉を持つ部分敷石住居跡（図2-6）。敷石は石囲炉を中心に施される。後述する2b号住居跡と重複し本住居跡が新しい。

2 b 号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ部分敷石住居跡（図 1－3）。敷居は複式炉西側と北西壁際に認められる。また、複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。2 a 号住居跡と重複し本住居跡が古い。

1 2 号住居跡：石囲炉を持つ柄鏡形部分敷石住居跡（図 3－3）。敷居は張出部に認められる。

（5）川上向遺跡

摺上川と支流の烏川との合流地点摺上川右岸に立地。隣接して西ノ向 C 遺跡が、烏川を挟んだ対岸には入トンキヤラ遺跡、摺上川を挟んだ対岸には八方塚 A 遺跡が位置する。

3 号住居跡：周壁に礫を立てかけた石壁を持つ住居跡（図 2－5）。炉は石囲炉（埋設土器は地文のみ）。

4 号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を有する住居跡。遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。

（6）西ノ前遺跡

摺上川とその支流の烏川との合流地点の東側摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ西側対岸には西ノ向 C 遺跡、東側対岸には弓手原 A 遺跡が位置する。

1 1 号住居跡：遺存状況から周壁に礫を配していた可能性あり。炉は石囲炉。

1 3 号住居跡：石囲炉を持つ部分敷石住居跡。遺存状況から、柄鏡形の敷石住居跡の可能性あり。敷居は張出部と壁際の一部に認められる。堆積土中から綱取Ⅱ式古段階の土器（図 3－5・6）が出土。

（7）獅子内遺跡

摺上川左岸に立地。摺上川を挟んだ西側対岸には弓手原 A 遺跡が位置している。

1 1 5 号住居跡：石囲炉を持つ敷石住居跡（図 3－1）。敷石は、石囲炉を中心に施されている。

3 1 5 号住居跡：複式炉（埋設土器は抜き取られている。）を持つ住居跡。複式炉の延長線上に埋設土器（地文のみ）と奥壁際に大型の扁平礫を配している。

3 1 7 号住居跡：複式炉（埋設土器は地文のみ）を持つ部分敷石住居跡（図 1－1）。敷石は、複式炉を中心に施されている。なお、複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。複式炉前庭部に大木 1 0 式中段階の土器（図 1－2）を埋設。

（8）下ノ平 D 遺跡

摺上川とその支流白根沢との合流地点の摺上川右岸に立地。白根沢を挟んだ対岸には大枝館跡が位置している。

5 号住居跡：複式炉（埋設土器なし）を持つ住居跡（図 1－4）。複式炉の延長線上に方形状の石組施設を持つ。

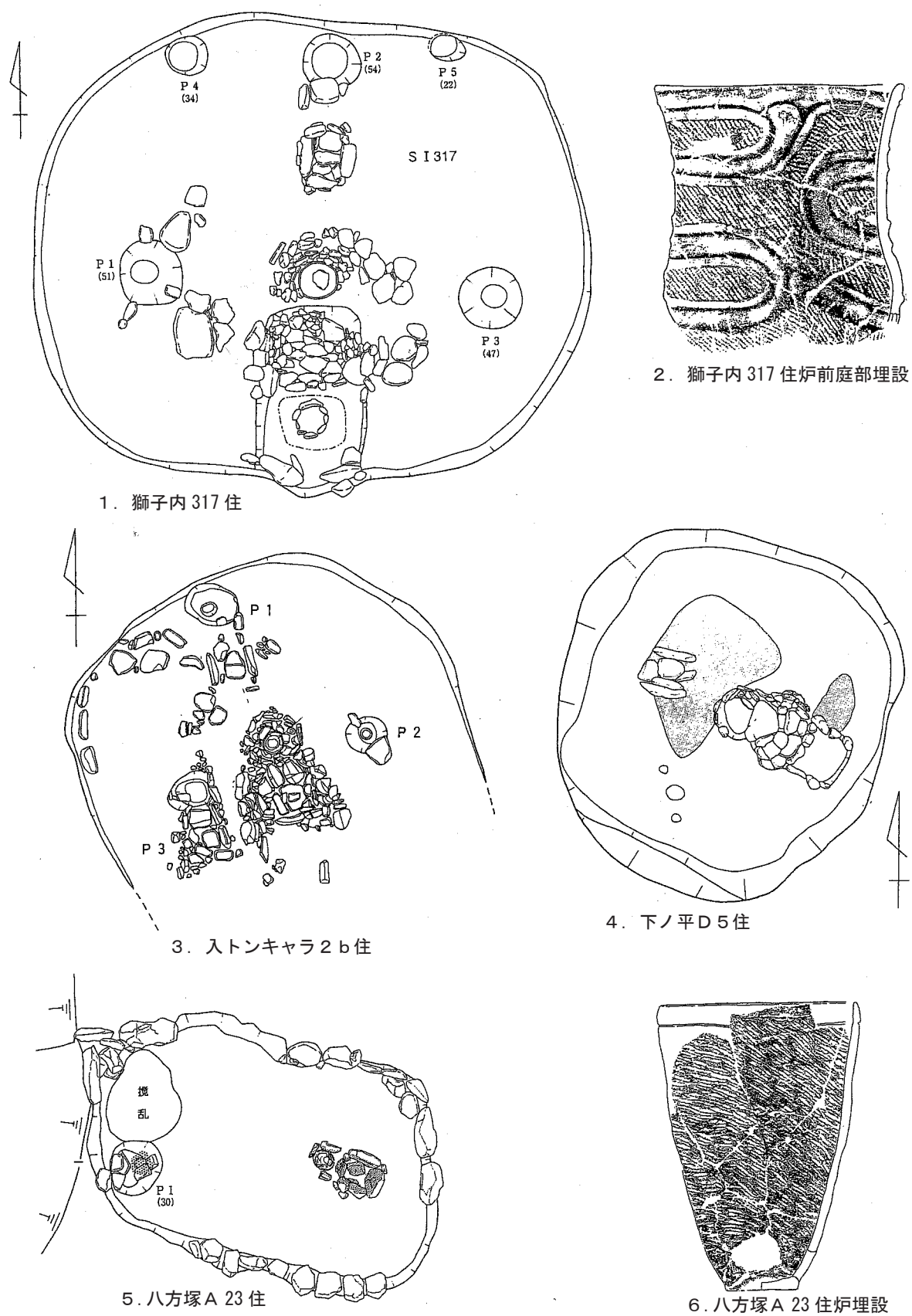


図 1 摺上川上流域住居跡集成 (1)

(9) 大枝館跡

摺上川と白根沢との合流地点の摺上川右岸に立地。白根沢を挟んだ対岸には下ノ平D遺跡が位置している。

4号住居跡：複式炉（埋設土器なし）を持つ部分敷石住居跡（図2-1）。敷石は、複式炉を中心に施されている。周壁に礫を立てかけた石壁を持つ。また、住居跡は人為的に埋め戻され、住居跡の平面形に合わせ環状の配石を施す。

以上、摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の概要について述べてみた。次に、摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の出現とその展開について考えてみる。

3 摺上川上流域における敷石等施設を伴う住居跡の出現と展開

摺上川上流域の敷石等施設を伴う住居跡の出現は住居跡に伴う出土遺物の検討などから、複式炉周辺部に敷石または延長線上に方形石組施設を持つ獅子内遺跡317号住居跡（図1-1）、入トンキヤラ遺跡2b号住居跡（図1-3）、下ノ平D遺跡5号住居跡（図1-4）と考えられる。獅子内遺跡317号住居跡については、床面や複式炉前庭部に埋設された土器の特徴から大木10式中段階（隆線区画による無文帯同士の切り合いが認められ、中段階の後半と考えられる。）に位置づけられる。他の遺跡の住居跡については、複式炉埋設土器が地文のみ、または出土遺物が乏しく明確な時期は特定できないが、包含層の出土遺物の検討などから獅子内遺跡とほぼ同時期の可能性が高い。

この出現期の方形石組施設は大木10式中段階以降消失し、その特徴的な施設に変わって八方塚A遺跡23号住居跡（図1-5）のように石壁を持つ住居跡が出現する。この石壁は、出現期の入トンキヤラ遺跡2b号住居跡や川上向4号住居跡、邸下5号住居跡にみられる住居跡の壁際に礫を配す行為が祖形と考えられる。

これらの石壁施設は、複式炉が退化した炉を持つ大枝館跡4号住居跡（図2-1）、邸下遺跡17号住居跡（図2-2）、石囲炉を持つ川上向遺跡3号住居跡（図2-5）や邸下遺跡20号住居跡（図2-7）に継続して用いられている。この石壁を有す住居跡の特徴としては、石囲炉が壁際に位置している点であり、この特徴は他の地域の敷石等を持たない中期終末～後期初頭の住居跡にも共通する。

後続する後期前葉では、小峯遺跡12号住居跡（図2-7）、入トンキヤラ遺跡2a号住居跡（図2-6）、獅子内遺跡115号住居跡（図3-1）のように全面的に石囲炉周辺に敷石を施す住居跡となる。時期については、小峯遺跡12号住居跡石囲炉底面から綱取Ⅰ式古段階の土器片が出土している。他の住居跡については時期を特定する出土遺物が乏しいため詳細は特定できない。なお、獅子内遺跡115号住居跡については、P5・7が柄鏡形住居跡を意識した配置になっている点が注目される。

また、綱取Ⅱ式の時期には入トンキヤラ遺跡12号住居跡（図3-3）、西ノ前遺跡13号住居跡（図3-4）のように部分的に敷石が施された柄鏡形住居跡も確認されている。これら

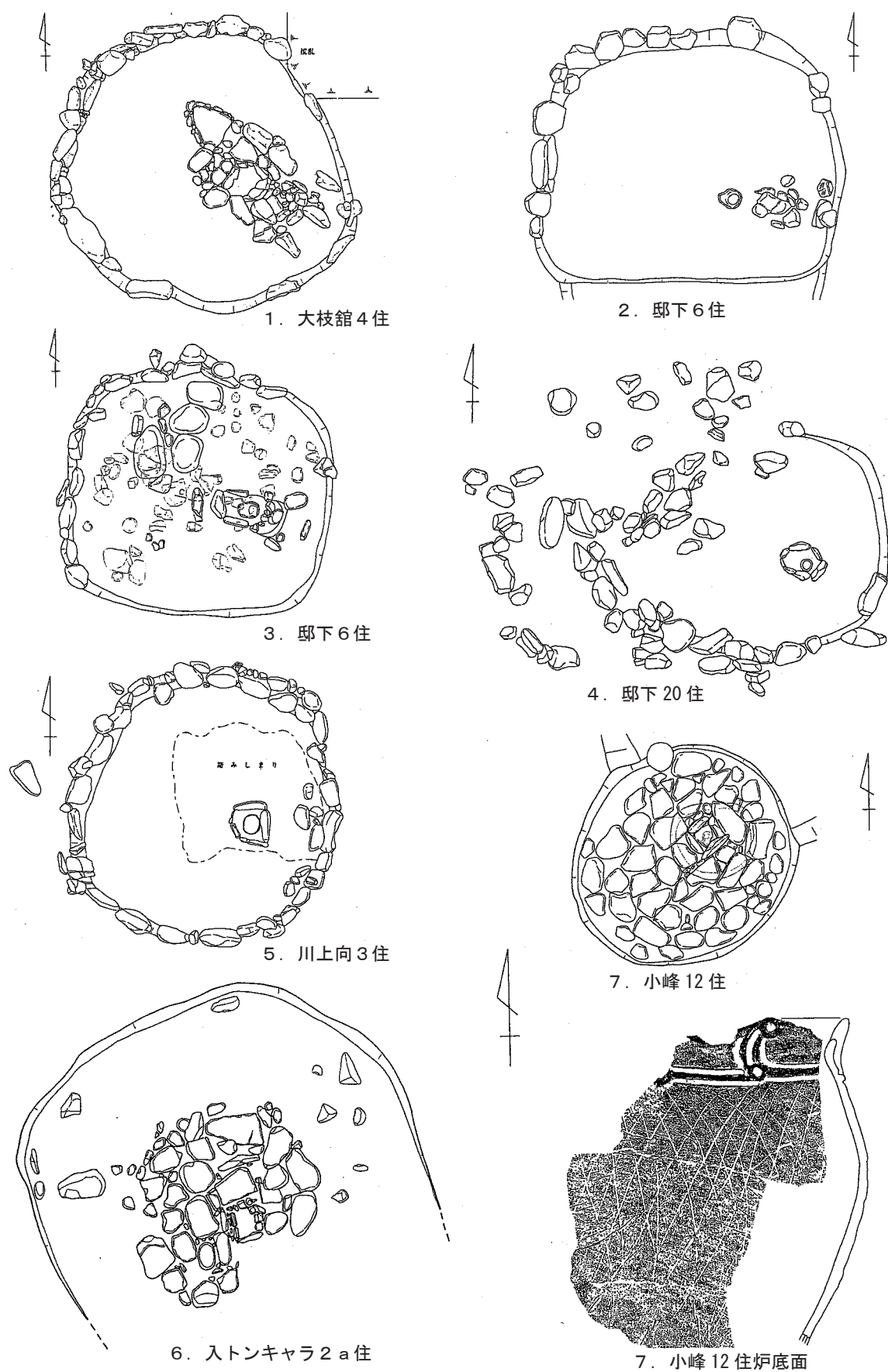


図2 摺上川上流域住居跡集成 (2)

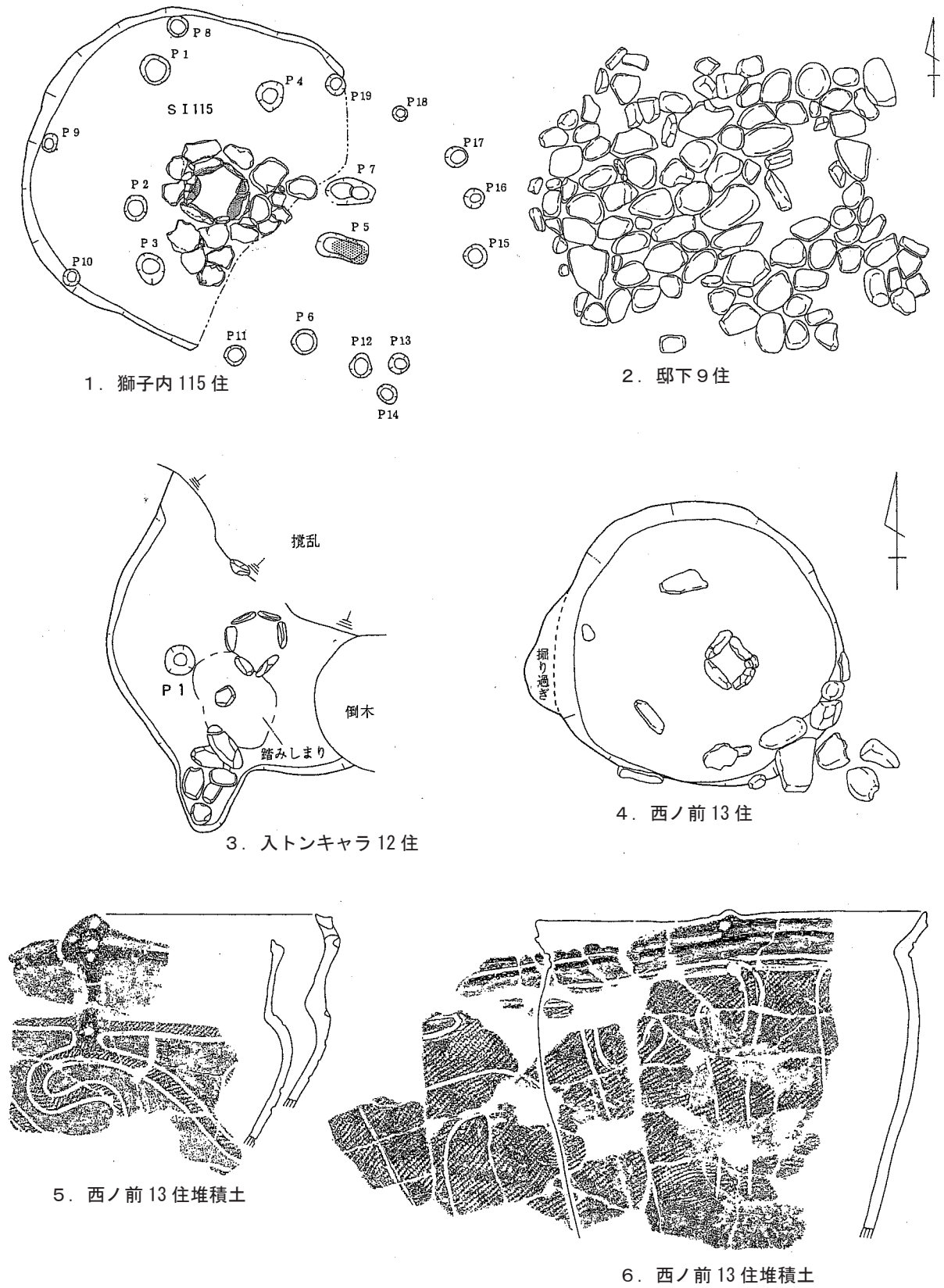


図3 摺上川上流域住居跡集成(3)

の住居跡の特徴は、小型の張り出し部を中心に敷石を敷設する点である。なお、邸下遺跡9号住居跡（図3-2）は遺存状況から全面に敷石が施された柄鏡形敷石住居跡の可能性はある。

摺上川上流域における中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡についてまとめてみる。大木10式中段階に複式炉周辺に敷石を敷設し炉の延長線上に方形状の石組施設を有す獅子内遺跡317号住居跡、また同様の施設を有し壁際に小礫を配す入トンキヤ遺跡2b号住居跡が営まれる。その後、八方塚A遺跡23号住居跡の石壁を有す住居跡に変遷すると考えられるが、出現期の特徴とも言える方形石組施設は認められない。この石壁は中期終末～後期初頭の複式炉から石囲炉へ移行する時期（複式炉・大木文化崩壊）の当地域の特徴でもある。

後期前葉綱取Ⅰ式の時期には石壁は消失し、部分ないし全面敷石が敷設された住居跡となり、綱取Ⅱ式の時期には、張り出し部に部分的に敷石を持つ柄鏡形住居跡も認められるようになる。

なお、複式炉延長上を意識した行為は、弓手原A遺跡の22号住居跡（大木9式新段階）と23号住居跡（図4-1～3、大木10式古段階）にも認められた。いずれも複式炉延長上に20cm程度の角状礫を石柱状に配している。これらの行為が、弓手原A遺跡の対岸に営まれた獅子内遺跡317号住居跡の方形石組施設に関連していくものと考えている。

弓手原A遺跡22号、23号住居跡については、ある程度の時間差を持ちながらも同じ場所に営まれ、複式炉の主軸も同一であり、延長上に角状礫を石柱状に配す特徴も一致することなどから、同じ系譜の人々によって営まれた可能性が高い。

摺上川上流域で確認されたこれらの住居跡の性格付けについては、特別な施設を持つ側面だけでなくとらえるのではなく、集落内での他の住居跡との営まれ方や別遺構との関連性、この他にも隣接する各遺跡を総合的に捉え検証しなければならない。

なお、邸下遺跡について堀江格氏（摺上川ダム13）は「中期末葉～後期前葉まで継続して敷石等施設を伴う住居跡が確認されている点や、出土遺物についての石器比率が極めて低い点などから、他の遺跡から確認された集落と差異があり、一般集落のような生業形態が想像しにくい遺跡」と位置づけ「住居跡あるいは集落自体の成立要因が土坑群と密接な関わりを持つため、土坑に伴う住居跡」の可能性を指摘している。

山間部の集落については、井憲治氏（井1996）が真野川上流域遺跡群について「一つの台地や丘陵部においてムラが完結せず、川や谷を挟んで居住域や貯蔵穴域、墓域等が分離、相互に関連性を持ちながら、一つのムラを形成した」ことを指摘し「地形的制約も考慮に入れた広範囲にわたる領域の分担や移動集団における共同体組織の成立過程」について述べている。

また、敷石住居跡について「一般的な住居跡とかけ離れ、貯蔵穴等とセットで営まれる敷石住居跡についてはその管理者・指導者・祭祀的な立場にあった人物の居住の可能性」と「それらが継続的に営まれ、住居跡の類似性などから同一系譜の人々による」ことについても指摘している。「土坑群と敷石住居跡」の関連性は、摺上川上流域の邸下遺跡に類似した事例と言える。

大滝根川流域の調査においては福島雅儀氏（柴原A遺跡第1次）が、「比較的広大な面積を確保できる地域に拠点集落が点在し、地形的制約を受ける地域には小規模集落が適所に散在していた。また、それらの遺跡で住居や土器の文様、祭祀具など生活文化の共通点も認められる

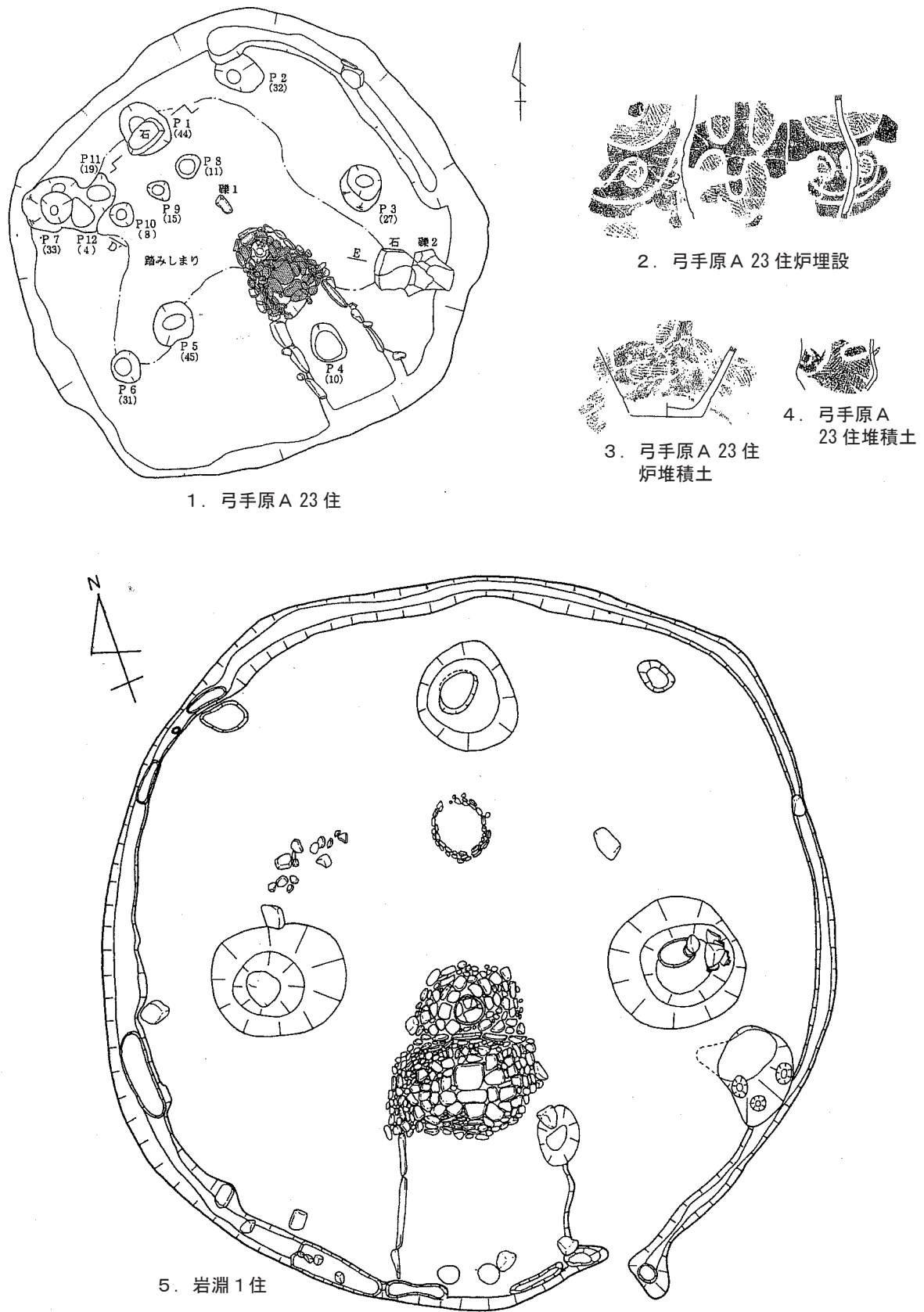


図 4 摺上川上流域・他の地域住居跡集成

ことから、共通するある程度の社会規範などが存在していた」ことを指摘している。

今回報告した摺上川上流域においては、堀江格氏（摺上川ダム 13）が「山間部の小規模集落では石器や祭祀具の量が少なく、生活痕跡の部分的な欠落が認められる事やそれらが継続・発展することが無く小規模であり続け、河川の合流地点を中心に分布していることから、阿武隈川本流に営まれた拠点集落に対する採集・狩猟・漁撈・流通などの生業に関する基点・積点・中継点といった足掛かり的な集落」と位置づけている。

この他、新井達哉氏（新井 2008）は、阿武隈川の拠点集落の一つ和台遺跡について「阿武隈川沿いに立地する優位性と遺跡下流の溪谷による地形的制約により、上流側からの情報・物資が必然的集結した結果拠点集落となり、その役割は山間部・平野部の経由・中継地（出入口）、川と山の交易網要衝の集落」と位置づけている。

では、次に摺上川下流域及びその他の地域についての中期末葉～後期前葉の敷石等施設を伴う住居跡の様相について述べてみたい。

4 その他の地域の様相

摺上川上流域の中期末葉における敷石等施設を持つ住居跡は、複式炉を意識した行為が多く、このような住居跡については、阿武隈川流域及びその他の河川流域でも確認されている。

まず、摺上川下流域の月崎遺跡についてみる。月崎遺跡は摺上川支流の小川の段丘上に位置する。複式炉周辺を中心に敷石が施された 5 号住居跡（図 5－5・6、炉埋設土器は地文のみ）が確認されているが、住居跡の規模等について不明である。また、摺上川と阿武隈川の合流地点から約 2 km 上流に位置する宮畑遺跡からは、複式炉周辺部に敷石を施す住居跡 7 軒と柄鏡形の大型敷石住居跡 2 軒がこれまでに確認されている。

宮畑遺跡では、複式炉埋設土器や住居内の出土遺物などから大木 10 式中段階にはこのような住居跡が営まれていたものと考えられる。宮畑遺跡においては、史跡整備事業に係る遺跡範囲の確認調査のため、中期終末～後期初頭にかけての敷石等の施設を持つ住居跡は現段階では確認されていない。複式炉に伴う敷石住居跡以降に敷石等が施される住居跡が確認されているのは、綱取Ⅱ式新段階の大型柄鏡形敷石住居跡である。

宮畑遺跡では、複式炉延長上の床面を中心に敷石が施される 42 号住居跡（図 5－1・3）や複式炉周辺に敷石や延長上の奥壁に沿って小礫が施される 117 号住居跡（図 5－2・4）などが認められるが、摺上川上流域の石壁を持つ住居跡については確認されていない。

摺上川上流域の小規模集落とその下流域及び本流阿武隈川沿いに営まれた拠点集落については、先述したような関連性が指摘されており、住居内における敷石等施設がほぼ同時期（大木 10 式中段階）に行われる点についても相互に関係が窺える。これらの関係は真野川上流域（上ノ台 D 遺跡）と下流域（上柅窪遺跡）においても確認されている。

阿武隈川流域の遺跡では、郡山市逢瀬川中流域の仁井町遺跡 1 号住居跡（図 6－1、複式炉埋設土器は大木 9 式期と報告されているが詳細は不明）では、複式炉延長上に敷石が、同遺跡 6 号住居跡（複式炉埋設土器は大木 9 式新段階～10 式期段階）では壁際に沿って小礫を配し

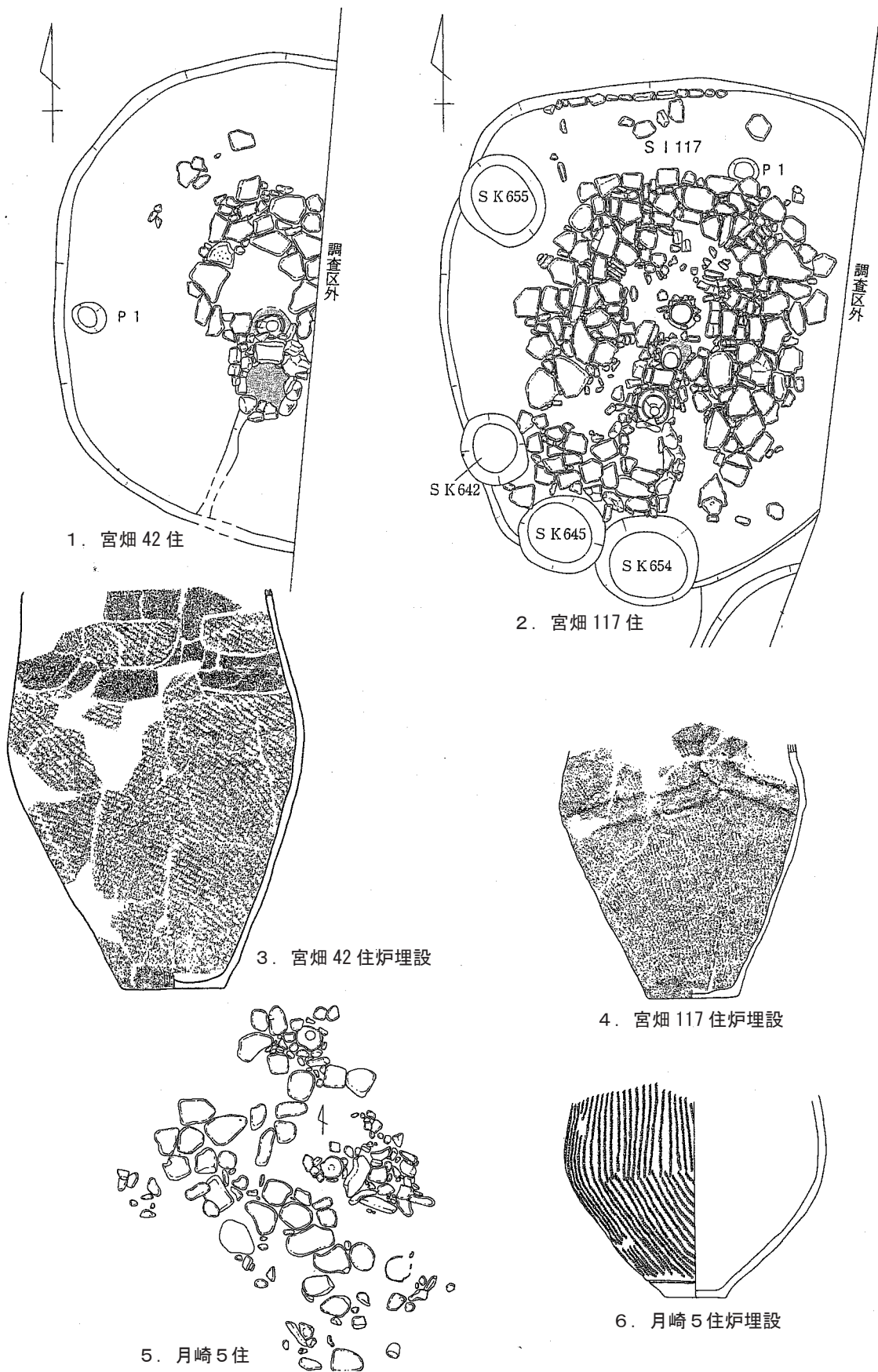


図5 他の地域住居跡集成 (1)

ている。二本松市の油井川中流域の上原A遺跡1区12号住居跡（図6-3、複式炉埋設土器は大木10式中段階）も複式炉延長上に集石が施されている。

また、国見町の牛沢川下流域に営まれた岩淵遺跡1号住居跡（図4-5）では、複式炉延長上に円形の石組施設が認められる。住居跡の複式炉埋設土器は地文のみであったが、堆積土中からは大木10式期新段階の特徴を有す土器片が出土している。

阿武隈川沿いに営まれた本宮市の高木遺跡では、201号住居跡（炉埋設土器や床面の遺物は、大木9式期新段階）のように複式炉延長線上に小礫4個（複式炉に伴う礫の可能性もある。）が施されたもの、288号住居跡（図6-2、炉埋設土器は地文のみ）のような複式炉埋設土器周辺に部分的な敷石が敷設されたものなどが確認されている。

さらに、277号住居跡では、敷石等施設は確認されていないが、複式炉延長線上の奥壁に土器が埋設されていた。土器内の堆積土の上層には小礫が充填されていたことから、本来は土器の上部が礫で覆われていたと考えられる。炉埋設土器と奥壁際に埋設された土器の特徴は大木10式中段階（無文帯の切り合いが認められなことから、中段階でも古い様相を示す。）の特徴を有す。

なお、高木遺跡251号住居跡の複式炉には、曽利系、加曽利EⅢ系、大木9式古段階といった在り及び他地域の土器が埋設されていた。複式炉・大木文化の隆盛期に他地域の土器が複式炉に埋設されていた点で注目される。県内で出土する曽利系土器については、大木8b式新段階～9式の時期に波及することが指摘されている。（小暮2004）

この他、摺上川上流域と同じ山間部の調査事例として飯舘村真野川上流域、三春町大滝根川上流域でも中期末葉の時期に敷石等施設が確認されている。

真野川上流域では、大木10式期古段階に上ノ台D遺跡4号住居跡（図7-1・2）のような複式炉延長線上の奥壁際に集石施設を持つ住居跡と宮内A遺跡1号住居跡（図7-3・5）のように複式炉土器埋設部周辺に敷石を敷設するものとが確認されている。

大木10式中段階では、宮内A遺跡2号住居跡（図7-4・6）や上ノ台D遺跡2号住居跡のように床面のほぼ全域に敷石が敷設され壁際に小礫が配されるもの、上ノ台A遺跡24号住居跡のような複式炉土器埋設部周辺と延長線上に僅かに敷石が施されるものが認められる。

また、上ノ台A遺跡52号住居跡では、石囲炉周辺に部分的に敷石が施されるものも確認されており、この住居跡が大木10式中段階内での時間差によるものであるとすれば、後続する時期に繋がる住居跡といえる。大木10式新段階～中期終末では、日向南遺跡27号住居跡のように石囲炉周辺に部分的に敷石が施される住居跡となる。

大滝根川上流域では、西方前遺跡6号住居跡（大木10式期古段階）で複式炉延長線上の壁際に近い部分と石組部周辺に敷石が敷設されている。この地域では、西方前遺跡、柴原A遺跡や越田和遺跡のように後期前葉の時期に敷石住居跡、特に大型柄鏡形の敷石住居跡が営まれるが、中期末葉～後期初頭にかけは摺上川上流域及び真野川上流域で認められた敷石等施設を持つ住居跡はほとんど認められない。

しかし、後期初頭の時期には柱穴の配置が柄鏡形を呈す住居跡や壁際に石囲炉を持つ住居跡

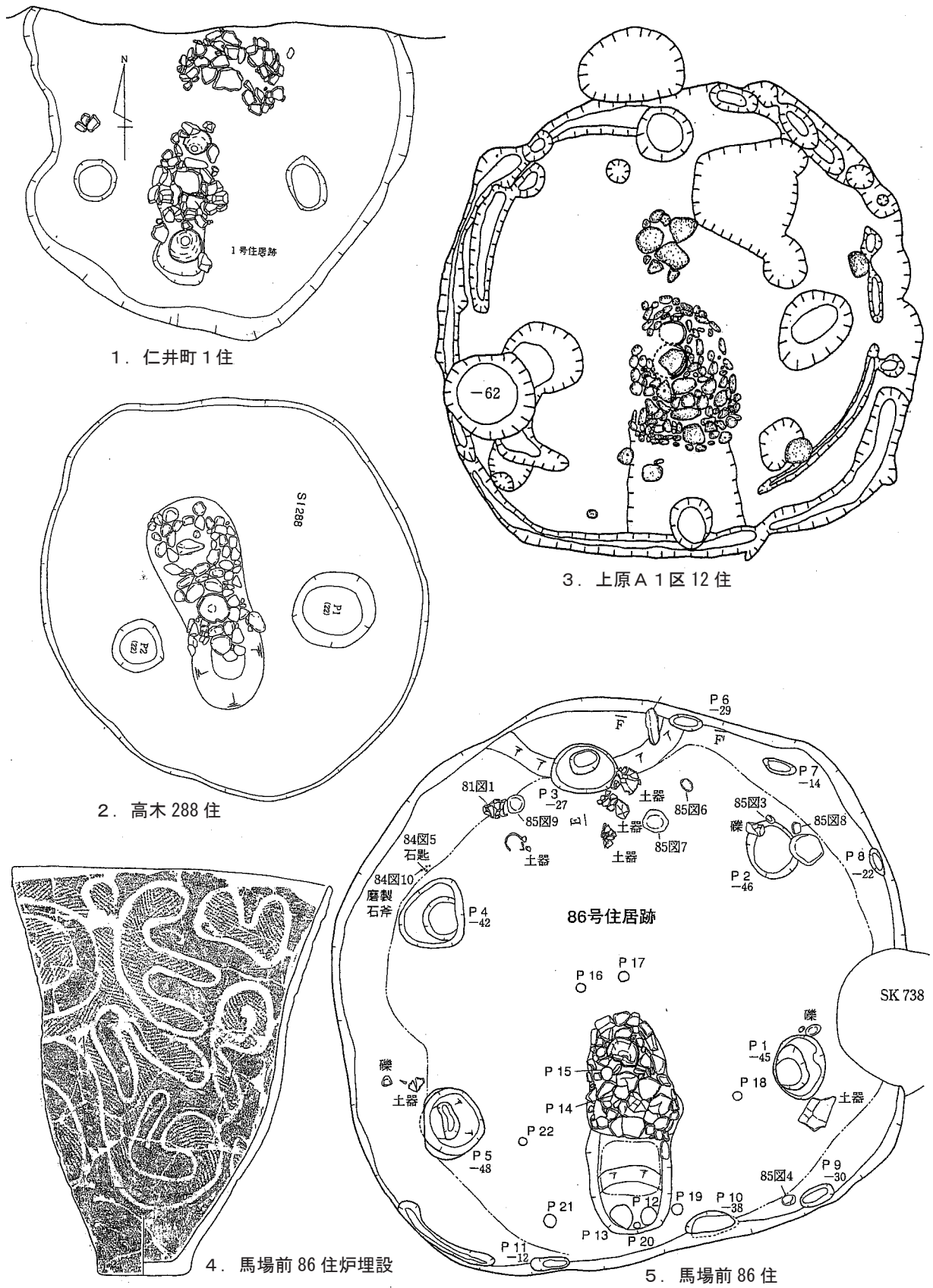


図6 他の地域住居跡集成(2)

も認められる。また、土器も加曽利EⅣ系またはその系譜上の土器や称名寺系土器など他の地域の影響を受けた土器も多数出土している。中でも、越田和遺跡5号土器埋設遺構は「J」字文下の横位連繫帯が認められ、県内で確認されている称名寺系土器の中でも古く、他の地域の風習等を早くから受容する地域であったことが窺える。

以上、他の地域の敷石等施設を持つ中期末葉の住居跡の様相をみてみた。他の地域も摺上川上流域で確認された敷石等施設を持つ住居跡と同じ時期または前後して、複式炉延長線上に石組ないし集石施設、複式炉を中心とした周辺に敷石を敷設する行為が行われているようである。

このような、複式炉中心に敷石等施設を行うことについて森貢喜氏（森 1974）は、「この時期においては、住居内に石を敷くということよりも土器埋設石組複式炉を設置するということの方が未だ意味が強かったと思われ、敷石は炉跡の周囲の限定された範囲に存在し、炉跡が住居跡の主体を占め、敷石は、それに付随的に存在する」ことを指摘している。

さらに、「複式炉消失に伴い石囲炉等に簡略化される時期に敷石が住居跡全面に敷設されることから、複式炉と敷石との相関関係の中で敷石の存在意義の変化」についても述べている。

また、鈴鹿良一氏（鈴鹿 1986）は、「福島県内の敷石住居の成立に関東地方の加曽利E式土器分布圏の影響があったこと」を指摘し、「この時期は複式炉が盛行する時期で、ここで同じ石構遺構同士が折衷形態をとり、後期の敷石住居跡より在地性が強いもの」と述べている。

また、後期前葉の敷石住居跡の成立については、「複式炉を持った敷石住居とを系譜上から区別する必要はないが、後期において東北地方が堀之内式土器分布圏に含まれることから、成立時の背景に違いがあり、空白期を含むものの、一線を画すことができる」ことを指摘している。

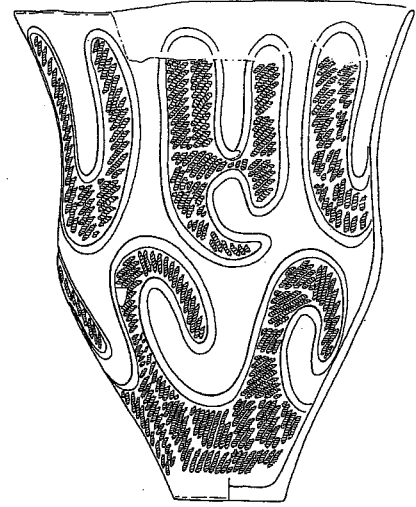
敷石住居の成立過程については、山本暉久氏（山本 1994）が「中期中葉～後葉に中部山地域を中心とした地域で盛行した屋内の石柱・石壇がその後の敷石風習の祖形を探る上で重要な現象である」ことを指摘している。さらに、柄鏡形敷石住居跡と複式炉・大木文化圏での関連性では、「柄鏡形住居形態ではなく、敷石風習の一部を大木文化圏が受容していった」（山本 2000）ことについても言及している。

なお、能登谷宣康氏（能登谷 1996）は、「県内の複式炉延長線上に特殊な施設や住居内に埋甕などを持つ住居跡（飯舘村上ノ台D遺跡4号住居跡や日向遺跡8号住居跡、郡山市仁井町遺跡1号住居跡）について、中部～関東で盛行した屋内石柱・石壇及び埋甕に繋がる」と指摘し、「中期後半から後期前葉には恒久性のある石をシンボルとした住居内祭祀」を想定している。摺上川上流域やその他の地域においても、中部～関東と同様にその祖形は、複式炉延長上に設けられた石組施設や集石施設、埋甕などが発展したと考えられる。これらの風習は、先述した多くの方々が指摘したように中部～関東の影響を受けたものと言える。しかしながら、他の地域の風習は複式炉が盛行する中期後葉～末葉の大木9～10式の時期において、全ての集落に受容されていたわけではない。

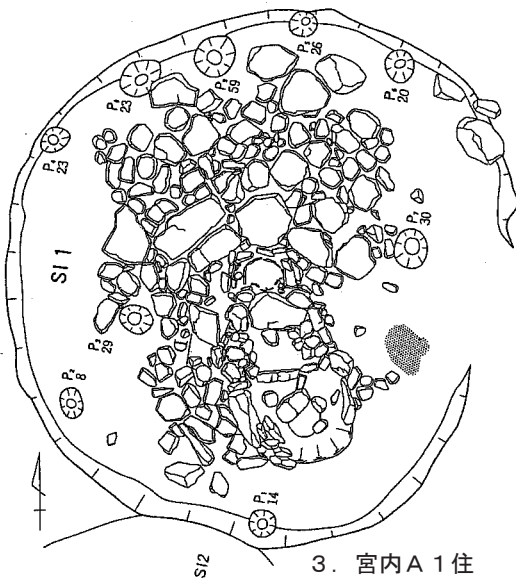
また、複式炉・大木文化が崩壊する中期終末～後期初頭にかけは、本宮市高木遺跡のように積極的に敷石風習を取り入れる地域と三春町の越田和遺跡のように中期終末期～後期初頭にかけは柄鏡形の柱穴配置や壁際に石囲炉を持つなど他地域の住居跡の風習は取り入れるもの



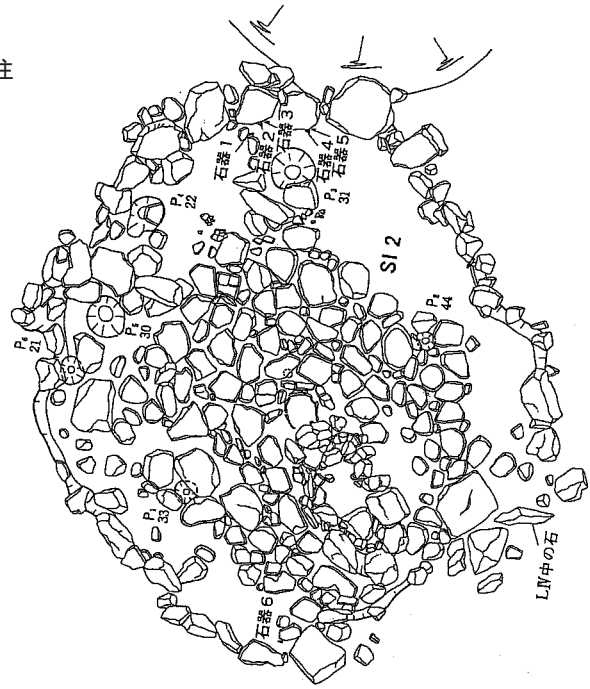
1. 上ノ台D4住



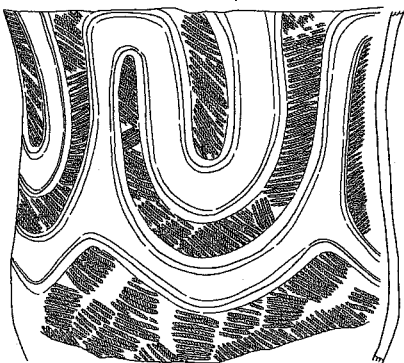
2. 上ノ台D4住炉埋設



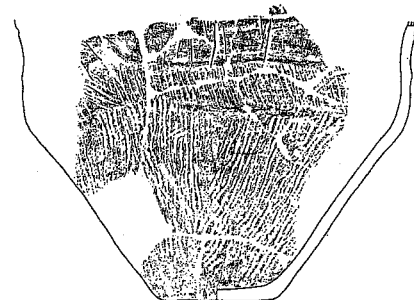
3. 宮内A1住



4. 宮内A2住



5. 宮内A1住炉埋設



6. 宮内A2住炉埋設

図7 他の地域住居跡集成(3)

の敷石の風習は取り入れないなど「目的は同じであってもその手段が違う」といった地域または遺跡ごとの特徴が認められる。

このような観点から大木9～10式の時期の住居跡を見直せば、敷石等施設を持たない集落においても、中部・関東地方の風習である埋甕や石柱・石壇等に代わる施設が確認される可能性がある。木戸川流域の檜葉町馬場前遺跡では、大木10式期古段階を中心とした時期に複式炉延長線上の奥壁に祭壇状施設（土壇）を持つ住居跡（図6-4・5）が3軒、延長線上に地床炉が付属する住居跡が12軒確認されている。

これら縄文集落での風習の違いについては、斎藤義弘氏が（斎藤2006）中期末葉の宮畑遺跡の焼失家屋と福島盆地内の集落で確認された同時期の焼失家屋の比較から、「当時の風習が福島盆地内の同じ土器形式の文化圏にあっても一様ではなく、集落毎に存在した可能性」を指摘している。

また、新井達哉氏（新井2008）は同じ福島市に位置し阿武隈川沿いに営まれている同時期の和台遺跡と宮畑遺跡について、「居住施設の廃絶にかかわる祭祀行為の違い（宮畑遺跡の焼失家屋、和台遺跡の複式炉の廃絶や廃屋を利用した儀礼行為）から、居住施設時の廃絶に伴う行為という側面では共通性を持つが、祭祀行為の内容は全く異なる」ことを指摘している。

このように、縄文社会の風習の受容については、「同じ目的であってもその手段が違う」といったその特性が住居跡の施設（風習の受容法）についても反映されていると考えられる。

5 おわりに

摺上川上流の中期末葉～後期前葉における敷石等施設を伴う住居跡について他の地域の様相も含めこれまで述べてきた。摺上川上流域では、大木10式中段階に複式炉延長線上に方形石組や複式炉周辺に敷石を行う住居跡が営まれる。この後、後期前葉の綱取Ⅱ式新段階までその形態を変えながら、ほぼ継続的にその風習が住居跡に認められる。このような住居跡の変遷は、敷石等施設の形態に相違はあるものの真野川上流域遺跡群の敷石等施設を伴う中期末葉～後期前葉の住居跡の在り方に似ている。

初期の敷石等施設を伴う住居跡に取り入れられた複式炉延長線上の方形石組や集石は、中部～関東地域に見られる屋内に石柱・石壇を持つ住居跡に起源を求められる。この風習は、摺上川上流域以外の地域においても既に大木10式古段階前後に受容されているが、その取り入れ方は石施設、埋甕、祭壇状施設などと様々である。これについては、先に述べたように「同じ目的であってもその手段が違う」といった縄文社会における風習の受容法の相違性であり、特に複式炉・大木文化の盛行する時期においては、集落内でその風習が受容される住居跡は少ない。しかし、複式炉・大木文化崩壊後は、本宮市高木遺跡や三春町越田和遺跡のように集落内の多くの住居跡に他の地域の風習が受容される遺跡も認められる。

中期末葉、後期初頭の時期においては、鈴鹿氏が指摘するように「系譜上は区別する必要は無いが、成立時の時代背景に大きな違い」があり、後者は在地性の基盤が弱まった時期と言える。また、山本暉久氏（山本1995）は「柄鏡形住居の成立において、加曽利E式土器と称名

寺式土器の中部地域の進出と曽利式土器の終焉についての関連性」を指摘し、新たな風習の受容と土器文化圏との関連性について言及している。

阿武隈川流域や支流では、複式炉・大木文化崩壊時期の中期終末の時期に大規模な河川の洪水が見られ、洪水による土砂で集落が終焉を迎える遺跡の報告がある。このような、気候変動による大きな環境の変化（安田 1994）も複式炉・大木文化崩壊の要因の一つであろう。

最後になるが、これら新たな風習を受容した住居跡の性格については、集落内での既存の住居跡及び風習を受容した住居跡との営まれ方の状況はもとより、真野川上流域遺跡群のように地形的制約も考慮に入れた広範囲にわたる各遺跡の分担や関係などを検証し、その中で性格について述べる必要がある。今回の報告は、県内の限られた地域の報告であった。今後、最新の調査成果を含め県内全域を対象とした検証を行っていきたい。

〈参考・引用文献〉

1. 阿部昭典 2000「縄文時代中期末葉～後期前葉の変動」『物質文化』69
2. 新井達哉 2008『縄文人を描いた土器 和台遺跡』新泉社
3. 飯野町教育委員会 2003『和台遺跡』
4. 井憲治 1996「真野川上流域における縄文中期末葉の集落構成」『論集しのぶ考古』
5. 押山雄三 1990「福島県の複式炉」『郡山市文化財研究紀要』第5号
6. 国見町教育委員会 1976「岩淵遺跡発掘調査」『国見町文化財調査報告書第4集』
7. 郡山市教育委員会 1982「仁井町遺跡 上納豆遺跡」『河内下郷遺跡群Ⅱ』
8. 小暮伸之 2004「福島県出土の曽利系土器について」『福島考古』第45号
9. 斎藤義弘 2006『宮畑遺跡』同成社
10. 鈴鹿良一 1986「複式炉と敷石住居」『福島の研究』1 清文堂出版社株式会社
11. 日本考古学協会 2005「複式炉と縄文文化」『日本考古学協会 2005 年度福島大会シンポジウム資料集』
12. 能登谷宣康 1996「縄文時代末葉の堅穴住居跡にみられる特殊施設」『論集しのぶ考古』
13. 福島県教育委員会 1975「上原A遺跡」『東北自動車道遺跡調査報告』
14. (財)福島県文化財センター 1984「上ノ台A遺跡(第1次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅴ』
15. (財)福島県文化財センター 1986「日向南遺跡(第1・2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅷ』
16. (財)福島県文化財センター 1989「柴原A遺跡(第1次)」『三春ダム関連遺跡発掘調査報告2』
17. (財)福島県文化財センター 1989「宮内A遺跡(第1次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅲ』
18. (財)福島県文化財センター 1990「上ノ台A遺跡(第2次)」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅳ』
19. (財)福島県文化財センター 1990「上ノ台D遺跡」『真野ダム関連遺跡発掘調査報告Ⅴ』
20. (財)福島県文化財センター 1996「越田和遺跡」『三春ダム関連遺跡発掘調査報告8』
21. (財)福島県文化振興事業団 1996「獅子内遺跡(第1次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅱ』
22. (財)福島県文化振興事業団 1997「弓手原A遺跡(第2次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅲ』
23. (財)福島県文化振興事業団 1998「獅子内遺跡(第3次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅵ』
24. (財)福島県文化振興事業団 1999「八方塚A遺跡(第1次)」『摺上川ダム遺跡発掘調査報告Ⅶ』
25. (財)福島県文化振興事業団 2003「高木・北ノ脇遺跡」『阿武隈川右岸築堤遺跡発掘調査報告3』
26. (財)福島県文化振興事業団 2003「馬場前遺跡(2・3次調査)」『常磐自動車道遺跡発掘調査報告34』
27. 福島市教育委員会 1977「月崎遺跡発掘調査概報」『福島市埋蔵文化財調査報告書第2集』
28. (財)福島市振興公社 1995「下ノ平D遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告4』
29. (財)福島市振興公社 1997「川上向遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告5』
30. (財)福島市振興公社 1998「西ノ前遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告6』
31. (財)福島市振興公社 2001「大枝館跡」「入トンキヤラ遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告9』
32. (財)福島市振興公社 2002「小峯遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告10』

33. (財)福島市振興公社 2003「邸下遺跡」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告 11』
34. (財)福島市振興公社 2004「総括編」『摺上川ダム埋蔵文化財発掘調査報告 13』
35. (財)福島市振興公社 2006『宮畑遺跡 3 (岡島)』
36. 馬目順一 1970「いわゆる網取貝塚C地区の土器について」『考古』16
37. 三春町教育委員会 1989「西方前遺跡」Ⅲ『三春町文化財調査報告書第12集』
38. 森 貢喜 1974「縄文時代における敷石遺構について」『福島考古』第15号
39. 安田喜憲 1994「気候変動」『縄文文化の研究』1
40. 山本暉久 1994「石柱・石壇をもつ住居跡の性格」『日本考古学』1号
41. 山本暉久 1995「柄鏡形(敷石)住居跡成立期の再検討」『古代探叢』
42. 山本暉久 2000「外縁部の柄鏡形(敷石)住居」『縄文時代』第11号
43. 山本暉久 2002『敷石住居跡の研究』六一書房

報告内で使用した図版は以下の文献から転載したものである。

- 図1-1・2 (参考・引用文献23より) 図1-3 (参考・引用文献31より) 図1-4 (参考・引用文献28より)
図1-5・6 (参考・引用文献24より)
図2-1 (参考・引用文献31より) 図2-2～4 (参考・引用文献33より) 図2-5 (参考・引用文献29より)
図2-6 (参考・引用文献31より) 図2-7・8 (参考・引用文献32より)
図3-1 (参考・引用文献21より) 図3-2 (参考・引用文献33より) 図3-3 (参考・引用文献31より)
図3-4～6 (参考・引用文献30より)
図4-1～4 (参考・引用文献22より) 図4-5 (参考・引用文献6より)
図5-1～4 (参考・引用文献35より) 図5-5・6 (参考・引用文献35より)
図6-1 (参考・引用文献7より) 図6-2 (参考・引用文献25より) 図6-3 (参考・引用文献13より)
図6-4・5 (参考・引用文献35より)
図7-1・2 (参考・引用文献19より) 図7-3～6 (参考・引用文献17より)

居宅と火葬墓

主任学芸員 菅原祥夫

1 はじめに

小論は、相馬市明神遺跡と同市山岸硝庫跡に、居宅と火葬墓の関係を指摘し、その歴史的背景として、製鉄技術を介した近江の特定集団との交流を探っていく。

2 問題提起

図1上を見ていただきたい。在地通有の非ロクロ土師器長胴甕の器形を呈していながら、焼成は、焼きの甘い須恵器である。さらに、胴部外面には4単位の耳が付き、その上端面に盲孔、向かい合う口縁部に貫通孔が施され、仕上げに、縦位の手持ちヘラケズリ調整が加えられている。もちろん、県内に類例は見当たらない。

この不思議な土器は、相馬市山岸硝庫跡9号土坑から出土した。報告書では、両者に共伴関係を認めた上で、「7世紀前半頃」の年代を与え、出土遺構を「木炭焼成土坑」と認定している。しかし、この見解には疑問がある。以下、これを巡る検討を通して、冒頭の設問に迫っていききたい。

3 出土遺跡の歴史的環境

山岸硝庫跡の所在する相馬市は、福島県北端の太平洋沿岸に位置している。古代律令期には陸奥国宇多郡に属し、同じ浮田国造域から分かれた行方郡と並んで、対蝦夷政策に関わる大規模製鉄遺跡群が形成された地域として知られている。また、須恵器生産でも、東北で唯一大化前後にまたがって操業され、国府にも製品の供給された善光寺窯跡群の存在が特筆される。このように、宇多・行方郡域は、きわめて政治色の強い主工業生産が活発な地域であった。

さて、問題の遺物が出土した山岸硝庫跡は、こうした手工業生産地の中心からやや距離を置き、郡衙＝黒木田遺跡近傍のやや西側へ奥まった山沿いに所在する(図2)。2003年と2006年の発掘調査の結果、近世相馬中村藩の弾薬庫跡が発見され、注目を集めたが^(註1)、今回扱うのは、これまであまり目立たなかった古代の遺構・遺物である。

本遺跡の周囲には、律令期の遺跡が多数認められ、とくに、豪族居宅跡の発見された明神遺跡とは、約500mの至近距離間にある^(註2)。しかも、その立地は背後から居宅を望む低丘陵上にあたり、相互の密接な関係は明らかである(図2・3)。また現在、付近には太平洋沿岸(浜通り地方)と内陸(中通り地方)を結ぶ国道115号線が東西に走っており、当時も交通の要衝であったと考えられる。

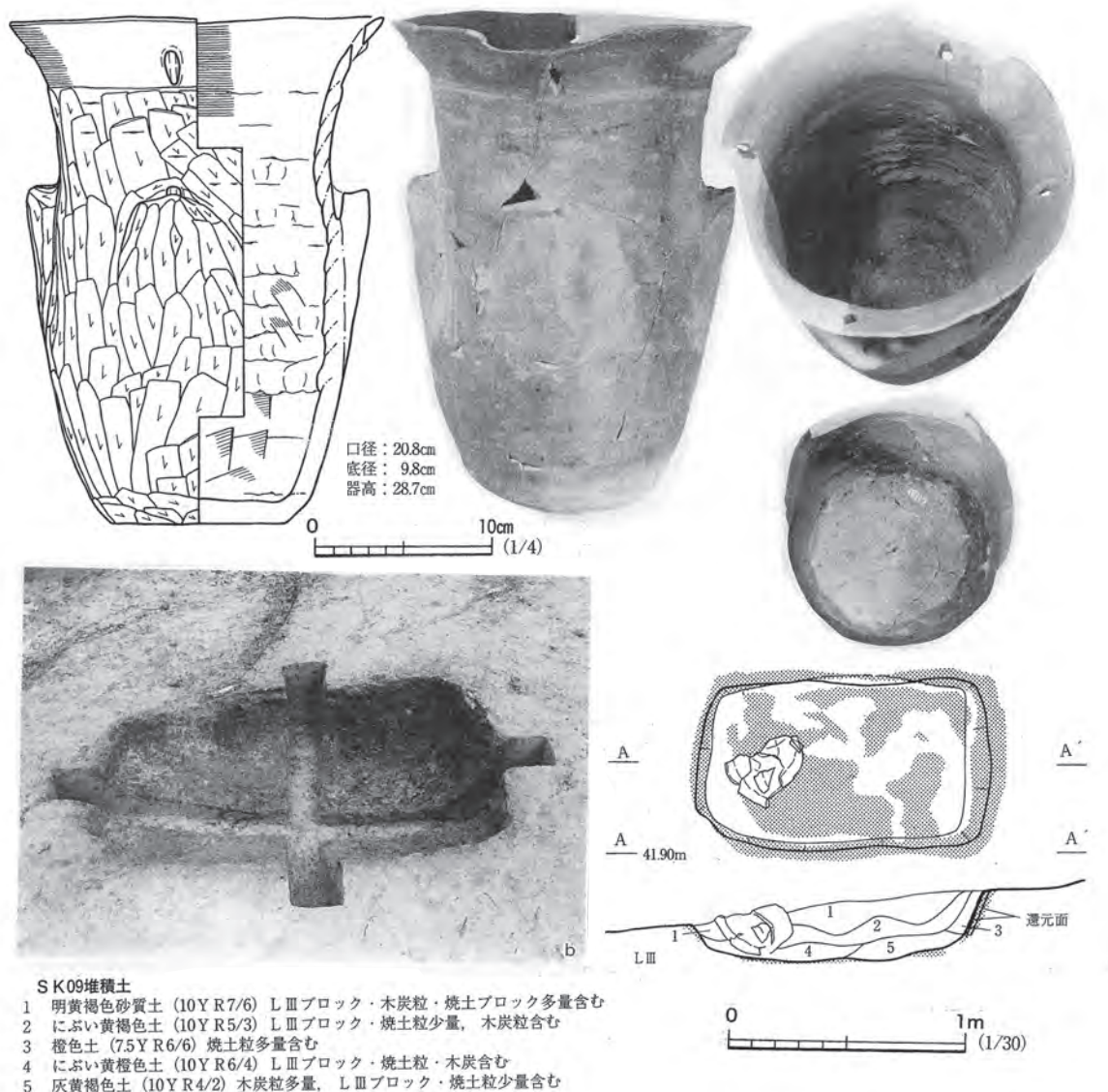


図1 山岸硝庫跡9号土坑

4 検討遺物の出土状況と特徴

本資料は、9号土坑の西壁寄りから、横倒しの状態になって出土した。床面からやや浮いているが、完形の特製品であることを勘案すると、報告書の指摘どおり共伴遺物で、故意に置かれたものとみられる。ただ、断面図を観察すると、出土位置側の壁は削平が著しく、本来の状態は保っていない可能性が高い(図1右下)。

改めて特徴を記すと、本資料は、土師器長胴甕として製作され、生乾きのうちに胴部外面に、◎4個の耳貼付→、◎縦位ヘラケズリ調整→◎耳上端面の盲孔+口縁部の貫通孔の工程が踏まれ、須恵器窯で焼成されている。

このように、胴部外面には徹底した手が加えられているが、目立たない他の部位は、土師器長胴甕の製作痕跡をよくとどめている。胴部内面の粘土紐痕と、口縁部の横ナデ調整痕はそのまま、底部外面の木葉痕も、ヘラケズリ調整痕の隙間に観察される。こうした特徴はまさに



図2 宇多郡遺跡分布図

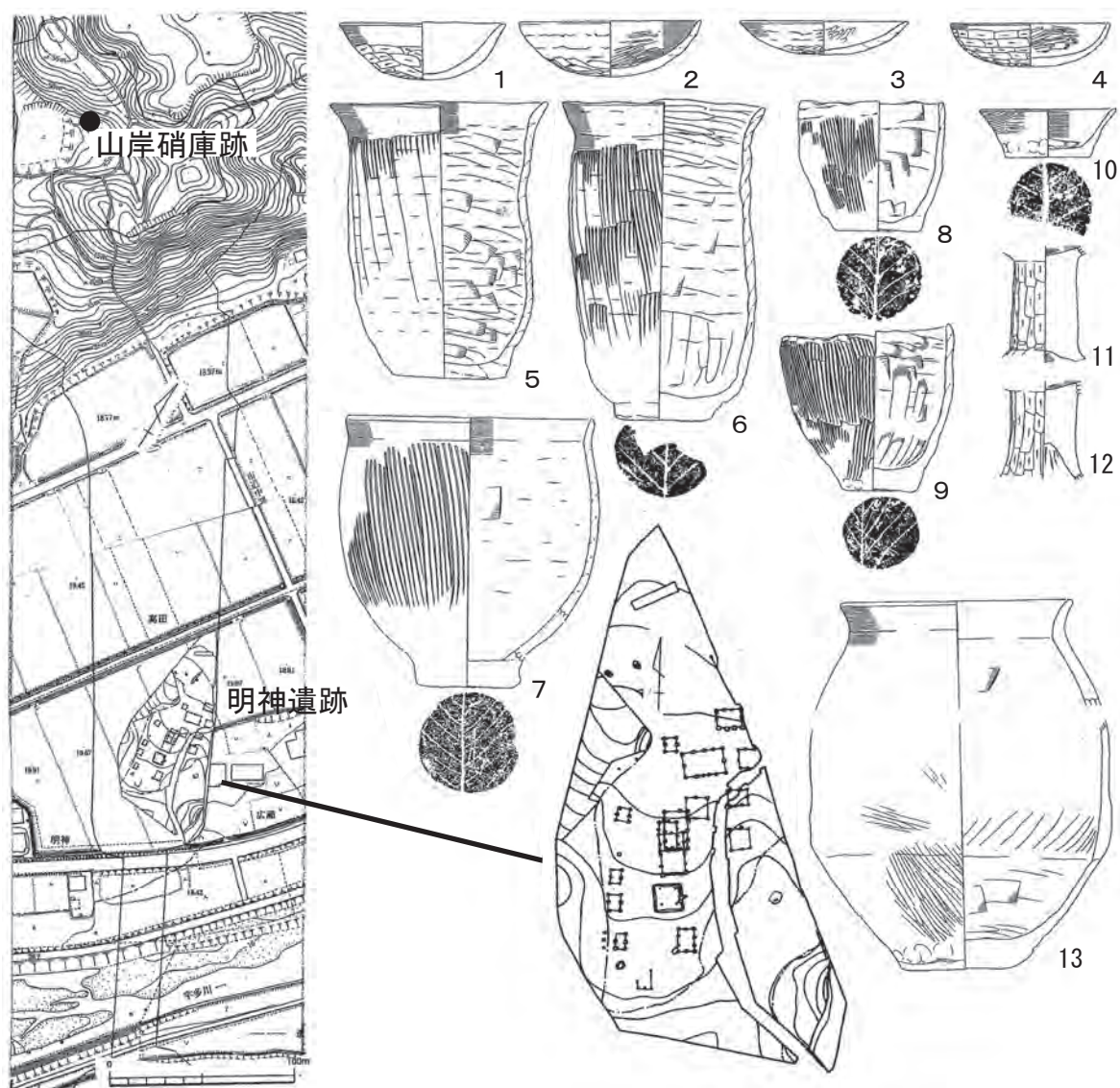


図3 明神遺跡・山岸硝庫跡

在地土師器そのものであり、本資料は明らかに土師器工人の製作した須恵器と言える。

5 検討資料の年代

次に、年代の検討を行う。

前述のように、報告書では7世紀前半の年代が与えられている。しかし、この見解に従うと、宇多・行方郡域では大化前代の製鉄が存在したことになり、初期律令国家政策によって、7世紀中葉に技術移植されたという従来の定説に抵触してしまう。しかし、あえてそれを主張する根拠は示されておらず、何より、土師器甕としての特徴は、頸部の段が形骸化している点で、後出的要素を持つと思われる。ただ、単体では、それ以上の詳細な年代比定は困難とみられる。

そこで、他に検討材料を求めると、本資料の基本形に類似した土師器甕(図3-5・6)を含む、明神遺跡1号住居跡の一括土器群が注目される。それらの年代は、小野町落合遺跡46号住居跡出土土器群などとの比較から、8世紀中葉に絞り込まれ^(註3)、本資料にも同様の年代が与

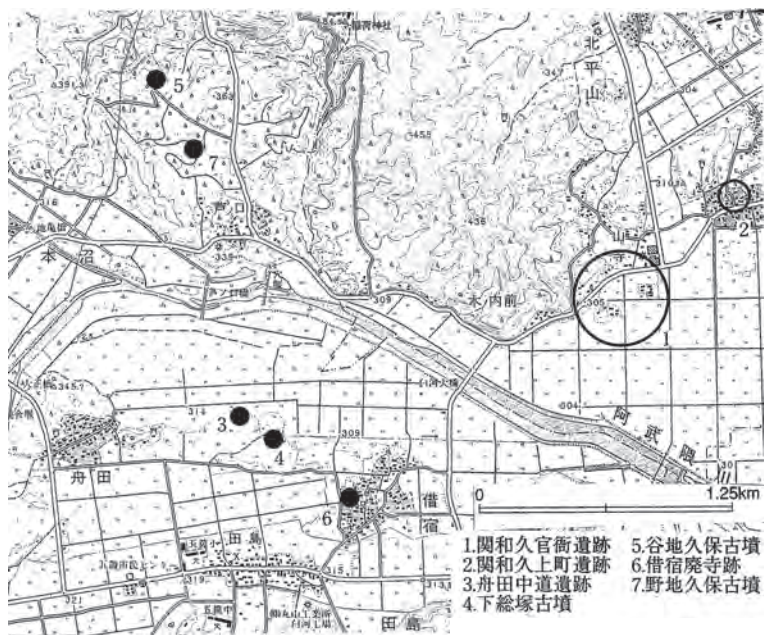


図4 白河郡遺跡分布

短時間の不十分な焼成が行われたことを示し、1個体だけ窯詰めされた可能性も想定される。

6 検討資料の性格

では、この不思議な土器は、一体は何だろうか。

本資料で最も特徴的な4個の耳は、もともと蔵骨器に備わる属性である。目的は、本体と蓋を紐で止めるためのもので、上端面の孔は貫通していたことが、韓半島の陶質土器によって知られる^(註5)。日本では、9世紀の信州～北陸中心に分布する凸帯付須恵器四耳壺に類例が確認されるものの^(註6)、やはり同じように、形骸化した盲孔がほとんどで、蓋は伴っていない。したがって、日本では本来の機能を離れ、装飾要素に変形されたものが基本と言える。

しかし、本資料の場合は、それとは別に口縁部にも貫通孔が施され、蓋を伴ったことは確実視される。したがって、その性格は蔵骨器本体と見做すことができ、土師器長胴甕が作り変えられた須恵器製専用器と考えられる。

7 検討資料の性格から分かること

上の結論から、次の6点を導き出すことができると思われる。

A：蔵骨器の出土した9号土坑には、火葬墓の性格が与えられる。そして被葬者は、明神遺跡の居宅居住者で、律令期宇多郡の官人が推定される。

B：居宅と墳墓（火葬墓）の位置関係に着目すると、墳墓は、居宅背後の北側低丘陵上に営まれている。県内では、次の2組の類例を認めることができる（図4・5）。

◎7世紀後半 白河評官人居宅（舟田中道遺跡周辺）－墳墓（谷地久保・野地久保古墳）

◎9世紀前半 安積郡官人居宅（郡山市東山田遺跡）－墳墓（郡山市東山田遺跡）

このように、本例の年代には、両者をつなぐ位置づけが与えられ、また、類例の所在地

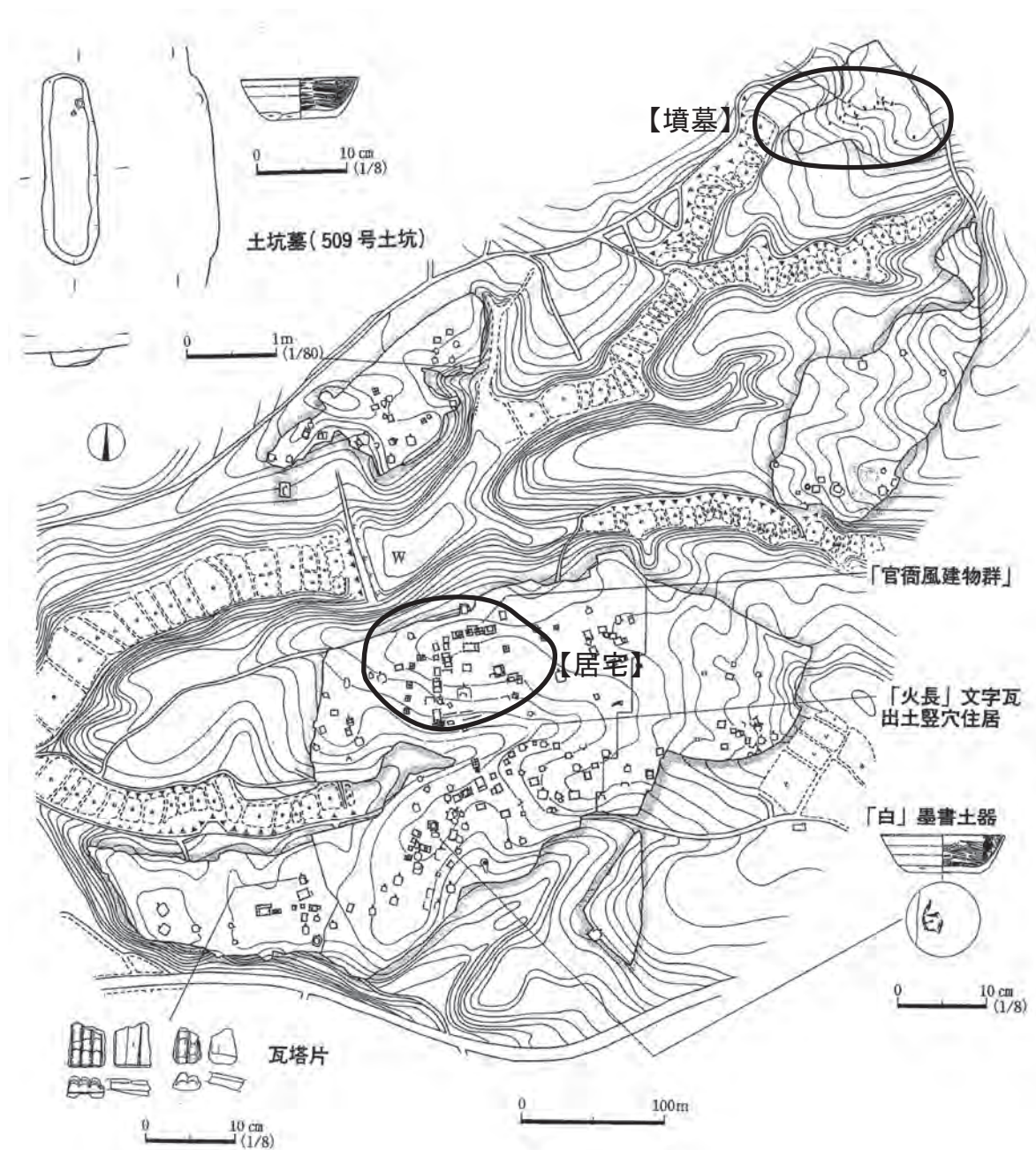
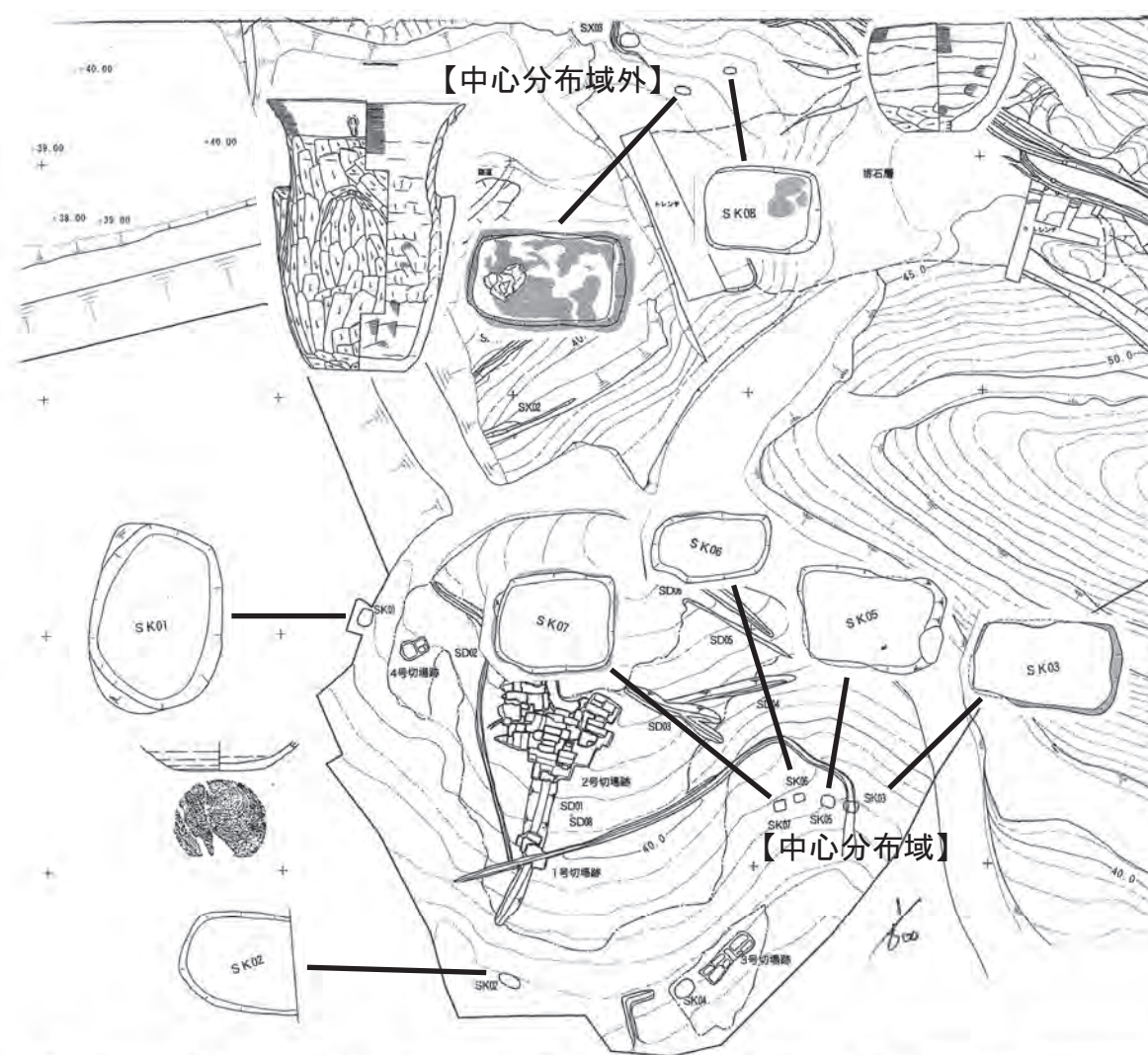


図5 東山田遺跡

から、分布範囲は中通り地方まで及んでいたことが知られる。したがって、陸奥南部で普遍的な占地パターンであったと考えられる。なお、8世紀の奈良盆地では、平城京背後の北側低丘陵上が官人墓域の一等地に設定されており^(註7)、このような中央の風習が影響した可能性も想定される。

C：常陸の火葬墓は、「国府や郡衙、そして主要な陸上交通路である駅路周辺に展開した」ことが指摘されている^(註8)。これは、陸奥国宇多郡における山岸硝庫跡9号土坑の立地状況と重なる。

D：改めて、断面図（図1右下）を見直すと、蔵骨器は、底面上の木炭層（第5層）を切る土層（第4層）上面で、横転している。



群	遺構名	平面形	平面規模	深さ	焼土化	木炭層	遺物
中心分布域	SK01	楕円形	1.5×1.1m	38cm	無	有	無
	SK02	楕円形	0.8×0.9m	22cm	無	有	無
	SK03	長方形	1.2×0.7m	38cm	壁	有	無
	SK05	長方形	1.2×0.7m	15cm	無	有	有(9c末以降)
	SK06	楕円形	0.9×0.6m	24cm	壁	有	有(9c末以降)
	SK07	長方形	0.9×0.8m	30cm	壁	有	無
中心分布域外	SK08	長方形	0.9×0.7m	8cm	壁・底	有	無
	SK09	長方形	1.2×0.7m	28cm	壁・底	有	甕(8c前)

図6 焼土坑分布

火葬墓では、底面に木炭が敷かれ、その中央に蔵骨器が正立して置かれる原則があり(註9)、9号土坑でもそれが守られたものの、後世の削平で蓋が飛ばされ、本体が横転し、木炭層も一部壊されたものと推定される。

E：9号土坑の斜面下で出土した非ロクロ土師器鉢は(図6右上)、本体に伴う蓋か、その内部に納められていた蓋然性が高い。

F：報告書には、焼骨片の出土所見が示されておらず、腐朽してしまったとみられる。この考えは、他の火葬墓でも遺存事例が稀少なので、とくに問題はないと思われる。

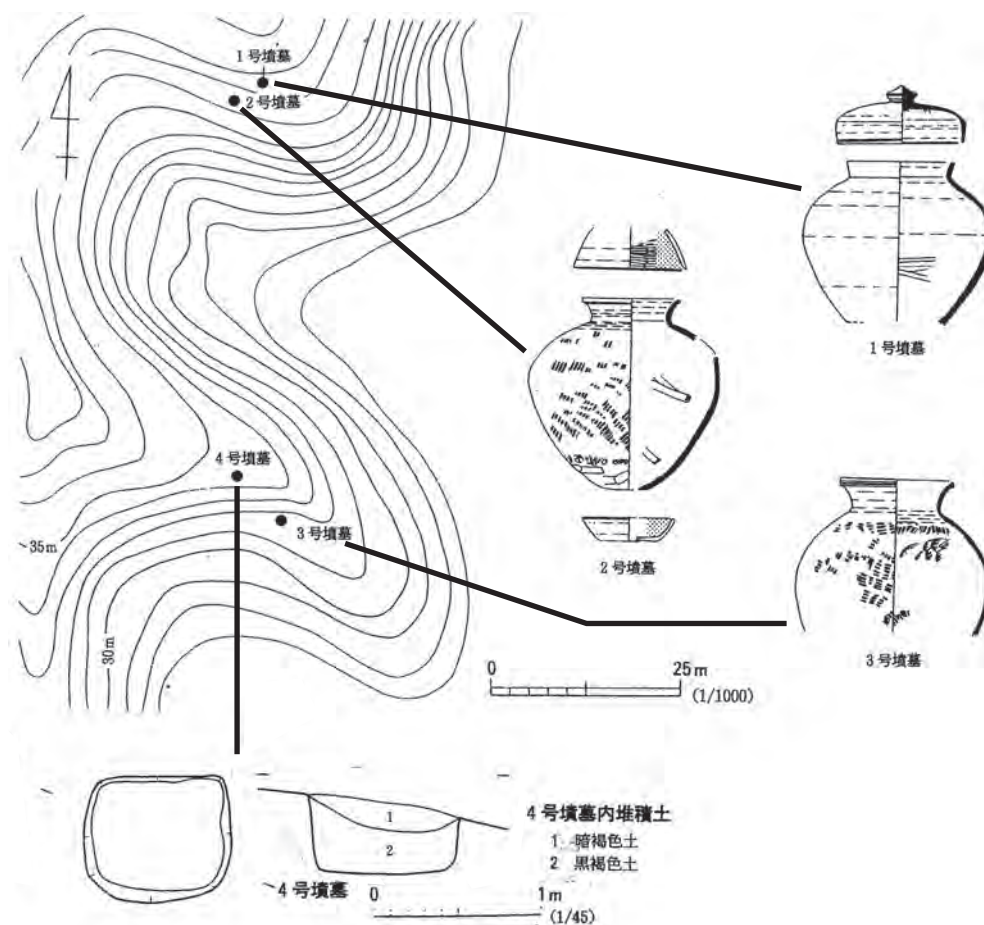


図7 鳥打沢A遺跡の火葬墓

8 出土遺構の再検討

9号土坑は、火葬墓であることが判明した。

そこで、次に、当初からそれが火葬墓として構築されたものなのか、木炭焼成土坑が転用されたものなのかを、再検討してみたい。

(1) 事実関係の確認

山岸硝庫跡では、7,900 m²の発掘調査範囲で8基の焼土坑が検出された(図6)。このうち、近接位置の8・9号土坑は、中心分布域との間に谷を挟み、焼土面はこの2基だけ底面まで形成されている。また、遺物についても、中心分布域では9世紀末～10世紀前半のロクロ土師器杯が出土しているのに対し、両土坑では、これまで検討してきた蔵骨器と非ロクロ土師器鉢が出土している。したがって、明神遺跡関連の火葬墓は8・9号土坑の2基1組で、他は、直接関係の無い新しい時期の焼土坑に区別されると思われる。

なお、8号土坑は遺存状態が極めて悪く、蔵骨器は出土していない。

(2) 性格の再検討

さて、香川愼一は、金沢製鉄遺跡群(南相馬市鳥打沢A遺跡)に営まれた火葬墓群の分析から、

焼土坑に多様な性格の含まれることを示した（註10）。そこで、気になるのは8・9号土坑の位置関係である。この2基1組のあり方は、香川の分析資料中に類例が認められ（図7）、また、その立地と年代は、8世紀中葉以前の製鉄遺跡が海岸部に集中する、宇多・行方郡域のこれまでの傾向と合致しない（図2・8）。こうしたことは、それらが当初から火葬墓として構築された可能性を示すと思われる（註11）。

ただ、これはあくまで「可能性」の範囲にとどまり、断定するまでには至らない。現状では、次の２案の提示が妥当と思われる。

A案：木炭焼成土坑が火葬墓に転用され、骨蔵器が置かれた。この場合、底面に敷かれている木炭は、木炭焼成で生じたものが、そのまま使用されたことになる。

B 案:火葬墓に骨蔵器が置かれた。この場合、火葬墓では焼土面と木炭層が形成されないので、火葬施設がそのまま火葬墓に利用されたことになる。

9 被葬者像の見通し

先に結論を示すと、9号土坑の被葬者は、製鉄に関与した人物が浮かび上がる。まず、上のA案では木炭焼成土坑の転用という葬制自体に、直接的な性格が示される。また、B案の場合でも、須恵器窯同様の火葬施設がそのまま須恵器生産に関与した人物の墳墓にされる、西日本のカマド塚になぞらえることが可能である。つまり、製鉄に関与した人物が木炭焼成土坑同様

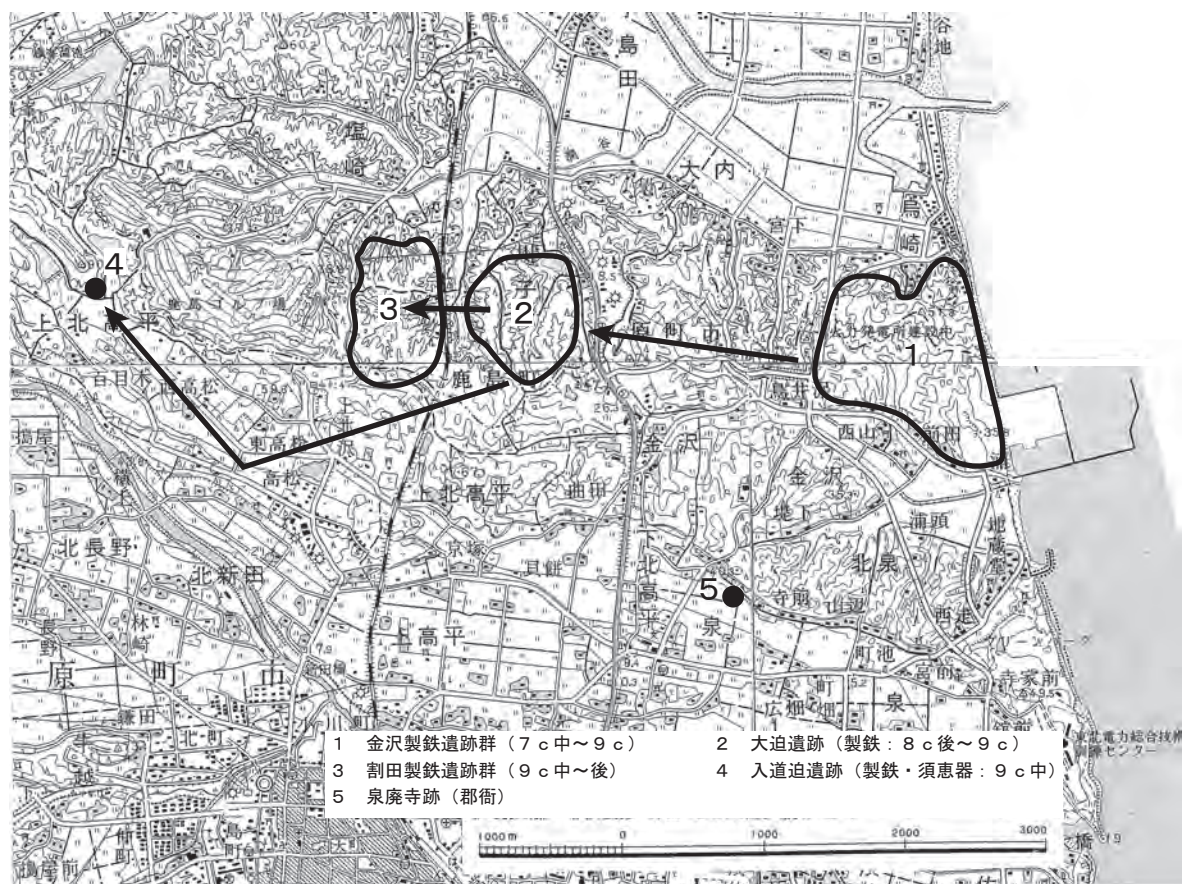
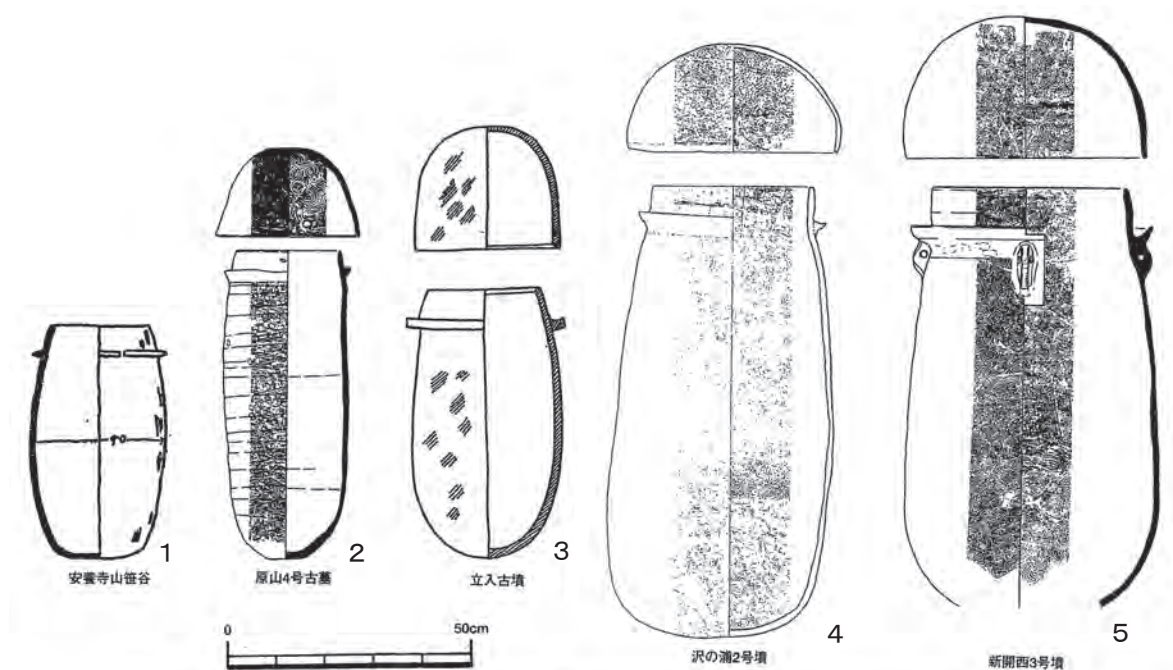


図8 行方郡遺跡分布図



遺跡名	所在	時期	遺構概要	名称	遺物概要(単位cm)	備考
1 新開西3号墳	滋賀県栗東市新開	7世紀中葉	横穴式石室、幅70	須恵質有蓋長胴棺	蓋口径49、器高30 身口径39、器高88	TK217古相
2 立入古墳	滋賀県守山市		直葬	円筒形器 (骨壺と報告)	蓋口径24、器高30 身口径23、器高54.6	大正6年発掘
3 安養寺山笹谷	滋賀県栗東市		石室	甕棺 (土師質2点)	身口径23、器高46	1点は 所在不明
4 灰塚山小字茶臼	滋賀県栗東市			甕棺		所在不明
5 原山4号古墓	大阪府堺市	7世紀後半	筒形土製品を伴う土坑	須恵質有蓋土器 (2点)	蓋口径26、器高17.5、 身口径22、器高63	TG64騎尾と 共伴
6 菅生	奈良県山辺郡菅生			素焼土器	土師質または半焼け須恵質、 鏝無し、身口径24.6、器高94	
7 沢の浦2号墳	兵庫県多紀郡西紀町	7世紀前半	横穴式石室	砲弾形陶棺	蓋口径42、器高22、 身口径33、器高92	TK217～46、 追葬面・成人骨
8 丸山	岐阜県大垣市昼飯丸山	7世紀中葉	石室	陶棺	身口径43.5、器高92	飛鳥Ⅱ

図9 須恵質有蓋長胴棺の集成

の施設で火葬され、そのまま蔵骨器に納められたことになる。

さらに、こうした見方は、8世紀に遡る県内の他の火葬墓が、すべて製鉄遺跡群の事例に限定されることによっても、裏打ちされる（宇多・行方郡域：武井・金沢製鉄遺跡群）。

また、もう1つの側面として、被葬者は関東とつながりの深い人物であったと考えられる。明神遺跡の居宅構造は関東に初現がみられ、宮城県壇の越遺跡と並んで、その最も古い典型事例に位置づけられこと（註12）。また、前出の1住居跡に常総型甕（図3-13）の保有が認められることが、有力な根拠になると思われる（註13）。

10 蔵骨器の出自

では、このような見通しで、蔵骨器を手がかりに、さらに検討を進めていきたい。

山岸硝庫跡の火葬墓は東北最古であり、地方への波及としては、全国的にも早い段階に位置

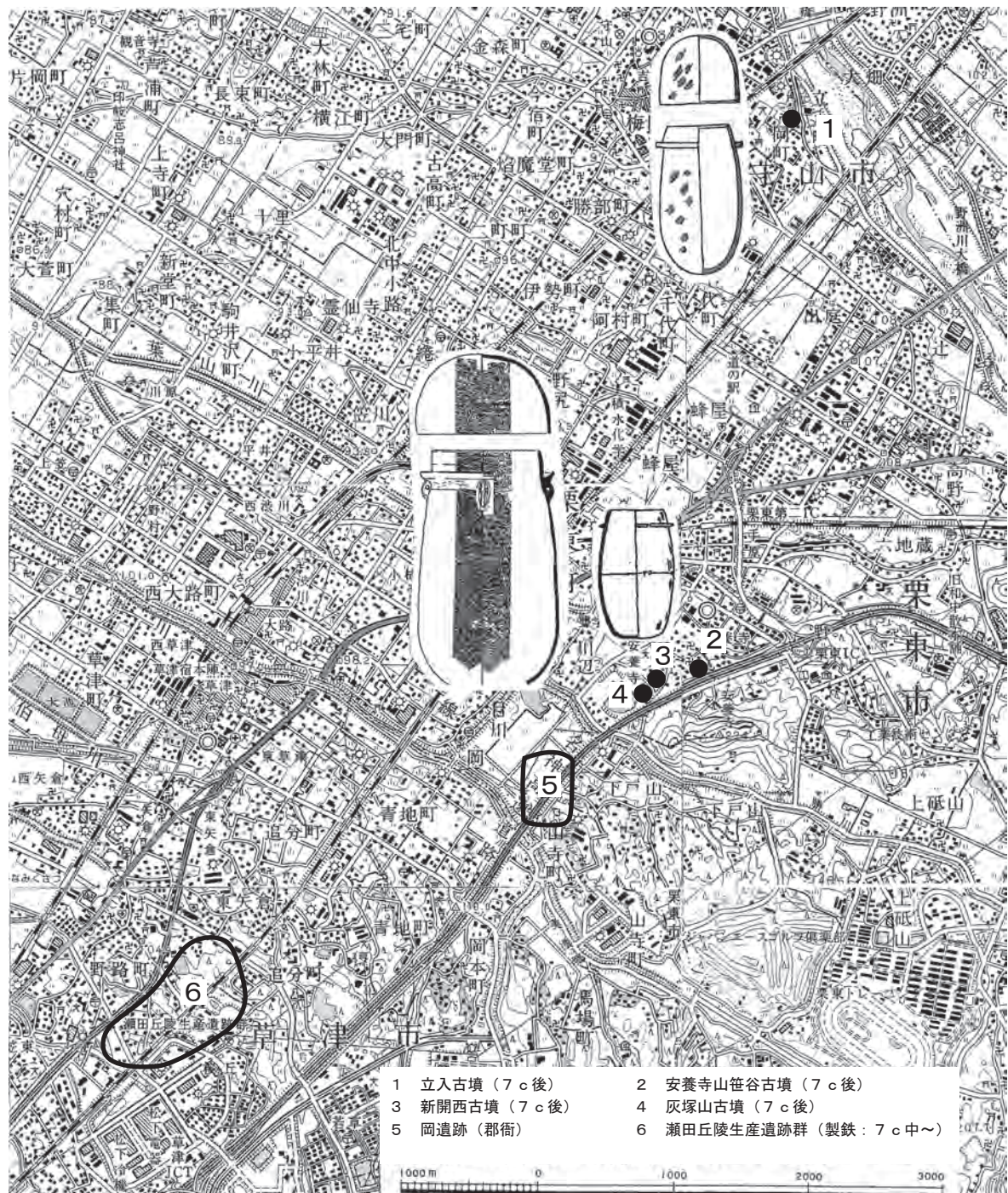


図10 近江国栗太郡の遺跡分布図

づけられる（註14）。そして、伴った「専用」蔵骨器は、県内初例である（註15）。その出自は、同時期の関東に、外面ヘラケズリ調整の一致した土師器製専用器が確認され、技術的影響を認めることができる（註16）。しかし、器形はまったく違い、肝心の4個の耳が備わっておらず、直接のモデルはさらに遠方まで探索する他ないと思われる。

そこで、西日本に目を向け、対象製品の枠を広げると、「須恵質有蓋長胴棺」（註17）と呼ばれる専用器が、類似形態を呈している（図9）。それらは、法量と使用形態に違いはあるものの（大型、横位で遺体収納）、4個の耳（同図5）や口縁部に貫通孔（同図2）の施された個体がみられ、

同一系譜と判断される。また、どちらも土師器煮炊き具が変形され、須恵器に焼成されたものであることにも、共通の意識が窺える（山岸硝庫跡：長胴甕、「須恵質有蓋長胴棺」：羽釜）。

そして重要なのは、この「須恵質有蓋長胴棺」が、決して西日本に普遍的な存在ではなく、特定集団の葬制に伴うものと考えられていることである（註18）。分布は、近江＝滋賀県に過半数がみられ、四個の耳を持つ様式的に最も古いタイプも当該地方で出土している（同図5）。

したがって、山岸硝庫跡の専用蔵骨器は、近江に出自があると考えられる。

11. 歴史的背景

では、近江と宇多・行方郡域には、どのような関係が想定されるだろうか。

古代近江は、多数の渡来集団が集住し、先進的な手工業生産技術を有していたことが知られる。この視点でみると、「須恵質有蓋長胴棺」の分布は、栗太郡（評）衙＝岡遺跡近傍の特定範囲に偏り、同一郡内のやや距離を置いた位置には、野路小野山遺跡を抱える瀬田丘陵生産遺跡が所在することが注目される。というのは、かねてから宇多・行方郡域の製鉄技術導入に、この製鉄遺跡との関係が指摘されており（註19）、その動きと「須恵質有蓋長胴棺」の年代が、7世紀中葉～後半で一致するからである。しかも、墳墓一郡（評）衙＝製鉄遺跡の距離関係まで類似しているのは、単なる偶然だけで片付けられない（図10）。

こうしたことから、山岸硝庫跡の火葬墓は、製鉄技術を介した近江の特定集団との交流が生んだ現象と理解したい。

ただ、ここで両者の年代差が問題になるが（7世紀中葉－8世紀中葉）、手工業生産の技術交流は導入当初ばかりでなく、その後も継起的に行われたことが、善光寺窯跡群の窯構造や製品変化などによって知ることができる（註20）。したがって、製鉄技術を介した近江との交流も、単発で終わらなかったと考えられる（註21）。

また、この交流は中間に関東を経由したと推測され、その一端が、明神遺跡の居宅類型と常総型甕の保有、また、山岸硝庫跡の蔵骨器胴部の外面ヘラケズリ調整に示されていると思われる（註22）。

対蝦夷政策に関わる大規模製鉄の展開した宇多・行方郡域は、城柵設置範囲と別形態の遠隔地交流が活発であった。異例に早い火葬墓の導入と特殊な蔵骨器の使用は、こうした地域特性を端的に反映したものと評価される。

12. おわりに

小文が、埋もれた歴史価値の再評価につながれば幸いである。なお、今回取り上げた明神遺跡・山岸硝庫跡の資料は当館に収蔵予定なので、ぜひ多くの方々に実見していただきたい。

また、末筆になるが、類例の探索作業で次の方々のご協力を得た。御芳名を記して、感謝申し上げたい。

大道和人 佐伯英樹 津野 仁 福島正和 松本太郎 山田真一 山田良三

<註>

- (註1) 2007「山岸硝庫跡」『常磐自動車道遺跡調査報告48』福島県教育委員会
- (註2) 2006「明神遺跡」『常磐自動車道遺跡調査報告46』福島県教育委員会
- (註3) 註2と同じ
- (註4) 菅原祥夫2010「東北」『古代窯業生産の基礎研究』窯跡研究会編 真陽社
- (註5) 山田真一氏からご教示を受けた。また、国立慶州博物館1998『国立慶州博物館』などの掲載写真・実測図で確認した。
- (註6) 山田真一1997「信濃の古代の土器生産」『北陸古代土器研究』第6号 北陸古代土器研究会
- (註7) 前園実知雄1985「律令官人の墓」『季刊考古学第9号 墳墓の形態とその思想』吉川弘文館
- (註8) 吉澤悟1995「古代火葬墓の展開を語るために」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』東日本埋蔵文化財研究会
- (註9) 渡辺一雄・吉田幸一1984「福島県出土の蔵骨器」『福島考古』第16号 福島県考古学会
- (註10) 香川慎一1994「焼土坑に関する再検証」『論集しのぶ考古』1994 この論文は、看過されがちであるが、重要な指摘を行っている。
- (註11) このことは、見方を変えると、中心分布域の焼土坑が木炭焼成土坑に性格比定できることを示すと考えられる。
- (註12) 菅原祥夫2007「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所、菅原祥夫2008「東北の豪族居宅（補遺）」『南蔵王山麓の郷土誌』中橋省吾先生追悼論集刊行会
- (註13) 他に、宇多・行方郡域で常総型甕が出土したのは、金沢製鉄遺跡群である。製鉄に関わる、関東との関係を見る上で示唆的な事実と思われる。
- (註14) 註7と同じ。
- (註15) 註9と同じ。
- (註16) 山口耕一1995「専用型骨蔵器と転用型骨蔵器」『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』東日本埋蔵文化財研究会
- (註17) 佐伯英樹2007「旧栗太郡の7世紀と新開西古墳群」『歴史フォーラム 近江からみた古墳の終焉』栗東市教育委員会、栗東歴史民俗博物館2005『企画展 古墳の終焉と葬送儀礼 近江の終末期古墳』、栗東市教育委員会2004『滋賀県栗東市 新開西古墳群』
- (註18) 註17と同じ
- (註19) 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告Ⅴ』福島県教育委員会
- (註20) 排煙調整溝付き窯→直立煙道緩傾斜地下式窯の窯構造変化、杯H→杯G→杯Aの製品型式変化は、外部地域との技術交流が無いと実現できない。詳細は、1987「善光寺遺跡（1次）」『国道113号線バイパス遺跡調査報告Ⅲ』福島県教育委員会を参照のこと。
- (註21) 今後、8世紀中葉の蔵骨器の類例が、近江で発見される可能性もある。ここで、併せて指摘しておく。
- (註22) 善光寺窯跡群とその工人集落跡（三貫地遺跡）で、8世紀前半の関東系土師器が出土している。とくに、後者は住居一括セットがみられ、須恵器工人の出自が具体的に示されている。このように、宇多・行方郡域では、関東との交流が須恵器生産にも及んでいたと考えられる。

<参考文献>

- (1) 齊藤尚己1974「東北地方の合口埋甕遺構について」『北奥古代文化』第6号 北奥古代文化研究会
- (2) 吉田幸一1975「福島県における火葬墓出現時期について」『しのぶ考古』5
- (3) 山田良三1979「土師器合口甕棺墓について」『樞原考古学研究所論集 第四』吉川弘文館
- (4) 恵美昌之・吉田幸一1984『新版仏教考古学講座』第7巻 雄山閣出版
- (5) 沼山源喜治1985「東北北部の古代・中世墓について」『日高見國 菊池啓治郎学兄還暦記念論集』同刊

行会

- (6) 仲山英樹1993「古代東国における墳墓の展開とその背景」『栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター研究紀要』1
- (8) 仲山英樹1995「古代東国における墳墓の展開とその問題点」『東日本における奈良・平安時代の墓制－墓制をめぐる諸問題－』東日本埋蔵文化財研究会
- (9) 國井弘紀1995「東日本の墳墓にみる奈良・平安時代の地域性－火葬墓を中心に－」『東日本における奈良・平安時代の墓制－墓制をめぐる諸問題－』東日本埋蔵文化財研究会
- (10) 菅原祥夫1998「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- (11) 春日真実・笹沢正史1999「佐渡・越後の様相」『須恵器貯蔵具を考えるⅠ つぼとかめ 北陸古代土器研究』第8号 北陸古代土器研究会
- (12) 大阪府立近つ飛鳥博物館2004『古墳時代から奈良時代墳墓へー古代律令国家の墓制』
- (13) 角南聡一郎2005「須恵器使用土器棺についてー近畿地方を中心としてー」『待兼山考古学論集』大阪大学考古学研究室
- (14) 角南聡一郎2007「土師器使用土器棺についてー近畿地方を中心とした検討ー」『元興寺文化財研究所創立40周年記念論集』クバプロ
- (15) 村田淳2008「古代東北地方における土器棺墓ー土師器甕を転用した「土器埋設遺構」の集成ー」『研究紀要』XXVII (財) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- (16) 2008『谷地久保古墳』白河市教育委員会

‘衣’に関わる体験学習プログラムについての現状と課題

—縄文時代の布づくりと古代の染色の体験学習を通して—

主任学芸員 大波紀子

はじめに

当館は開館9年目を迎え、様々な体験学習プログラムを企画してきた。当館の体験学習は、埋蔵文化財をはじめとする文化財を通して、可能な限り使用当時の材料、道具を用意し、本物の技術を体験できるプログラムとして提供することを努めている。その一連のプロセスが公民館等の社会教育施設や他の類似施設での体験内容との大きな違いであり、文化財を通しての体験学習プログラムの提供において、当館が先導的な立場を維持するうえで今後とも求められるところとなろう。

そこで、当館の体験学習事業において、担当者の一人として多く携わる機会を得ることのできた‘衣’に関連する分野について、実際に担当してきた平成16年度以降のプログラムを中心に、その成果と反省および今後の展望について私見をまとめてみたい。

1 当館の体験学習事業の取り組みと ‘衣’に関わる体験学習プログラムの位置づけ

当館の体験学習事業は、年間を通して体験できる常時体験型メニューと期日や人数制限を設けての募集型メニューとがあり、他に関連事業としては研修事業の中に含まれる学校や公民館等の指導者向けの体験学習支援研修が挙げられる。

そのうち‘衣’に関連する体験学習の取り組みは、個人来館者向けの体験活動室メニューや団体来館者向けの団体予約メニューといった常時体験型メニューから、実技講座やイベント等の募集型メニューや指導者向けの研修事業へと、一般的な内容のものから専門性の高いものへと段階的に広がりを見せている。‘衣’の分野は、衣食住のひとつとして人間の営みに不可欠のものであり、一般的に知的好奇心を駆り立てられる事象であるにも関わらず、埋蔵文化財としては関連資料に乏しく、当時の生活の様子を具現化することが極めて困難な分野のひとつでもある。そのため、当館の体験学習事業において“ほんもの”を見て、触れて、考えるというコンセプトを尊重すればするほど、‘衣’に関連しての体験学習プログラムの進展が困難となっている。

開館当初から、体験活動室メニューには「アンギン」「原始機」「時代衣装」といった内容のものを用意しているが、これらの体験は歴史系博物館等の体験メニューとしてすで



写真1 復元した縄文時代の衣装

に定番化されてきたものである。それら定番メニューのひとつひとつを深めながら、当館のオリジナル性を持たせているのが現状である。その1例を挙げれば、各時代を象徴するような時代衣装の着体験は当館に限られたものではないが、古代以前の衣装は当館が独自に復元したものである。特に直接的な資料の存在しない縄文時代と弥生時代の衣装は、他の施設では〇〇時代風といったものを目にすることもあるが、当館では時代背景や間接的な県内出土資料を参考にしており、当館の特性をよりよく反映させたものとなっている。

時代	原料名	布の種類	参考資料
縄文時代	カラムシ	アングイン	土偶 (三島町小和瀬遺跡)
弥生時代	タイマ	平織	弥生土器

表1 当館で復元した縄文時代と弥生時代の衣装の対比

そのような当館の取り組みの中でも、「アングイン」に関する体験プログラムは、他の類似施設との差異化を図りながら段階的に展開できた成功例のひとつといえる。周知の通り、「アングイン」とは越後地方に伝わる民俗事例であり、その事例を考古資料に照らし、今日まで一部地域で継承されてきた、織機が普及する以前から存在する縄文時代の布として通説化されるものである。縄文時代のアングイン体験は、どちらかといえば他の施設では子供向けのものへと略式化された形で導入されることが多いようであるが、当館では考古資料および民俗事例に裏打ちされ、より専門性を高めた内容へと進展をみせている。

もちろん当館でも、体験学習に参加する方々の主流は小学生を中心とした若年層であるが、アングインに関連したいくつかの体験については、体験内容の専門性を高めたことにより年齢幅を広げることとなったのである。そして、その構成員の大半が、各種カルチャースクールと同様、家庭での子育てに一段落のついた主婦の方々である。当館では、社会教育施設として積極的な生涯学習への活用を検討していたこともあり、アングイン体験での傾向を参考にしながら新たに成年層の需要を見込んだ「衣」に関連する新メニューの開発を行うこととなった。それを契機として、「古代の染色」にちなんだ体験を導入している。

そのような経過のもと、近年では当館の「衣」に関連しての体験プログラムは大人向け、女性向けのものとして、「アングイン」と「古代の染色」を軸に整備が進められている。「衣」に関連して、布づくりの〈染め〉と〈織り（編み）〉＝染織の2つの要素を体験できることとなる。

2 「アングイン」に関する体験学習プログラム ＜縄文時代の布づくり＞

「アングイン」に関する体験学習プログラムは、縄文時代の布づくりを目的に開館当初から体験活動室メニュー、団体来館者向けメニューとして取り入れられ、継続的に実施しているプログラムのひとつである。特に、平成15年度から実施された実技講座「カラムシから布をつくらう」を契機に、古代の畑でのカラムシ栽培とその利用について検討を加え、民俗事例を参考としながら他館とは異なる独自の展開を遂げている。

別表は「アングイン」に関する体験プログラム等の一覧である。

体験学習事業			
常時体験型	体験活動室メニュー	(個人来館者向け)	・ アンギン編みに挑戦しよう(材料費300円)
	団体予約メニュー	(団体来館者向け)	・ 縄文時代の布を編もう(材料費300円, 小学5年生以上)
募集型	実技講座	平成13・14年度実施	・ アンギン編み(材料費300円, 小学生以上)
		平成15年度～	・ カラムシから布をつくろう(材料費200円, 小学生以上) * 平成21年度より材料費500円, 中学生以上
	森の塾	平成19年度実施	・ 糸づくり
		平成20年度実施	・ 糸づくり

研修事業		
体験学習支援研修	平成14～16年度実施	・ 「マイギリ」と「アンギン編み」
	平成17・18年度実施	・ 「アンギン」づくり
	平成20～21年度実施	・ 指導者のための糸づくり
入門考古学講座	平成20年度	・ 「衣」の考古学

表2 当館での「アンギン」に関する体験学習プログラム等

(1) 体験学習事業および関連事業での実施状況

□体験活動室メニュー

体験活動室において個人での来館者を対象としたメニューで、2週間ごとに「勾玉・管玉づくり」の他に別メニューを加えて実施している。

『アンギン編みに挑戦しよう』

開館年の平成13年度より、縄文時代の布の編み方や植物繊維の利用を学ぶことを目的として実施したものである。体験では、近年まで各地に認められた炭俵や筵づくりでの‘ムシロ編み’と同様の原理で、原料には中国産のカラムシ製の糸を使用し、約10cm四方のコースター状の布を作成して材料費負担のもと完成品を持ち帰っていただいている。なお、体験用に準備したアンギン台や経糸の両端につける錘のコモヅチについて



写真2 活動室の体験の様子

は、南会津地方のムシロ編みの道具類を参考に職員が製作している。

体験者数が伸びず、道具類の整備が不十分であったため、平成16年度以降は体験のみ実施するなど定期的なメニューから外すこともあった。しかしながら、当館において実施することの意義を考慮し、平成20年度よりメニュー化の再検討を行って関連行事と組み合わせるなどして復活した。体験者の大多数は大人の方で、お子さんの勾玉づくりの待ち時間などに体験されることが多いようである。

□団体来館者向けメニュー

事前に予約された団体来館者の方々向けに、いくつかの対応が可能な体験メニューを用意して実施している。

『縄文時代の布を編もう』（資料1 アンギンシート）

開館年より体験活動室メニューと同様、団体来館者向けとして実施するものである。恒常的な体験希望が得られないこともあり、時代背景に裏打ちされた道具や原料の提供に努めながら、道具類（アンギン台、コモヅチ等）の整備や経糸の準備など、機会あるごとに職員の手によるところが多い。そのため、平成16年度より人数制限を設け、1回の体験者数を小・中学校の学級単位を考慮して上限30名程度としている。ただし、この場合は二人1組となって交代しながら行うこととなる。

対象年齢については小学5年生以上としているが、予備知識のある大人の場合とは異なり、小学生にとっては編み方の具体的なイメージを捉えることが困難であり、理解にも個人差が大きい。そのため、小学生と大人では指導方法や体験内容を変えており、小学生には両端にコモヅチを取りつけた状態で経糸を用意し、二人1組となって協力しながらそれぞれコースター1枚を仕上げていただいている。



写真3 二人1組での体験の様子

□実技講座

月1～2回程度の埋蔵文化財を中心とした古代の技術に触れることを目的とした講座で、事前申し込みが必要となる。

『アンギン編み』（資料2 アンギン台製作資料）

平成13・14年度に実施したもので、アンギンを編む体験だけではなく、編み台も含めて製作してもらう体験である。編み台は、身近にある段ボールを利用した厚紙で横材の部分とそれを支える脚の部分とを製作し、その台を使用して体験活動室と同様に10cm四方のコースター状の物を作成した。自作の台は作品とともに持ち帰りいただき、自宅でも糸を用意すれば自作の台でアンギン編みの体験をすることができる。

『カラムシから布をつくろう』（資料3・4 実技講座配布用①②）

平成15年度より「カラムシから布をつくろう」として、連続3回の講座として実施してきたものである。当館の敷地の一角（古代の畑）においてカラムシの作付けを行い、原料の採取から繊維の取り出し、糸づくり、アンギン編みの各工程を通して縄文時代の布づくりを行う体

験である。

この講座では、実際にカラムシを刈り取り、繊維を取り出す体験ができることに大きな特徴がある。カラムシとはイラクサ科の多年草で、茎の部分より繊維を取り出し、古来より衣服の原料として利用されてきたもののひとつである。福島県昭和村では本州唯一のカラムシの生産地として、その技術や生産用具が国選定保存技術や県指定重要有形文化財に指定されている。それらを参考にしながら、衣服の原料として縄文時代まで遡ることのできる植物のひとつとして導入したものである。

各工程で使用される道具やカラムシの栽培方法等について改善すべき点多々あるが、開講より安定した人気を保っている。カラムシが、近世以降に木綿が普及する以前に多用された原料であったことや、かつて身近な植物を利用して営んできた衣生活について再認識させてくれることが要因のようである。

なお、参加者の多数が成人女性であることから、対象者を平成21年より中学生以上として実施した。アンギン編みの工程を、単純構造のものから越後アンギンの手法へと難易度をあげたところ、アンギン編みの体験にも興味を持てただけだったようだ。



写真4 カラムシの刈り取り



写真5 カラムシの苧引き

□まほろん森の塾

年度当初に募集を行い、年間を通して古代の人々の知恵や技術を学び『生きる力』を育むことを目的としたものである。

『糸づくり』

古代の人々の‘衣’に関わる技術に触れるということで、平成19・20年度に「糸づくり」の中でカラムシの刈り取りと繊維の取り出し、繊維を撚り合わせて糸づくりまでの体験を行った。日常の衣服が化学繊維によって大量に生産される時代において、身近な植物から微量の繊維を取り出すという体験には新鮮な驚きがあったようである。

□体験学習支援研修

研修事業の中で、学校や公民館等で行う体験学習の指導者向けに実施した実技を中心とした研修である。

「アンギン」関連

体験学習研修として、平成14年度から火おこし道具の「マイギリ」との2本立てで、身近な材料での道具作りと教材としての使用方法の研修を行った。「アンギン」の編み台については、平成13・14年での実技講座で取り上げたものと同様のものである。その後、平成17年度からは指導法を充実させ、「アンギン」として独立させて実施した。さらに平成19年度には‘編む’という点に絞り込み、民俗事例としての越後アンギンを掘り下げて紹介し、実際にその技法も体験していただいた。なお、この経験を生かして平成21年度の実技講座『カラムシから布をつくろう』からは、越後アンギンの手法を導入している。

『指導者のための糸づくり』

「アンギン」関連の研修受講者からの要望もあり、教職員の夏期休暇と合わせて実技講座の内容を参考にしながら、カラムシから繊維を取り出し、糸づくりを行う体験の研修を行った。また、学校時間にあわせての短時間で成果品となるよう、実用化に向けて古代の組紐づくり等の提案も行った。受講者からは概ね好評であるが、実技講座の開講時期とも重なり、指導者とは別に一般の方の参加も多く研修目的が反映されていない。

ロボランティア運営事業

当館では、開館当初よりロボランティア登録を行っており、体験学習の支援として実技講座やイベント等でご協力いただいている。

特に、平成17年度からは自主組織である「まほろんロボランティアの会」が結成され、自主活動グ



写真6 アンギン体験の様子

ループによる活動が行われた。そのうちの「アンギングループ」では、実技講座『カラムシから布をつくろう』での支援活動を中心に、ロボランティアイベントをはじめ館内でのアンギン体験を企画、実行した。さらにアンギン体験では、アンギンを編むという体験を発展させ、『縄文時代の衣服をつくろう』として、希望者に同一のものを交替しながら編みあげてもらい縄文時代の衣装として仕上げていただいた。

(2) 今後の課題 ― 弥生時代以降の布づくりに向けて ―

当館の体験学習事業において、「アンギン」に関しての体験プログラムについては大枠の体

裁が整いつつある。今後は、縄文時代の布づくりを目的としたアングイン体験というコンセプトを再確認し、対象年齢によっては体験内容や指導方法の差別化を図りながら体験学習の質の向上に努めなければならない。

その一方で、今後の課題としては縄文時代（＝アングイン）の布づくりから弥生時代（＝原始機）の布づくりへの新たな展開である。弥生時代以降の布づくりには織機の導入と発展があり、当館の収蔵資料として土器底部に平織痕の認められるものや各時代の紡錘車が保管されることから、それらを生かした体験内容の開発の必要性を強く感じる。また、織機が普及するに従いカラムシをはじめとする組織的な麻栽培が始められるが、その点からもカラムシの活用を継続しつつ、比較資料として他の原料（アカソ、シナ、絹・綿）についても取り上げていきたいものである。

3 「古代の染色」に関する体験学習プログラム

「古代の染色」に関する体験学習プログラムは、実技講座「カラムシから布をつくろう」での参加者の傾向を参考に、同様の‘衣’に関連する体験として、大人向け、女性向けの実技講座として導入されたものである。ただし、当館が収蔵する埋蔵文化財に反映させることが難しいため、正倉院等に保管される資料を参照にしながら、本県の植生を考慮しつつ古代から馴染みのある植物染料を使用した染色体験として実施している。

別表は「古代の染色」に関する体験プログラム等の一覧である。

体験学習事業			
募集型	実技講座	平成18年度実施	・ 古代の染色に挑戦しよう[アカネ](材料費300円, 小学生以上)
		平成19・20年度実施	・ 古代の染色に挑戦しよう[タデアイ](材料費1200円, 小学生以上)
	森の塾	平成20年度実施	・ しのぶもちずりにちょうせん！！
	イベント	平成19年度実施	・ しのぶもちずりに挑戦[ベニバナ]『まほろん夏まつり』
		平成20年度実施	・ 古代のすり染めに挑戦[タデアイ]『まほろん夏まつり』

表3 当館での「古代の染色」に関する体験学習プログラム

(1) 体験学習事業での実施状況

□実技講座（資料5 実技講座配布用）

『古代の染色に挑戦しよう（アカネ、タデアイ）』

平成18年度の実技講座から「古代の染色」体験を導入した。初年度は県内在住の染織家を外部講師として招来し、当館の敷地内でも散見されるニホンアカネの根の部分を出しての茜染めを行った。その経験を生かし、平成19・20年度は実際にタデアイを栽培し、当館職員によるタデアイの生葉染めとして実施した。

日本での植物染料の使用は、奈良時代にはほぼ完成したといわれるが、ほとんどが多量の原料を煮出して濃縮したものである。染色体験の多くは講師が染料を作成し、受講者は絞り等の模様づけを行って染めるのみの体験となってしまう。そのため、当館ではタデアイの特性を生

かし、当館の敷地内でタデアイを栽培し、タデアイの葉を採取して揉み込んでもらい、自分自身で作った染料に浸して簡単な絞りや濃淡づけによる模様染めの体験とした。

染色体験は色が染まり、模様がつけれ・・・と老若男女が楽しめる体験であり、夏休み期間中の講座ということもあって家族連れや母娘、友人同士での参加者が少なくない。他の講座と比べて材料費は若干かかるものの、仕上がった作品をストールとして使用できる実用性のあることも参加者には好評のようである。

タデアイは、福島県内では会津木綿等の藍染めの染料としても馴染み深いものであるが、実際に目にすることは少なくなっている。そこで実技講座のPRも兼



写真7 体験のようす

ねて、野外展示の「奈良時代の家」の周辺には、タデアイやベニバナといった代表的な古代からの染料となる植物を観賞用として栽培した。野外広場を散策中の来館者の方々の関心は高く、足を止めて観賞されていた様子が印象的であった。



写真8 タデアイの花の様子

□イベント（資料6 イベント配布用）

年に数回程度、不特定多数の方を対象とした埋蔵文化財を中心とした古代の技術に触れることを目的とした催しである。

『まほろん夏まつり』『古代のすり染めに挑戦（しのぶもちずり）』

『まほろん夏まつり』のイベントは、開館記念日（7/15）と関連付けて実施しており、夏休み直前あるいは前半の週末に複数の体験ブースを配置して開催している。「古代のすり染め」体験も、そのような体験ブースのひとつである。平成20年度にはベニバナ、平成21年度にはタデアイを染料とし、体験広場に配置する休憩用の石材を利用して、その上に布を広げ、染料を摺りこんでの模様染めを行った。



写真9 すり染め体験のようす

現在の福島市周辺地域と推定される古代信夫郡は、古代の摺り染めと考えられる「しのぶもちずり」が当地域の代表的な特産品であった。体験は、この「しのぶもちずり」を参考としたものである。県南地域ということもあり認知度が低く残念であったが、簡単に大人の方から小さなお子さんまで楽しむことができ、特に親子での体験の様子は微笑ましいものがあった。

□森の塾（資料7 『みんなの研究広場』 展示パネル）

『しのぶもちずりにちょうせん！！』

イベント『まほろん夏まつり』での摺り染め体験と同様の方法で、2つのグループにわかれて古代の摺り染め「しのぶもちずり」を再現してもらった。着物の胴裏等の使い古しの絹布を使い、その上にタデアイの葉を摺りつけ、グループごとに創意工夫しながらひとつの作品を仕上げてもらった。なお、この体験用の絹布は、当館の取り組みにご理解いただき、当時の風合に準じたものをと県内の染織家の方からご提供いただいたものである。



写真 10 展示のようす

（2）今後の課題

「古代の染色」に関する体験学習プログラムは、当館の体験学習事業における位置づけを再検討し、今後の展開への方針を示すことが必要と考える。当館の敷地内には古代から染料として使用されてきたいくつかの植物が生育しており、それらを利用した古代の染料による体験案を挙げることができる。ただし、そのような染色体験を順に行っていくのではなく、研究復元として古代の技術を再現（柿渋づくり、沈殿藍づくり等）するまでを目指すか、現存する文化財（考古資料、有形・無形の民俗資料）に関連付けるのかによっては、当館の体験事業の中でも存在感のあるものとなりそうである。他にも、布づくりに固定せずに古代の紙染めや紅づくり等の体験も可能である。邪馬台国論争でも話題となる奈良県纏向遺跡ではベニバナ栽培が指摘されており、当館でも今後の活用材料のひとつとなろう。

4 まとめ

当館の‘衣’に関わる体験学習プログラムは、布づくりに主眼をおいたものとなっている。今後は、体験活動室メニューの「時代衣装」の内容を充実させるなど、日本の服飾研究の成果も取り入れながら身にまとう衣服＝被服に目を向けた体験案の検討が必要であろう。

しかしながら、当館の‘衣’の分野での体験学習は、従来通り布づくりの体験を基調としたものを継続していくべきであると考え。化学繊維や化学染料によって大量生産され、広範囲に流通する衣服を着用できる今日とは異なり、かつては衣服が製品化されるひとつひとつの工程には多くの労力と時間が割かれている。布づくりの体験は、個々の技術の習得あるいは再現

識してもらえばかりではなく、当時の人々の生活の様子に想像を膨らませ、現在の生活を省みて先人たちの偉業を感じ取ってもらうことができる体験学習のひとつである。そして、当館にとって、そのようなプログラムの提供を継続することこそが、先人たちの残した文化財をより深く理解していただき、当館の掲げる文化財保護とその普及活動への第一歩となるものと考えている。

<参考文献>

- 福島県文化財センター白河館『年報2001－2008』（平成14-21）
福島市教育委員会『奥の細道紀行三百年記念「しのぶもちずり」』（平成元）
竹内晶子『考古学選書9 弥生の布を織る』（1989）
十日町博物館『図説越後アンギン』（平成6）
尾関清子『縄文の布』（1996）
吉岡幸雄『日本の色辞典』（2000）
からむし工芸博物館『苧』（2001）

ハ
井
ハ
ア



三島町荒屋敷遺跡



いわき市龍門寺遺跡

えちこ 越後アソギン

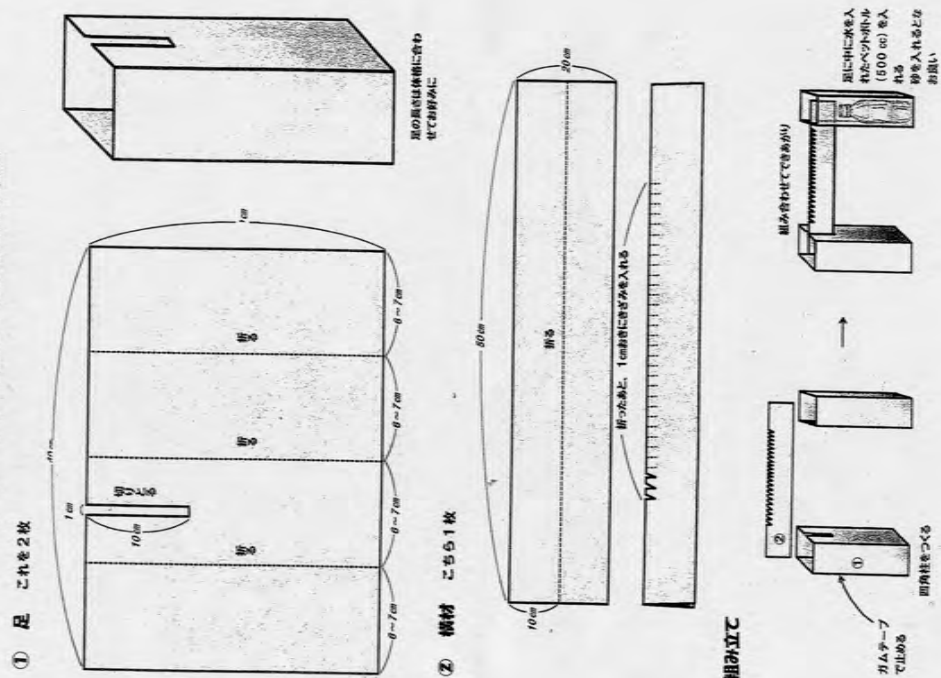


せんしょう
柏崎市専称寺



秋山記行

図設計組合編みギン



資料1 アンギンシート

資料2 アンギン台制作資料

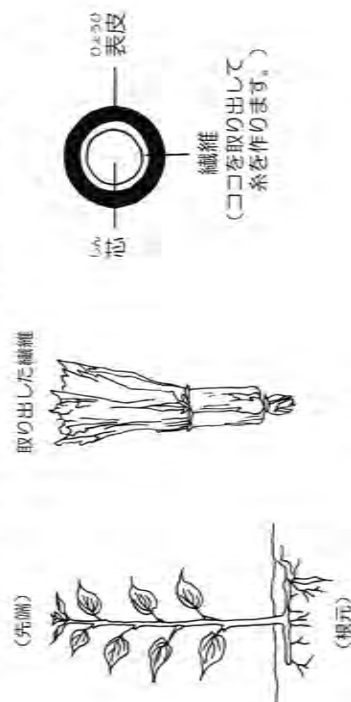
まほろん実技講座

「カラムシから布をつくろう」

カラムシなどの植物繊維には方向があります。

根の方から繊維となる細胞が上へ上へと伸びるからです。

そのため作業をするときは、根元から先端へと扱います。



【カラムシの刈り取り】

①根元より10cm～15cm上の部分に鎌をあて刈り取ります。

※カラムシは細く伸びている、日陰のものが良い。

②刈り取ったカラムシは、葉を茎の先端からしごいて落とします。

③長さをそろえて、水に浸しておきます。

※乾燥を防ぎ、芋引きしやすくするため。

資料 3 実技講座配布①

おひ

【芋引きのしかた】



①葉の根元近くに折り目をつけ、皮に切れ目を入れます。



②芯と皮の間に指を入れて、皮部が2枚になるように剥いていきます。

③剥いた皮は、水に浸しておきます。
※アクを取り、表皮を剥がしやすくするため。



④剥いた皮から表皮のみを剥がします。
※剥いた皮の裏側にスクッパーを押し当ててから剥がすと表皮が剥がれやすくなります。



⑤芋引き具（スクッパー）を使い、さらに表皮（色素）を取り除きます。

※色素が残っていると乾燥後に黒くなるので、なるべくきれいに取り除くのがポイントです。

⑥残った白い繊維を晾干します。

資料 4 実技講座配布②

開館7周年記念『まほろん夏まつり』

「しのぶもぢずい」に挑戦

みちのくのしのぶもぢずい誰ゆえに

みだれそめにし我ならなくに 河原左大臣(源融)

百人一首のひとつとして知られるこの歌は、都から地方に派遣された按察使(地方行政の監督官)と地方の長者の娘との悲恋を詠んだものです。

「しのぶもぢずい」とは、現在の福島県北部にあたる信夫地方で生産された絹の染めもののことと考えられています。福島市山口の文知摺観音には、芭蕉が訪れたことでも知られる文知摺石が置かれ、その傍らには小さな綾形石が並んでいます。

綾形石は名前の通り、表面の模様が格子状になっています。2つの石は、しのぶもぢずいとの関連の深いものとして伝えられています。

今回の体験は、綾形石を使用した古代の摺り染めとして、まほろん風のしのぶもぢずいに挑戦していただきます。



文知摺石

参考:福島市教育委員会『奥の細道紀行三百年記念「しのぶもぢずい」をめぐって』(平成元年)

◇体験についてのご注意◇

- ・どなたでも参加いただけますが、小学4年生以下は保護者の同伴が必ずです。時間までに会場にお集まりください。
- ・体験では水を使用しますので、衣服がぬれる場合があります。また、使用する染料は植物性のもので人体には無害ですが、衣服に付着すると変色する場合があります。皮膚やツメなどにも染まりやすいため、数日間、色素が残ることがあります。
- ・染色した布は色止めをしないでいきますので、日陰で乾燥させ、1週間後に水洗いをしてください。(黄緑色の色素が抜けて発色がよくなります)その後は退色を防ぐため、暗所で半年間ほど保存することをお薦めします。

資料6 イベント配布

古代の藍染め〈緑色〉

◇日本の藍染め

かつて西洋人たちにジャパンブルーと称された日本の藍染めは、タデアイの葉を発酵させたものです。木綿や麻などにもよく染まり、防虫効果も高いといわれる藍染めは、日本人の生活の中に広く受け入れられていきました。

藍とはもともと染料の意味で、実際に藍という植物は存在しません。藍染めとは青の色素(インジカン)をもつ植物を利用する染めもののことで、世界中にそのような植物が存在します。日本では一般的にタデアイを使用しています。



タデアイの花

タデアイは、花を咲かせる直前の7月末から8月にかけて、葉の部分に青の色素を蓄えます。藍染めにはその時期に刈り取った葉を使用します。徳島県の阿波(あわ)藍に代表される藍染めの方法は、その葉を乾燥させ、発酵させた堆肥状のもの(すくも)を作ります。それを灰汁などアルカリ性の液体に入れ、一定の温度に保ちながら還元発酵の状態で染色するものです。この方法は、木綿の戦国が盛んになる室町時代以降に各地に普及していききました。



◇古代の藍染め

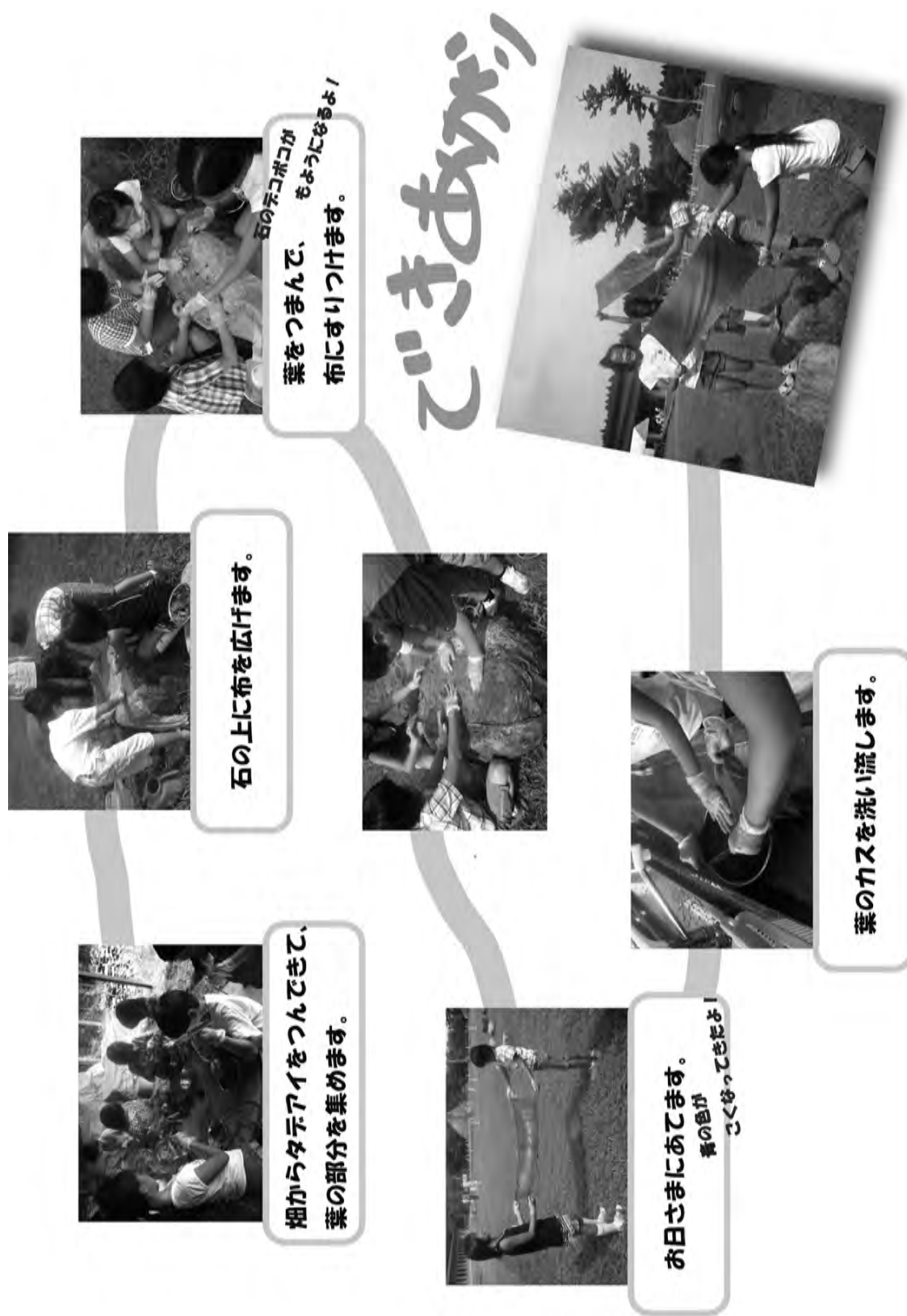
正倉院に残された資料から、奈良時代には藍染めの技術が完成していたことがわかります。平安時代のくらしの様子がうかがえる『延喜式(えんぎしき)』の記述には、当時の藍染めの分置があり、特に藍=タデアイだけで染め上げた色を「藍(はなだ)」としています。また、絹の染色にはタデアイの生の葉を使用していたようです。今回は『延喜式』の記述を参考に、タデアイの生葉で絹の布を当時の緑色に染めてみたいと思います。

●参考文献 吉岡幸雄「日本の色を染める」(2002)



開眼緑(かいげんのろ) [正倉院宝物]

資料5 実技講座配布用③



資料 7 『みんなの研究広場』 展示パネル

福島県文化財センター白河館における 資料管理の現状と課題

副主任学芸員 轡田克史

1 はじめに

福島県文化財センター白河館（以下「白河館」という。）には、収蔵用の平箱（内寸幅 39cm × 奥行 55cm × 高さ 14cm）に換算して 45,047 箱の資料が保管されている（平成 20 年度末現在）。資料の保管は、白河館の中心的な機能である。そのことは、白河館設置の根拠である「福島県文化財センター白河館条例」（平成十三年三月二十七日福島県条例第四十三号、以下「条例」という。）第三条に、白河館において行う業務の筆頭として「考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること」が挙げられていることから明らかである。したがって、この膨大な数の資料をいかに保存管理していくかという問題は、白河館にとってきわめて重要な意味を持つ。

本稿は、白河館で行っている資料管理業務を紹介し、業務における課題を明らかにすることを目的としている。それによって、より良い資料管理につなげていければと考えている。上記の作業は、具体的には資料の受け入れと収納、資料の貸出し、資料の閲覧、の 3 つの業務について行う。

前述のように白河館は福島県の条例によって設置された施設である。ただし白河館の管理運営は、同条例の第四条により指定管理者が行うこととなっており、現在財団法人福島県文化振興事業団が受託している。その業務の内容については、条例および指定管理者選定の際に示された「福島県文化財センター白河館業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定されている。なお仕様書は、平成 20 年度以前のもので平成 21 年度以降のものとで若干の相違点がある。本稿は平成 20 年度の実績について述べているので、本来ならば古い仕様書を利用すべきである。しかし資料管理の大筋は変わっていないことから、本稿では新しい仕様書に基づいて記載した。関連する部分を本稿の末尾に付し、必要に応じて引用したい。

2 資料の受け入れと収納

白河館の収蔵資料は表 1 に示したとおりである。その大部分を遺物が占め、ほかに文化財に関する資料として、写真や図面などがある。さらに考古資料

	遺物	写真	図面	地図・ カード類	合計
一般収蔵庫	40,434	2,792	850	514	44,590
特別収蔵庫	457				457
合計	40,891	2,792	850	514	45,047

表 1 白河館の収蔵資料（平成 20 年度末現在）

以外の文化財を収蔵することとなっているが、これに該当するものとして、平成 21 年度には無形の文化財関連資料を受け入れた。

白河館で収蔵している考古資料とは、仕様書に「福島県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が発掘調査した出土文化財を収蔵・保管する。」とあるように、専ら教育委員会が

調査した出土文化財を指している。寄贈・寄託を受けることはないし、県内市町村が調査した出土文化財も受け入れることはない。

考古資料は、遺跡の発掘調査が終わり、遺物整理・報告書刊行といった作業を経たものから順次移管される。金属製品や木製品は、さらに保存のための処理が終わったものから移管される。移管は、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の通知によって実施される。仕様書には白河館で管理すべき備品の台帳が掲載されており、資料の移管のたびにこれを更新し、教育委員会と共有している（図1）。

平成21年10月24日

物 品 管 理 簿

分類:備品

品目

考古資料類

単位

: 箱

規格(55×39×14cm)

文化財課 所管

備品番号	規 格 等	受						払						備 考		
		年	月	日	事 由	数 量	金 額	供 用 場 所			年	月	日		事 由	数 量
A 1	蘭塔山					1		福島県文化財センター白河館								
A 2	牛袋・嵩田					1		(以下同じ)								
A 3	背坂					1										
A 4	井戸尻															
A 5	桜岡															
A 6	堂山西															
A 7	松井東					1										
A 8	下牛庭					2										
A 9	沓掛					4										
A 10	出磐山B					1										
A 11	塩沢上原C					1										
A 12	関和久(2次)					2										
A 13	道南					7										
A 14	泉川					10										
A 15	赤坂裏					8										
A 16	芹沢					3										
A 17	三合谷地					2										
A 18	古屋敷					9										
A 19	岩淵境					3										
A 20	治部池横穴墓群					16										
A 21	平林					19										
A 22	壇ノ腰					5										
A 23	八影腰巻(1・2・4次)					210										
A 24	八影腰巻(3次・南地区)					50										
A 25	塩沢上原A					164										
A 26	塩沢上原B					72										
A 27	田地ヶ岡					133										
A 28	川原					74										
A 29	大窪					57										

図1 物品管理簿（抄）

平成20年度の受け入れ実績を見ると、次のように3回に分けて実施されている。

(1)

通 知：平成20年5月14日付け20教文第178号「文化財センター整備業務に係る
保存処理済み遺物等の搬送について（通知）」

実 施 日：平成20年5月29日

移管物品：保存処理済み木製品（41箱相当）、写真記録等（68箱相当）

(2)

通 知：平成20年9月3日付け20教文第578号「文化財センター整備業務に係る
写真記録等の搬送について（通知）」

実 施 日：平成20年9月25日

移管物品：写真記録等（73箱相当）

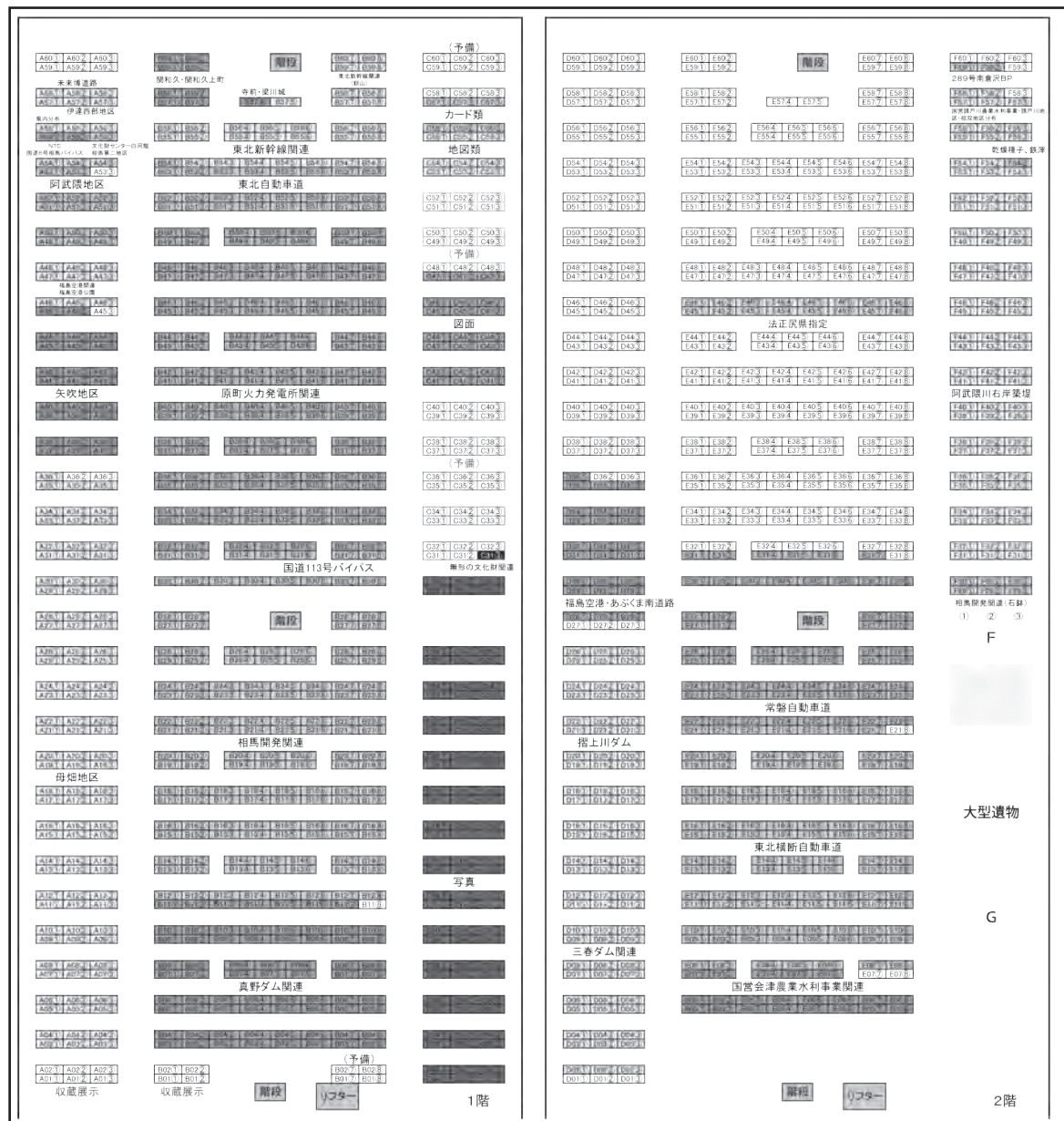


図2 一般収蔵庫配置図

(3)

通 知：平成21年2月18日付け20教文第912号「文化財センター整備業務に係る出土品の搬送について（通知）」

実 施 日：平成21年3月12日

移管物品：出土品等（309箱相当）

移管された資料を保管する施設であるが、白河館には一般収蔵庫と特別収蔵庫という2つの収蔵庫がある。

一般収蔵庫は床面積2,761㎡の規模があり、最大で平箱約66,000箱を収納することができる。空調は高温時に換気するためのファンが設置されているのみである。ここには、土器や石器と

整理番号 1	書名 原町火力発電所関連遺跡報告X	#64
略号 南相馬市 割田A遺跡 MSC-WT-A		
遺構名 2・3号住居跡		
遺物番号 5図1, 12図1～6・8・9・13, 13図1～7		
事業名 2005年 (平成17年度) 原町火発		

整理番号 1	書名 原町火力発電所関連遺跡報告X
略号 南相馬市 割田A遺跡 (MSC-WT・A)	
遺構名 3～5号住居跡, 表採, 遺構外	
遺物番号 報告書未掲載土器・石器	
2005年 (平成17年度) 事業名 原町火発	

図3 平箱カード（左：報告書掲載遺物 地色オレンジ、右：未掲載遺物 地色白）

いった温度湿度の影響を受けにくい資料や、調査時の図面・写真を収納している。白河館には国指定重要文化財の法正尻遺跡出土品と県指定重要文化財の関和久官衙遺跡出土品が収蔵されているが、これらも一般収蔵庫内に保管されている。

資料の収納にあたっては、できるだけ多くの資料を受け入れられるように配慮して配架している。資料の種類ごと（遺物・図面・写真）に大きく場所を分け、遺物は検索の便を考えて事業ごと、報告書ごと、遺跡ごとにまとめている。収納した後は収蔵庫内の配置図を更新し、どこにどの事業の出土品が収納されているか、一目で分かるようにしている（図2）。さらに、発掘調査報告書の図番号で検索できるように、整理箱に報告書掲載遺物・未掲載遺物の別、事業名、報告書名、遺跡名、遺構名、図番号を記した平箱カードを付けている（図3）。また、資料移管の際に作成された平箱台帳のデータに収納棚番号を付加し、コンピュータ上で資料を検索できるようにしている。これにより、展示や研修などで資料を用いるとき、貸し出しや閲覧に供すときに、ただちに必要な資料を取り出すことができる。

なお、一般収蔵庫は常時施錠しているが、学校単位等の来館で事前に申し込みがあった場合や夏休み特別体験メニュー等のバックヤードツアーで見学することができる。収蔵庫の中には土器を露出展示した収蔵展示コーナーがあり、実際の土器に触れる体験もできる。

一方、特別収蔵庫は床面積 104 m²の広さで、環境は常時 20℃・45%RH に保たれている。ここには保存処理された金属製品や木製品が収納されている。特別収蔵庫は常時施錠され、一般来館者が立ち入ることはない。

3 資料の貸出し

展示など公益目的の場合には、収蔵資料を他の博物館などの機関に貸し出している。対象となる収蔵資料は、考古資料、考古資料以外の文化財、文化財に関する資料である。貸出しにかかる手続きは、次の通りである。

1. 「収蔵資料等借用申請書」を受け付ける。
2. 資料の貸し出しにつき教育長に協議する。協議は、仕様書に「出土文化財の貸出しは、福島県教育委員会教育長に協議の上その承認を得て行う」とあることによる。
3. 教育長からの回答を待って、申請者に貸出しについて通知する。

4. 貸出しに際しては、梱包作業に立ち会って資料の状況を確認し、借用書を預かる。
5. 返却に際しては、開梱作業に立ち会って資料の状況を確認し、借用書を返却する。
6. 資料の返納を受けたことを、教育長に報告する。

平成 20 年度には、表 2 に示した資料を貸し出した。

	貸出期間	貸出先	資料名	数量
1	20080401 20090331	株式会社日本フットボールヴィレッジ（常設展示）	檜葉町美シ森 B 遺跡出土弥生土器	3
2	20080401 20090331	福島県立博物館（常設展示）	桑折町平林遺跡出土旧石器ほか	1,025
3	20080401 20090331	須賀川市立博物館（常設展示）	須賀川市梅田横穴古墳群出土須恵器	1
4	20080401 20090331	東北電力株式会社原町火力発電所（常設展示）	南相馬市鳥打沢 A 遺跡出土土師器・須恵器・羽口ほか	24
5	20080401 20090331	人間文化研究機構国立歴史民俗博物館（常設展示）	天栄村桑名邸遺跡出土縄文土器	3
6	20080401 20090331	独立行政法人国立科学博物館（常設展示）	飯舘村日向南遺跡ほか出土縄文土器	8
7	20080617 20081017	福島県立博物館（企画展「宝の山 2008」）	法正尻遺跡出土縄文土器ほか	60
8	20080704 20080807	財団法人郡山市文化・学び振興公社（文化財企画展「セツ池遺跡出土二彩浄瓶と古代の郡山」）	正倉補修用軒丸瓦ほか	17
9	20080704 20080930	仙台市富沢遺跡保存館（特別企画展「陸奥国大戦争時代」）	多賀城に向かう軍団兵士模型ほか	4
10	20080717 20090327	東京国立博物館（考古相互貸借事業）	矢吹町弘法山古墳群出土大刀ほか	18
11	20080804 20080826	竹駒神社（横笛の比較研究）	横笛復元品の演奏記録	1
12	20080812 20080826	竹駒神社（横笛の比較研究）	横笛復元品	1
13	20080905 20081213	石川町教育委員会（「まほろん所蔵の石川町出土考古資料展」）	石川町七郎内 C 遺跡出土琥珀玉ほか	113
14	20081031 20090224	財団法人福島県文化振興事業団（発掘調査における接合確認）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器ほか	30
15	20081114 20081212	下郷町教育委員会（授業に利用）	打製石斧復元品ほか	3
16	20081209 20090327	東京国立博物館（考古相互貸借事業）	古墳時代の馬復元品と馬具復元品	24
17	20081223 20090109	株式会社プロダクション・アイジー（劇場用映画『宮本武蔵』に掲載）	弩復元品写真ほか	2
18	20090107 20090130	財団法人郡山市文化・学び振興公社（文化財企画展「わが町の遺跡自慢」）	郡山市高林遺跡出土土師器ほか	5
19	20090107 20090206	財団法人福島県文化振興事業団（企画展「“天地人”の時代」）	会津若松市神指城跡出土漆器ほか	57
20	20090113 20090331	郡山市教育委員会（大安場史跡公園にて常設展示）	郡山市弥明遺跡出土石器	5
21	20090116 20090331	文化庁（重要文化財の新指定に係る調査）	磐梯町法正尻遺跡出土縄文土器ほか	285
22	20090329 20090331	財団法人郡山市文化・学び振興公社（大安場史跡公園オープニングイベント等の煮炊き実演）	土師器長胴甕復元品	2

表 2 資料貸出し状況（平成 20 年度実績）

福島県立博物館等の施設には資料を通年で貸し出しており、これは毎年更新している（1～6）。今年度からは新たに郡山市の大安場史跡公園に資料を貸し出した（20）。県内の他の施設への貸し出しは、資料の出土した地元への還元といった意義があり（1・3・4・20）、また福島県立博物館の常設展では教育委員会調査による出土品（当館蔵）を多く見ることができる（2）。通年での貸し出しの場合、当館職員が資料の状態を確認することが困難であるため、貸

し出し更新の際には展示状況の写真添付を求めている。また、文化庁への貸出し（21）は、法正尻遺跡出土品の重要文化財指定のためで、特例で文化庁から教育委員会への依頼、教育委員会から当館への通知という形で実施した。

その他、文化財に関する資料（写真・模型・レプリカなど）の貸出しを行っている。これも手続きは考古資料と基本的には同様である。レプリカのなかには、体験学習器材として手に取って見ることのできるものや、実際に使える土器なども含まれており、下郷町教育委員会へ貸し出した資料（15）は授業で活用され、大安場史跡公園へ貸し出した資料（22）は煮炊きに用いられた。

4 資料の閲覧

収蔵資料は白河館内で閲覧することができる。閲覧できる資料は、考古資料、考古資料以外の文化財、文化財に関する資料、閉架図書である。閲覧に際しては、職員が立ち会うこととし、閲覧の前後に資料の状態確認を行っている。

閲覧に必要な手続きは次の通り。

1. 収蔵資料閲覧申請書を収受する。
2. 白河館内での事務処理。教育長との協議事項でないため、館内で手続きが完結する。

閲覧場所は当日の施設利用状況により指定する。

3. 資料を収蔵庫外に出して閲覧に供する。

平成20年度の閲覧状況は表3にまとめたとおりである。

	閲覧日	閲覧者（閲覧目的）	資料名	数量
1	20080422	下郷町教育委員会職員（体験学習事業実施のため）	弓矢復元品ほか	8
2	20080422	下郷町教育委員会職員（町内遺跡管理のため）	遺物台帳様式	1
3	20080427	県内研究者（個人研究）	磐梯町法正尻遺跡出土土器写真	1
4	20080520	福島県立博物館職員（展示の事前調査）	磐梯町法正尻遺跡ほか出土縄文土器・土製品・石器	55
5	20080702	栃木県立博物館職員（展示の事前調査）	広野町折木遺跡ほか出土旧石器	621
6	20080812	竹駒神社神職（演奏の参考のため）	玉川村江平遺跡出土笛	1
7	20080817	財団法人福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	檜葉町大谷上ノ原遺跡出土旧石器	164
8	20080822	石川町教育委員会職員（展示の事前調査）	石川町七郎内C遺跡ほか出土縄文土器ほか	182
9	20080824	県外研究者（個人研究）	『大熊町史』ほか	8
10	20081003	県内研究者（個人研究）	『玉川村史』追録1・2	2
11	20081018	福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器	17
12	20081019	たたら研究会（古代製鉄研究のため）	南相馬市鳥打沢A遺跡ほか出土製鉄関連遺物	37
13	20081019	たたら研究会（古代製鉄研究のため）	製鉄実験資料	1
14	20081026	まほろんボランティア（土器製作の参考のため）	調査報告書『東北横断自動車道遺跡調査報告11』	1
15	20081107	県内研究者（個人研究）	調査報告書『東北横断自動車道遺跡調査報告10』	1
16	20081107	財団法人福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器	4
17	20081107	県内研究者（個人研究）	会津坂下町能登遺跡出土弥生土器	6

	閲覧日	閲覧者（閲覧目的）	資料名	数量
18	20081120	県内大学院生（修士論文作成のため）	三春町柴原A遺跡ほか出土土偶	115
19	20081127	県外研究者（個人研究）	郡山市徳定A遺跡出土弥生土器	9
20	20081130	県外研究者（個人研究）	石川町七郎内C遺跡ほか出土縄文土器	52
21	20081207	財団法人交野市文化財事業団職員（古代製鉄研究のため）	新地町向田E遺跡ほか出土製鉄関連遺物	37
22	20081207	財団法人交野市文化財事業団職員（古代製鉄研究のため）	製鉄実験資料	1
23	20090107	県内大学院生（修士論文作成のため）	会津坂下町能登遺跡ほか出土弥生土器	18
24	20090118	県外研究者（個人研究）	大猿田遺跡ほか出土木製品ほか	409
25	20090118	南相馬市教育委員会職員（報告書作成のため）	相馬市善光寺遺跡ほか出土須恵器	65
26	20090118	県内研究者（個人研究）	白河市筑内古墳群ほか出土須恵器	6
27	20090207	県外研究者（個人研究）	須賀川市一斗内遺跡ほか出土縄文土器	64
28	20090313	長岡市立科学博物館職員（展示の事前調査）	磐梯町法正尻遺跡ほか出土縄文土器・土製品	81
29	20090314	県外研究者（個人研究）	郡山市正直A遺跡出土土師器	50
30	20090315	県内研究者（個人研究）	会津美里町鹿島遺跡ほか出土石器	75
31	20090326	八戸市博物館職員（展示の事前調査）	石川町七郎内C遺跡ほか出土土偶	22
32	20090328	県内研究者（個人研究）	調査報告書『国営総合農地開発事業矢吹地区遺跡発掘調査報告9』ほか	2

表3 資料閲覧状況（平成20年度実績）

平成20年度の閲覧件数は32件であるが、閲覧対象の大部分は考古資料である。その目的は個人・共同研究、展示の事前調査などとなっている。なお、製鉄関連遺跡出土品の閲覧が見られるが、これは東日本最大級といわれる古代製鉄遺跡の資料を収蔵しているためであり、白河館で継続して行っている製鉄実験の成果品も併せて閲覧されている。

考古資料の他には報告書や復元品、写真などが閲覧されている。1件あたりの閲覧点数は1点から数百点までであるが、閲覧点数が多い場合は事前事後の資料確認が困難な状況が生じた。

5 資料管理上の課題

これまでに白河館で行っている資料管理業務を検証してきた。いくつかの課題が浮かび上がってくるが、ここでは2点を取り上げたい。

収蔵に関する課題

白河館には45,047箱の資料が収蔵されているが、なかには国・県指定の重要文化財も含まれている。国指定の法正尻遺跡出土品、県指定の関和久官衙遺跡出土品である。考古資料に優劣があるわけではないが、これらに関しては重要文化財にふさわしい管理が求められている。

これらの資料は現在、他の考古資料と同じく、一般収蔵庫にて保管している。しかし一般収蔵庫は、職員の案内のもとで一般の来館者も入庫し、見学や土器に触れる体験等を行っている。一般の来館者が実際に資料に触れ、親しむことは、体験学習の観点からは望ましい活動であるが、重要文化財の管理を考えた場合、問題なしとしない。

重要文化財については、他の資料とは隔離して保管する必要がある。とはいえ特別収蔵庫の

ような警備の厳重な施設を新設することは、費用の点で現実的ではない。また既存の特別収蔵庫には木製品・金属製品が収納されており、重要文化財を搬入するスペースはない。次善の策として、一般収蔵庫内に一定の区画を作り、周囲を隔壁で覆ったうえ、入り口を施錠するといった対策が考えられる。これにより、来館者へのサービスを損なわずに重要文化財の管理を徹底することができる。

今後、具体的な案を作成したうえ、教育委員会と密接に協議しながら検討していきたい。

管理に関する課題

資料貸出しの前後、閲覧の前後には、資料の状態を確認している。その記録はそれぞれ、貸出し関連の簿冊、閲覧関連の簿冊に綴られる。資料ごとの貸出し・閲覧等の履歴をまとめたものは作っていない。そして貸出し関連・閲覧関連の簿冊は文書取扱規定によって5年保存とされており、原則としてそれ以前の履歴は残っていないことになっている。

その結果、ある資料がいつ展示され、どこへ貸し出され、あるいはどのような修復を加えられたか、といった資料管理上の基本的な情報が失われていくことになるのである。

さて白河館では、文化財データベースの一部として遺物データベースを整備し運用している。このデータベースは、白河館に収蔵されている資料（報告書に掲載されたもの）1点ごとの所属時期、出土地点・層位、計測値、実測図などの情報を格納しており、資料をインターネットを利用して検索することができるというものである。加えて、資料の所在情報（収蔵庫の棚番号など）、閲覧・貸出し歴などの管理情報を記録できるように設計されている。これを活用すれば上記の課題は解決となるはずだが、残念ながらシステム上の問題によって活用できていない。

そこで、今後の課題として履歴台帳を整備していきたい。資料の1点ごとに、貸出し履歴、閲覧履歴、補修歴を台帳化して蓄積していくのである。これによってその資料がたどった来歴を把握することができる。しかし、点数が膨大であるため、考古資料全点について台帳化するというわけにはいかない。選択的に、重要文化財に指定された法正尻遺跡出土品、県指定重要文化財の関和久官衙遺跡出土品、特別収蔵庫に収蔵されている金属製品・木製品から整備を進める必要がある。

6 おわりに

出土文化財を保存活用する施設における資料管理のあり方は、どのような形が望ましいのか。所与の条件（規模や施設、組織形態等）によるところが大きいためか、またあまりにも当たり前の業務であったためか、これまではあまり論じられてこなかったのではないかと。しかし今後、資料の活用を重視するときには、資料管理のあり方そのものが重要な意味を持ってくるものと思われる。

白河館の管理は、平成13年の開館以来、財団法人福島県文化振興事業団が任されてきた。その当初から福島県の財産を預かる立場は変わらないが、平成18年度からスタートした指定

管理者制度のもとではより一層、県民共有の財産である文化財を「お預かりする」側面が強くなっている。指定管理者の第2期（平成21年度から5年間）においても、その流れは変わっていない。このような中、どのように資料を管理すれば利用者の利益が増大し、かつ資料の完全性を保持できるのか。限られた期間ではあるが、できるだけ良質な資料管理業務を追求していきたい。

（参考）

福島県文化財センター白河館条例

平成十三年三月二十七日 福島県条例第四十三号

（前略）

第三条 白河館において行う業務は、次のとおりとする。

- 一 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること。
- 二 文化財に関する講演会、講習会等の開催に関すること。
- 三 文化財等を活用した体験学習の実施に関すること。
- 四 文化財に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修に関すること。
- 六 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（指定管理者による管理）

第四条 白河館の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより教育委員会が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（平一七条例一〇七・追加）

（指定管理者が行う業務の範囲等）

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 白河館の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

（平一七条例一〇七・追加）

（遵守事項）

第六条 白河館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 白河館の施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- 三 館内において、展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- 四 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 五 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、管理上教育委員会が指示する事項
(後略)

福島県文化財センター白河館業務仕様書

福島県文化財センター白河館管理運営に係る業務概要

(前略)

ⅠⅠ 文化財の収蔵・保管及び活用等に関する業務

1 文化財の収蔵・保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示

(1) 考古資料の収蔵・保管

ア 福島県教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が発掘調査した出土文化財を収蔵・保管する。

(ア) 教育委員会からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する。

(イ) 出土文化財は、発掘調査した事業、年度、遺跡並びに報告書掲載・未掲載に分類して保管箱に入れ、効率的に保管棚を活用して収納する。

(ウ) 出土文化財の中で、保存処理を施した木質遺物・金属製遺物等は、温湿度を適切に管理した特別収蔵庫に保管する。

(エ) 出土文化財は、閲覧、貸出、見学等に迅速に対応できるように整理して収納する。

出土文化財の貸出しは、福島県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に協議の上その承認を得て行う。

(オ) 重要文化財等の保管については、必要に応じて教育長と協議の上、専門職員が適切に取り扱う。

(カ) 地震等による倒壊での損壊を防止する措置を講じる。

イ 出土文化財の取扱いは収蔵資料台帳に基づき、専門職員が適切に取り扱う。

(ア) 出土文化財の文化財としての価値を損なうことのないように取扱う。

(イ) 出土文化財の劣化を防ぐために点検を行い、適切に管理する。

(ウ) 出土文化財の損傷等が判明した場合は速やかに教育長に報告し、教育長の指示を得て、対策を講じる。

(2) 考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料の収蔵・保管

ア 教育委員会が調査した文化財に関する資料を収蔵・保管する。

(ア) 教育委員会からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する。

(イ) 考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料は、閲覧、貸出等に迅速に対応できるように整理して収納する。

イ 模型・レプリカの貸出しは、教育長に協議の上その承認を得て行う。

(後略)

福島県文化財センター白河館

研究紀要 2009

平成 22 年 3 月 25 日発行

編集 財団法人福島県文化振興事業団

発行 福島県文化財センター白河館（まほろん）

〒 961-0835 白河市白坂一里段 86

TEL 0248-21-0700 FAX 0248-21-1075

<http://www.mahoron.fks.ed.jp>

印刷

